

雇用保険事務手続きの手引き

【第 3 編】

育児休業等給付・介護休業給付・

高年齢雇用継続給付編

【令和 8 年 8 月版】

目 次

第1章 雇用継続給付（高年齢雇用継続給付・介護休業給付）及び育児休業等給付受給のための 手続について	1
1 事業主の皆様をお願いします！	1
2 必ず本人にお渡しください！	1
3 賃金等の記載に誤りや漏れはありませんか？	1
第2章 育児休業等給付について	2
1 育児休業等給付とは	2
2 育児休業等給付の基本的な流れ	3
3 出生時育児休業給付金について	5
4 育児休業給付金について	12
5 出生後休業支援給付金について	29
6 育児時短就業給付金について	39
7 その他	49
8 支給申請書等の記載例について	50
○ 育児休業等給付に関するQ & A	66
第3章 介護休業給付について	74
1 介護休業給付とは	74
2 介護休業給付の基本的な流れ	74
3 介護休業給付金について	75
4 その他	82
5 支給申請書等の記載例について	83
○ 介護休業給付に関するQ & A	87
第4章 高年齢雇用継続給付について	89
1 高年齢雇用継続給付とは	89
2 高年齢雇用継続給付の基本的な流れ	90
3 高年齢雇用継続基本給付金について	92
4 高年齢再就職給付金について	103
5 離職等により被保険者資格を喪失したとき	106
6 年金と高年齢雇用継続給付との併給調整について	107
7 その他	108
8 支給申請書等の記載例及び通知例について	109
○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A	120
○ 「支給率早見表」と「支給額早見表」（令和7年4月1日以降に受給資格を満たす）	124
○ 「支給率早見表」と「支給額早見表」（令和7年3月31日以前に受給資格を満たす）	125

参考 1 失業等給付について	126
1 求職者給付	127
2 就職促進給付	133
3 教育訓練給付	135
参考 2 日雇労働被保険者の給付について	138
1 雇用保険の適用を受ける日雇労働者とは.....	138
2 日雇労働被保険者を雇い入れた場合の手続は.....	138
付録	140

第1章 雇用継続給付（高年齢雇用継続給付・介護休業給付） 及び育児休業等給付受給のための手続について

1 事業主の皆様をお願いします！

雇用継続給付及び育児休業等給付に関する受給資格確認及び支給申請の手続は、原則として、その被保険者を雇用する事業主を経由して行うよう、ご協力をお願いします。

※ 届出・支給申請にあたってのご注意

雇用継続給付及び育児休業等給付に関する届出および支給申請の時期は、雇用保険法施行規則により定められています。定められた時期までに支給申請をお願いします。

2 必ず本人にお渡しください！

ハローワークでは、雇用継続給付及び育児休業等給付についての支給決定を行いますと、コンピュータでの処理後、「**支給決定通知書**」と「**次回の支給申請書**」をお渡ししています。

これらの書類は、①本人に支給金額をお知らせし、②次回の支給対象期間及び支給申請の期限をお知らせし、③高年齢雇用継続給付の場合には年金との併給調整手続に必要となる、など大変重要な書類ですので、**必ず本人にお渡しください。**

3 賃金等の記載に誤りや漏れはありませんか？

高年齢雇用継続給付の支給額は、原則として、60歳到達時（休業開始時）の賃金額と支給対象月（対象期間）に支払われた賃金額とを比較し、その低下に応じて決定されることから、給付金の支給決定後に、すでに提出していただいた賃金月額証明書や支給申請書について、賃金額の記載誤りや一部算入漏れ等があった場合には、正しい金額により改めて支給することとなるため、**すでに支給された給付金を回収しなければならないケースが発生します。**

また、介護休業給付および育児休業等給付における支給対象期間中に職場復帰した場合の職場復帰日（介護休業終了日）の申告漏れがあった場合についても、正しく処理を行う必要があるため、上記と同様、すでに支給した給付金を回収しなければならないケースもあります。

この給付金の回収手続は、煩雑となるばかりでなく、多額の給付金を一度に回収させていただく場合もあることから、事業主および被保険者の皆様に、かなりの負担・不利益を生じさせることもあります。

雇用継続給付及び育児休業等給付に関する手続の際には、これらの点について十分ご注意くださいとともに、ご不明な点等ございましたら、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

第2章 育児休業等給付について

1 育児休業等給付とは

少子化の急速な進行や女性の職場進出の進展が見られる現代において、労働者が育児休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助・促進することにより、育児をする労働者の職業生活の円滑な継続を目的に創設され、平成7年4月1日から施行されました。また、男性の育児休業の取得の促進を図るとともに、男女問わず仕事と育児を両立できる社会を実現することを目的として、育児・介護休業法が改正され、令和4年10月1日から、育児休業の2回までの分割取得や出生時育児休業（産後パパ育休）の取得が可能となり、これに対応した育児休業給付が受けられるようになりました。さらに、共働き・共育での推進や子の出生・育児休業後のキャリア形成の両立支援のため、令和7年4月1日から、子の出生直後の一定期間の給付率の上乗せや時短勤務を選択する場合の給付金が創設されました。（雇用保険法第61条の6～第61条の13）

具体的には、被保険者の方が、1歳（一定の要件に該当した場合は1歳2か月。さらに一定の要件に該当した場合は1歳6か月又は2歳。）に満たない子を養育するための育児休業（2回まで分割取得可）を取得し、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」の支給を、子の出生後8週間の期間内に合計28日を限度に出生時育児休業（産後パパ育休）を取得した場合、一定の要件を満たすと「出生時育児休業給付金」の支給を受けることができます。

また、原則、被保険者とその配偶者の両方（例外あり）が14日以上の子育て休業または出生時育児休業を取得する場合に、「出生後休業支援給付金」の支給を受けることができます。

さらに、被保険者が2歳未満の子を養育するために時短勤務をした場合、一定の要件を満たすと「育児時短就業給付金」の支給を受けることができます。



2 育児休業等給付の基本的な流れ

(以下の図は、事業主を経由して手続を行うという流れを示しています。)

- ① 出生時育児休業給付金（5 ページ参照）を申請する場合（初回の育児休業申請手続きまで）

《誕生日または出産予定日のいずれか早い日》

出生時育児休業（産後パパ育休）開始（4 週間（28 日）以内の期間で2 回に分割可能）

《誕生日・出産予定日のいずれか遅い日から起算して8 週間経過…（a）》

または、《出生時育児休業の取得日数が28 日に達した…（b）》

または、《2 回目の出生時育児休業が終了した…（c）》

受給資格確認と出生時育児休業給付金支給申請を同時に手続（（a）、（b）又は（c）の翌日から申請可能となり、その日から2 か月を経過する日の属する月の末日まで）

※ 出生後休業支援給付金（29 ページ参照）の申請も原則として同じ申請書にて行います。

（育児休業を取得する場合は以下に続く）

育児休業開始（出生時育児休業期間終了後、出生時育児休業給付金支給申請書を提出するまでの間に休業を開始することも可能です）

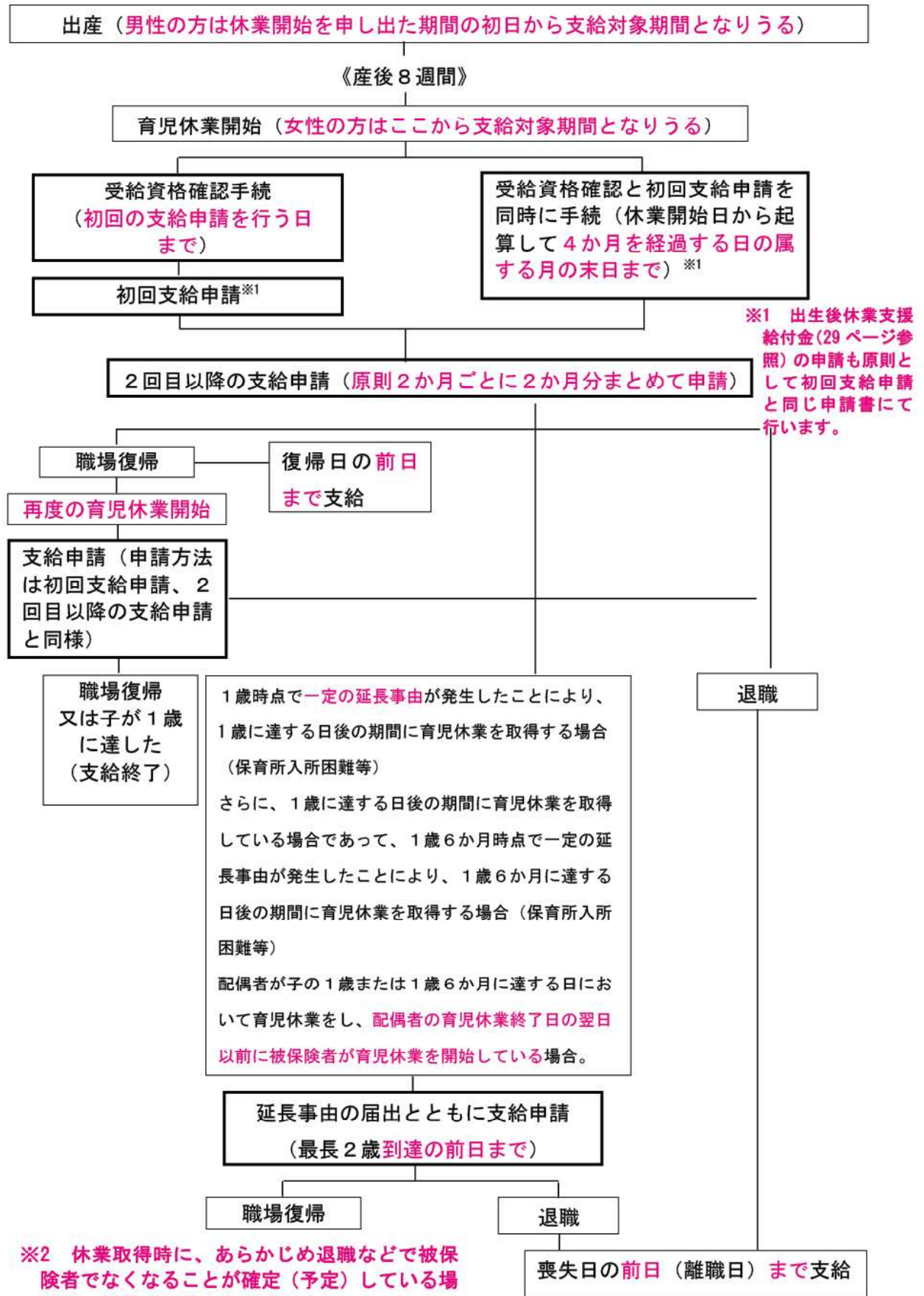
初回支給申請手続（休業開始日から起算して4 か月を経過する日の属する月の末日まで）

※ 2 回目以降の育児休業支給申請については次ページのフロー図の「2 回目以降の支給申請」以下をご確認ください。

※ 休業取得時に、あらかじめ退職が確定（予定）している場合は、支給の対象となりません。

※ 出生時育児休業を取得せず、育児休業を取得することも可能です。

② 出生時育児休業給付金を申請しない場合又は2回目以降の育児休業支給申請の場合



3 出生時育児休業給付金について

(1) 受給資格は

出生時育児休業給付金を受給するには、出生時育児休業（産後パパ育休）を取得した被保険者（※）で、以下の条件に該当することが必要です。受給資格の確認申請については（4）を参照してください。

（※）被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、第2章において同じです。

次のいずれにも該当すること。

イ 子の誕生日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に、4週間（28日）以内の期間を定めて、当該子を養育するための出生時育児休業を取得した被保険者であること。（※）

（イ）ここでいう「出生時育児休業」とは、「誕生日または出産予定日のうち早い日」から「誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日まで」の期間内に4週間（28日）までの範囲で取得するものをいいます。また、職場復帰を前提に取得するものをいい、**休業取得時に退職が確定（予定）している休業は支給の対象となりません。**

（ロ）産後休業（誕生日の翌日から8週間）は出生時育児休業給付金の対象外です。また、産後6週間を経過した場合であって、当該被保険者の請求により、8週間を経過する前に産後休業を終了した場合であっても、産後8週間を経過するまでは、産後休業とみなされます。

（ハ）育児をする子は実子・養子を問いません。

（ニ）**期間雇用者**も支給対象となります。

※ 出生時育児休業は同一の子について2回まで分割して取得できます。

ロ 出生時育児休業を開始した日の前2年間に、**賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は就業している時間数が80時間以上の）完全月（※1）が12か月以上あること。**

※1は育児休業給付金と同じです（12ページ参照）。

期間雇用者（期間を定めて雇用される者）の方は、上記イ及びロに加え、休業開始時において、次の要件に該当することが必要です。

子の誕生日（出産予定日前に子が出生した場合は、出産予定日）から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに、その労働契約の期間（労働契約が更新される場合は更新後のもの）が満了することが明らかでないこと。

この受給資格を満たした被保険者であって、（2）に記載する支給要件を満たした場合に、出生時育児休業給付金を受けることができます。

※ 休業開始時賃金月額及び休業開始時賃金日額については、13ページ参照。

(2) 支給要件は

以下の条件をすべて満たしていることが要件です。

休業中の就業時間数の取扱いや賃金の取扱いは育児休業給付金と異なるのでご注意ください。

イ 出生時育児休業期間の初日から末日まで継続して被保険者資格を有していること。

ロ 出生時育児休業期間の就業日数が 10 日以下であること。10 日を超える場合は就業している時間が 80 時間以下であること。

※ 休業期間が 28 日間より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

(例) 14 日間の休業 ⇒ 最大 5 日 (5 日を超える場合は 40 時間)

10 日間の休業 ⇒ 最大 4 日 (4 日を超える場合は約 28.57 時間)

[10 日 $\times$ 10/28 $\div$ 3.57 (端数切り上げ) ⇒ 4 日、80 時間 $\times$ 10/28 $\div$ 28.57 時間]

※ 出生時育児休業期間中に就業した時間を合計した際に生じた分単位の端数は切り捨てます。また、出生時育児休業を分割して取得する場合は、それぞれの期間ごとに端数処理を行います。

ハ 出生時育児休業中の就労に対して事業主から支払われた賃金※が、「休業開始時賃金日額 $\times$ 休業期間の日数」の 80% 未満であること。

※ 「出生時育児休業中の就労に対して事業主から支払われた賃金」とは

出生時育児休業期間中に支払日のある賃金 (出生時育児休業を分割して取得する場合は出生時育児休業期間の間の就労期間に支払日のある賃金を含む。) のうち、基本給等の労働した日・時間により算定され支払われる賃金 (勤務日数に応じて支払われる通勤手当を含む。) については、**出生時育児休業期間中の賃金の基礎となった日数・時間に応じて支払われた額**となります。

就労等した日・時間にかかわらず一定額が支払われている手当 (家族手当等) は含めません。

なお、月給制等により、出生時育児休業期間中に支払日のある賃金月において、賃金が減額されなかった場合には、支払われた賃金額に出生時育児休業取得日数を乗じて得た額を、出生時育児休業期間中に支払日のある賃金支払対象期間の日数で除し (小数点以下切り捨て)、当該額を「**出生時育児休業期間を対象とする賃金**」とします。

例示 ※賃金の取扱い等は、以下「解説」を参照ください。

- ・賃金締切日：当月末日 賃金支払日：当月 15 日
- ・出生時育児休業期間 10 月 12 日から同月 31 日まで取得した場合（合計 20 日）
- ・通勤手当として、出勤 1 日につき 500 円支給



解説： 10 月 15 日に賃金が満額支給された場合、10 月（31 日間の賃金支払対象期間）に 10 月 12 日～10 月 31 日の 20 日間の出生時育児休業を取得しており、出生時育児休業期間における賃金は、

$$30 \text{ 万円} \times 20 \text{ 日間} / 31 \text{ 日間} = 193,548.39$$

⇒193,548 円を「出生時育児休業期間を対象とする賃金その 1」として計上してください。

通勤手当は、

$$500 \text{ 円} \times 20 \text{ 日間} = 10,000$$

⇒100,000 円を「出生時育児休業期間を対象とする賃金その 1」として各々計上してください。

※上記のケースの場合、支給額の算定において、193,548 円 + 10,000 円 = 203,548 円が、休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数で得た額の 80% (10,000 円 × 10 日 × 80% = 80,000 円) を超えているため、出生時育児休業給付金は不支給となります。

(3) 支給額は

- ① 休業期間中の就労に対して賃金が支払われていない場合

支給額＝休業開始時賃金日額×休業期間の日数（28 日が上限）×67%（※）

※ 給付率について

出生時育児休業給付金が支給された日数は、育児休業給付の支給率 67%の上限日数である 180 日に通算されます。181 日目以降は支給率 50%となります。

- ② 休業期間中の就労に対して事業主から賃金が支払われている場合

イ 支払われた賃金が「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の 13%以下の場合

支給額＝休業開始時賃金日額×休業期間の日数（28 日が上限）×67%

ロ 支払われた賃金が「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の 13%超～80%未満の場合

支給額＝休業開始時賃金日額×休業期間の日数（28 日が上限）の 80%相当額と賃金の差額

ハ 支払われた賃金が「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の 80%以上の場合

支給額＝支給されません。

なお、以下の**賃金日額上限額**により支給額を算出し、減額される場合や支給されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

令和 8 年 8 月 1 日現在の休業開始時賃金日額の上限額について

上限額 16,540 円

※ 上限額は、毎年 8 月 1 日に変更される場合があります。

【支給算出額の事例 1】

休業開始時の賃金日額が 7,000 円であって 14 日間の出生時育児休業を取得した場合（休業開始時賃金日額×休業期間の日数＝98,000 円）

- ① 支給対象期間中に賃金が支払われていない場合
→ 支給額＝7,000 円×14 日×67%＝65,660 円
- ② この期間に 3 日労働して賃金 21,000 円が支払われた場合
（「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の 13%～80%）
14 日分の賃金日額の 80%＝7,000 円×14 日×80%
＝78,400 円
→ 支給額＝78,400－21,000＝57,400 円
- ③ この期間分の賃金として 8 万円支払われた場合
（「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の 80%以上）
→ 支給されません。

【支給算出額の事例 2】

休業開始時賃金日額が 16,600 円であって 14 日間の出生時育児休業を取得した場合

- 賃金日額には上限額（令和 8 年 8 月 1 日現在 16,540 円）があります。このため、この場合の賃金日額は 16,540 円です。したがって、「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」＝16,540 円×14 日間＝231,560 円となります。
- ① 支給対象期間中に賃金が支払われていない場合
→ 支給額＝16,540 円×14 日×67%＝155,145 円
- ② この期間に 3 日労働して賃金 48,000 円が支払われた場合
（「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の 13%～80%未満）
休業開始時賃金日額の 80%＝16,540 円×14 日×80%＝185,248 円
→ 支給額＝185,248－48,000＝137,248 円
- ③ この期間分の賃金として 20 万円支払われた場合
（「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の 80%以上）
→ 支給されません。

(4) 受給資格確認・支給申請は・・・

雇用する被保険者が出生時育児休業給付金を受給するには、次の手続が必要です。受給資格の確認申請及び出生時育児休業給付金の支給申請は育児休業給付金支給と異なり同時に行う必要があります。また、出生後休業支援給付金（29 ページ参照）の要件を満たす場合は、一体的に申請することを原則とします。

届出書類・・・「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児）」（＝賃金月額証明書）

「育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書」（以下「受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書」という。）

提出期間・・・子の出生日（出産予定日前に子が出生した場合は、当該出産予定日）から起算して8週間を経過する日（又は①出生時育児休業の取得日数が28日に達した場合は達した日、②2回目の出生時育児休業をした場合は2回目の出生時育児休業を終了した日）の翌日から提出可能となり、当該日から2か月を経過する日の属する月の末日まで（※休業期間を対象とする賃金を便宜的に一旦支払って、翌月以後の賃金支払日に控除する場合は、当該賃金支払日以降に提出してください）

届 出 先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの・・・

- 賃金台帳、出勤簿、タイムカード、育児休業申出書、育児休業取扱通知書など出生時育児休業を開始・終了した日、賃金の額及び支払状況を証明することができるもの
- 母子健康手帳、医師の診断書（分娩（出産）予定証明書）等の出産予定日及び出産日を確認することができるもの（いずれも写しで可。）
- （出生後休業支援給付金の支給申請も一体的に行う場合）
出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類（35 ページ参照）が必要ですが、配偶者が子を出産している場合（子が養子でない場合）は、母子健康手帳、医師の診断書（分娩（出産）予定証明書）等の出産予定日及び出産日を確認することができるものが必要書類となります。

※受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書は、マイナンバーを記載して提出してください。

イ 「賃金月額証明書」の提出について

被保険者が出生時育児休業を開始した場合は、**受給資格確認票・出生時／出生後支給申請書を提出する日までに「賃金月額証明書」**を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出しなければなりません。

ロ 受給資格の確認・支給申請とその通知について

出生時育児休業給付金の受給資格がある場合は「**出生時育児休業給付金支給決定通知書**」を、出生後休業支援給付金も一体的に申請した場合に受給資格があるときは「**出生後休業支援給付金支給決定通知書**」をそれぞれ交付します。支給額が算定されたときは、支給額が記載され、不支給決定されたときは、不支給の理由が記載されます。

また、受給資格がない場合は、「**育児休業給付受給資格否認通知書**」が交付されます。

これらの通知書は、必ず被保険者にお渡しください。

(5) 給付金の口座振込みは・・・・・・

支給決定された出生時育児休業給付金は、支給決定日（支給決定通知書に印字されています。）から約1週間後に、申請者本人が指定した金融機関の本人名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

また、振込者名は「コウセイロウドウショウ ショクギョウアンテイキョク」となります（金融機関によっては、振込者名の表示が途切れたりする場合があります）。

4 育児休業給付金について

(1) 受給資格は・・・

育児休業給付金を受給するには、1歳（いわゆるパパママ育休プラス制度を利用して育児休業を取得する場合は1歳2か月、休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合は1歳6か月又は2歳）未満の子を養育する被保険者で、以下の条件に該当することが必要です。受給資格の確認申請については（6）を参照してください。

次のいずれにも該当すること。

イ 1歳未満の子を養育するために、「育児休業」を取得した被保険者であること。（※）

（イ） ここでいう「育児休業」とは、職場復帰を前提に取得するものをいい、**休業取得時に退職が確定（予定）している休業は支給の対象となりません。**

（ロ） 育児休業対象者は男女を問いません。

（ハ） 育児をする子は実子・養子を問いません。

（ニ） **期間雇用者**も支給対象となります。

※ 職場復帰後、同一の子について**原則2回の育児休業までは育児休業給付金の支給対象**となります。

ロ 育児休業を開始した日の前2年間に、**賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は就業している時間数が80時間以上の）完全月（※1）が12か月以上あること。**この要件を満たさない場合、**産前休業開始日等（※2）を起算点として、その日の前2年間に賃金支払基礎日数（就労日数）が11日以上ある完全月が12か月以上あること。**

※1 過去に基本手当の受給資格や高年齢受給資格の決定を受けたことのある方については、基本手当の受給資格決定や高年齢受給資格決定を受けた後のものに限ります。

※2 産前休業を開始する日前に子を出生した場合は「当該子を出生した日の翌日」、産前休業を開始する日前に当該休業に先行する母性保護のための休業をした場合は「当該先行する休業を開始した日」を起算点とします。

期間雇用者（期間を定めて雇用される者）の方は、上記イ及びロに加え、休業開始時において、次の要件に該当しなければなりません。

子が1歳6か月までの間（保育所における保育の実施が行われない等の理由により、子が1歳6か月後の期間について育児休業を取得する場合は、1歳6か月後の休業開始時において2歳までの間）に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないこと。

この受給資格の確認を受けた被保険者であって、育児休業中に支払われた賃金の額が、**休業開始時の賃金月額**に比べて、**80%未満**である等、支給要件を満たした場合に、育児休業給付金を受けることができます。

※「休業開始時賃金月額」とは、

原則、育児休業開始前（産前、産後休業を取得した場合は、原則として産前、産後休業開始前）6 か月間の賃金を 180 で除した額が「賃金日額」となり、支給日数を 30 日とした場合の「休業開始時賃金日額×支給日数」が賃金月額となります。

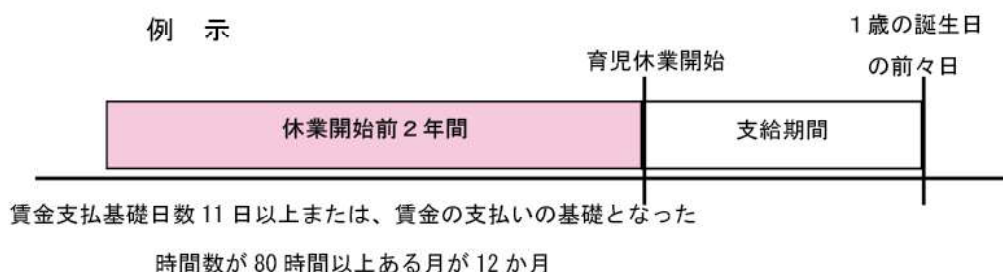
なお、賃金月額には、以下のとおり上限額及び下限額があります。算定した額が上限額を超える場合は上限額に、算定した額が下限額を下回る場合には下限額となります。

令和 8 年 8 月 1 日現在の賃金月額の上限額と下限額

上限額 496,200 円※（令和 8 年 7 月 31 日までは 483,300 円）

下限額 96,090 円※（令和 8 年 7 月 31 日までは 90,420 円）

※ 上限額及び下限額は、毎年 8 月 1 日に変更される場合があります。



1 歳 6 か月又は 2 歳まで支給対象となる場合【具体的な手続は 21 ページ参照】

- ① 育児休業の申出に係る子について、市町村に対して保育所等^{※1}における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、**その子が 1 歳又は 1 歳 6 か月に達する日^{※2}後の期間について、当面その実施が行われない場合**であって、速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めるとき。

※1 児童福祉法第 39 条に規定する保育所等をいい、いわゆる「無認可保育施設」は含まれません。

※2 一定の要件を満たすことにより、育児休業終了予定日が 1 歳に達する日後である場合は、当該終了予定日。

- ② 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者であって、その子が 1 歳又は 1 歳 6 か月に達する日後の期間について、常態としてその子の養育を行う予定であった方が、以下のいずれかに該当した場合。

- ・ 死亡したとき
- ・ 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき
- ・ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき
- ・ 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）以内に出産する予定であるかまたは産後 8 週間を経過しないとき（産前休業を請求できる期間または産前休業期間及び産後休業期間）

(2) 支給要件は

育児休業開始日から起算して1か月ごとに区切った場合（区切られた1か月の間に育児休業終了日または子が1歳に達する日が含まれる場合は、その育児休業終了日または子が1歳に達する日の前日まで）の各期間（これを「**支給単位期間**」といいます。）について、次の要件をすべて満たしている場合に支給対象（これを「**支給対象期間**」といいます。）となります。

同一の子について分割して育児休業を取得する場合、2回目の育児休業に係る支給単位期間は、**当該2回目の休業開始日又は当該休業開始日の応当日から、それぞれその翌月の応当日の前日までの1か月ごと**です（応当日がない場合は、その月の月末を応当日とみなします。）。

イ **支給単位期間の初日から末日まで継続して被保険者資格を有していること。**

ロ **支給単位期間に、就業していると認められる日数が10日以下であること。**

支給単位期間について、10日を超える場合にあっては、就業していると認められる時間が80時間以下であること。

（育児休業終了等により、1か月に満たない最後の支給単位期間については、就業していると認められる日数が10日以下であるとともに、育児休業による全日休業日が1日以上あれば、当該要件を満たします。また、この全日休業日には、日曜日・祝祭日のような事業所の所定労働日以外の日を含みます。）

ハ **支給単位期間に支給された賃金額※が、休業開始時の賃金月額額の80%未満であること。**

※「支給単位期間に支給された賃金額」とは

支給単位期間に支給された賃金とは、「**その期間に支払日のあるもの**」をいいます。

ただし、一部分でも育児休業期間外を対象としているような賃金や対象期間が不明確な賃金は含めず、**原則として育児休業期間中を対象としていることが明確な賃金の額のみ（ただし、出生時育児休業期間中を対象とする賃金は含めます。）**となります。

例示

賃金締切日 20日 賃金支払日 25日 休業開始日 4月15日の場合



解説：4月25日に支払われた賃金の中には、3月21日～4月14日を対象とした給与・手当等が含まれているため、「支給対象期間その1」には、**育児休業期間中を対象としていることが明確な賃金のみを計上**することとしてください。

(3) 支給対象期間は

育児休業給付金の支給対象期間は次のとおりです。

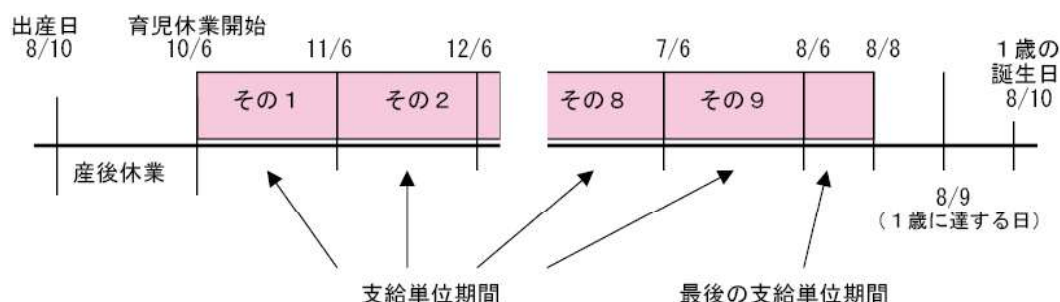
イ 育児休業開始日から、育児休業に係る子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）の前日までの期間。（1歳の誕生日の前々日まで）

また、一定の要件（26 ページ参照）を満たしたときは1歳2か月に達する日の前日までの期間、さらに一定の要件（13 ページ参照）を満たしたときは1歳6か月又は2歳に達する日の前日までの期間。

ロ 満1歳（一定の要件を満たした場合は満1歳2か月、さらに一定の場合は満1歳6か月又は2歳）に達する日より前に育児休業を終了したときは、育児休業を終了した日までの期間。

例示

女性の被保険者で、産後休業後引き続き子が1歳に達する日まで育児休業をした場合



解説： 上記のような事例では、1歳に達する日の前日（＝1歳の誕生日の前々日）までが支給対象となるため、8月8日までの期間が支給対象となります。

また、最後の支給単位期間（8月6日～8月8日）については、就業していると認められる日数が10日以下であり、育児休業による全日休業日が1日以上あれば支給対象となります。

(4) 育児休業の分割取得について

同一の子について、原則 2 回の育児休業まで育児休業給付金の支給対象となります。

3 回目以降の育児休業については、原則給付金を受けられませんが、以下の例外事由のいずれかに該当する場合は、この回数制限から除外されます。

① 別の子の産前産後休業、育児休業、別の家族の介護休業が始まったことで育児休業が終了した場合で、新たな休業が対象の子又は家族の死亡等で終了した場合

※ 当初の育児休業の申出対象である子が 1 歳 6 か月又は 2 歳までの場合を含みます。

② 育児休業の申出対象である 1 歳未満の子の養育を行う配偶者が、死亡、負傷等、婚姻の解消でその子と同居しないこととなった等の理由で、養育することができなくなった場合

③ 育児休業の申出対象である 1 歳未満の子が、負傷、疾病等により、2 週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合

④ 育児休業の申出対象である 1 歳未満の子について、保育所等での保育利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

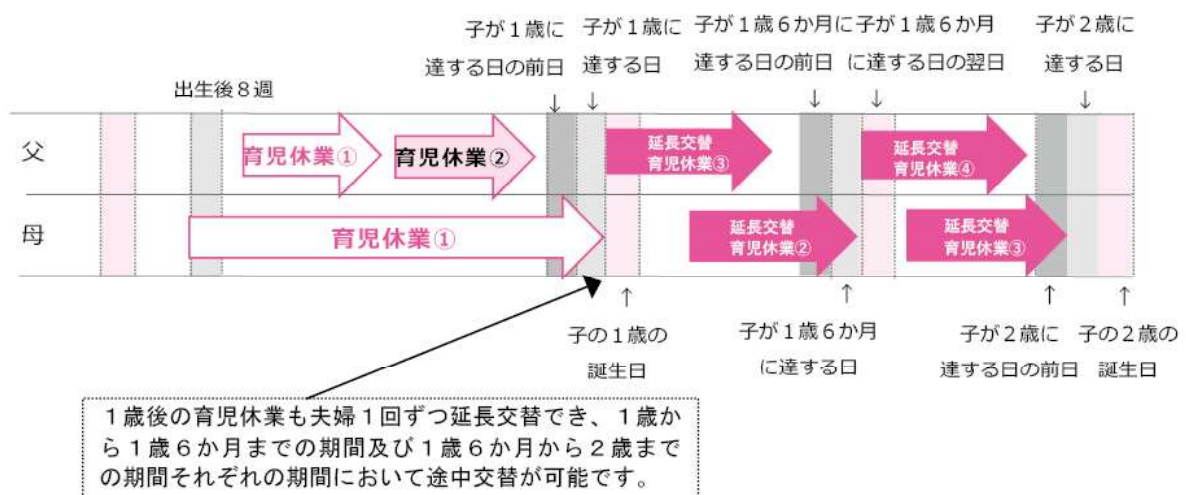
⑤ 育児休業中に出向（出向解除を含む。）となった被保険者が、1 日の空白もなく被保険者資格を取得しており、引き続き育児休業をする場合

※ 夫婦交替で育児休業を取得する場合の回数制限の例外について

育児休業の延長事由（13 ページ参照）があり、かつ、夫婦交替で育児休業を取得する場合、1 歳から 1 歳 6 か月までと 1 歳 6 か月から 2 歳までの各期間中、夫婦それぞれ 1 回に限り育児休業給付金の支給対象となります。

例示

1 歳未満の子について 2 回の育児休業をした後、延長事由に該当し、1 歳に達する日後に夫婦交替で 3 回目以降の育児休業を開始する場合



(5) 支給額は

① 休業期間中に賃金が支払われていない場合

イ 支給単位期間が1か月ある場合（最後の支給単位期間を除く。）

支給額＝休業開始時賃金日額×支給日数（30日※¹）×50%（※²）

ロ 最後の支給単位期間（職場復帰等による休業終了日を含む。）の場合

支給額＝休業開始時賃金日額×支給日数（暦の日数※¹）×50%（※²）

※¹ 支給日数について

○ 休業終了日を含まない支給単位期間………30日

○ 休業終了日を含む支給単位期間………暦の日数（最後の支給単位期間の初日から休業終了日までの日数）

※² 給付率について

支給日数が育児休業を開始してから通算して180日に達するまでの間に限り、給付率が67%となります。

② 休業期間中に事業主から賃金が支払われている場合

イ 支払われた賃金が、休業開始時賃金月額額の30%（13%）以下の場合

支給額＝休業開始時賃金日額×支給日数×50%（※²）

ロ 支払われた賃金が、休業開始時賃金月額額の30%（13%）超～80%未満の場合

支給額＝休業開始時賃金日額×支給日数の80%相当額と賃金の差額

ハ 支払われた賃金が、休業開始時賃金月額額の80%以上の場合

支給額＝支給されません。

なお、18ページの支給上限額により、減額される場合や支給されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

令和 8 年 8 月 1 日現在の支給上限額について

支給上限額 332,454（給付率 67%）円※（令和 8 年 7 月 31 日まで 323,811 円）

支給上限額 248,100（給付率 50%）円※（令和 8 年 7 月 31 日まで 241,650 円）

※ 支給限度額及び最低限度額は、毎年 8 月 1 日に変更される場合があります。

【支給算出額の事例 1】

休業開始時の賃金日額が 7,000 円（賃金月額が 21 万円）であって、

- ① 支給対象期間中に賃金が支払われていない場合
（賃金月額の 30%以下）
→ 支給額＝7,000×30 日×50%＝105,000 円
- ② 支給対象期間中に賃金が 15 万円支払われた場合
（賃金月額の 30%超～80%未満）
休業開始時賃金月額の 80%＝7,000×30×80%＝168,000 円
→ 支給額＝168,000－150,000＝18,000 円
- ③ 支給対象期間中に賃金が 17 万円支払われた場合
（賃金月額の 80%以上）
→ 支給されません。

【支給算出額の事例 2】

賃金日額が 17,000 円（月 51 万円）の方の場合……

- 賃金月額には上限額（令和 8 年 8 月 1 日現在 496,200 円）があります。このため、この場合の休業開始時の賃金日額は 16,540 円（賃金月額は 496,200 円）となります。
- ① 支給対象期間中に賃金が支払われていない場合
（賃金月額の 30%以下）
→ 支給額＝16,540 円×30 日×50%＝248,100 円（支給限度額（給付率 50%））
 - ② 支給対象期間中に賃金が 30 万円支払われた場合
（賃金月額 30%超～80%未満）
休業開始時賃金月額の 80%＝16,540×30×80%＝396,960 円
→ 支給額＝396,960－300,000＝96,960 円
 - ③ 支給対象期間中に賃金が 40 万円支払われた場合
（賃金月額の 80%以上）
→ 支給されません。

(6) 受給資格の確認は

雇用する被保険者が育児休業を開始したときは、次の手続きが必要です。

届出書類・・・「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児）」（以下「賃金月額証明書」という。）

「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書」（以下「受給資格確認票」という。）

提出期間・・・受給資格確認手続きのみ行う場合、**初回の支給申請を行う日まで**。受給資格の確認と初回支給申請を同時に行う場合には、**休業開始日から、当該日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日まで**。

届 出 先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの・・・

(1) 受給資格の確認手続きのみ行う場合

○賃金台帳、出勤簿、タイムカード、育児休業申出書、育児休業取扱通知書など、育児を開始した日やその前の賃金支払状況を証明できる書類

○母子健康手帳など出産日、出産予定日及び育児の事実を確認できる書類

(2) 初回申請も同時に行う場合

○(1)の書類及び賃金台帳、出勤簿、タイムカードなど、対象育児休業期間中の賃金支払い状況等を証明できる書類

○（出生後休業支援給付金の支給申請も一体的に行う場合）

出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類
（35 ページ参照）

※受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。

イ 「賃金月額証明書」の提出について

被保険者が1歳（一定の場合1歳2か月）未満の子を養育するための育児休業を開始した場合は、**初回の支給申請を行う日までに「賃金月額証明書」を**、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出しなければなりません。

ただし、**受給資格の確認と初回支給申請を同時に行う場合には、休業開始日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日までに提出**することができます。

なお、同一の子について初回の育児休業給付金の申請以前に出生時育児休業給付金の支給を受けている場合など、既に賃金月額の届出を行っている場合は改めて届け出る必要はありません。

ロ 受給資格の確認とその通知について

上記イの賃金証明書を提出する際は、**「受給資格確認票」**を添付してください。

これにより、育児休業給付金の受給資格がある場合は**「育児休業給付受給資格確認通知書」**及び次回使用すべき**「育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給**

申請書」を交付します。

また、受給資格がない場合は「**育児休業給付受給資格否認通知書**」を交付します。

これらの通知書は、(受給資格を確認した場合は支給申請書とともに) **必ず被保険者にお渡しください。**

ハ 次回支給申請日等の指定について

「**育児休業給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)**」は、次回支給申請期間を指定するもので、事業主の方に通知されます。

(7) 支給申請は・・・

雇用する被保険者が受給資格の確認を受けたときは、以下の手続により、育児休業給付金の支給を受けることができます。

届出書類・・・「**育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書**」(以下「**支給申請書**」という。)

提出期限・・・**支給対象期間の初日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日まで**(「**次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)**」に印字されています。)

届出先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの・・・賃金台帳、出勤簿(タイムカード)、雇用契約書など

※ 出生後休業支援給付金の支給申請も一体的に行う場合は、出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類(35ページ参照)も必要です。

イ 育児休業給付金の支給を受ける場合について

育児休業給付金は、各支給単位期間について、「**支給要件**」を満たした場合に支給されます。(14ページ参照)

ただし、あらかじめ支給を受けられないことが明らかである場合であっても、支給申請書の表題を「**次回支給申請期間指定届**」と変更して提出してください。これにより、その次の支給対象期間と支給申請期間の指定を受けることとなります。

ロ 支給申請の時期について

支給申請は、**原則として2か月ごと**に行います。

なお、支給申請の期限は、**支給対象期間の初日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日までの期間**となっています。(「**次回支給申請日指定通知書(事業主用)**」に印字されています。)

※ 被保険者本人が希望する場合、1か月に一度、支給申請を行うことも可能です。

ハ 同一の子について分割して育児休業を取得する場合について

2 回目の育児休業に係る支給単位期間は、当該 2 回目の休業開始日又は当該休業開始日の応当日から、それぞれその翌月の応当日の前日までの 1 か月ごとです。この場合、改めて受給資格の確認を行う必要はありませんが、受給資格確認票・(初回)／出生後支給申請書により申請いただきます。(電子申請の場合は、「雇用保険育児休業等給付(育児休業給付金・出生後休業支援給付金)の申請(分割取得)(令和 7 年 4 月以降手続き)」を利用してください。)

2 回目の育児休業を取得する旨の申出があった際、新たに支給申請期間を指定して通知します。

(8) 延長申請は・・・

延長事由(13 ページ参照)が生じた場合は、支給申請の手続のための添付書類(賃金台帳や出勤簿等)と併せて、以下の書類を添付してください。

また、併せて支給申請書(56 ページ参照)の 18 欄((支給対象期間延長事由一期間)、初回申請書(54 ページ参照)の場合は 26 欄)に必要な事項を記載してください。

なお、育児休業の申出に係る子の 1 歳に達する日後の延長、1 歳 6 か月に達する日後の延長について、それぞれ延長手続が必要です。

(※転職や転籍などで被保険者資格を喪失・取得した場合は、喪失した事業所の育児休業と取得した事業所の育児休業は分割され、取得した事業所において新たな支給単位期間が指定されます。なおこの場合の 1 歳に達する日以後に係る育児休業においては、出向の場合の除き(16 ページ参照)分割取得できないため、新たに被保険者資格を取得した事業所での育児休業は給付の対象となりません。)

○ 保育所等^{※1}による保育が実施されない・・・育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書、市区町村に提出した保育所等の利用申込書の写し、市区町村により発行された保育所等における保育が当面行われないことが明らかになる通知

※1 保育所等とは、児童福祉法第 39 条第 1 項に定める保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に定める認定こども園または児童福祉法第 24 条第 2 項に定める家庭的保育事業等をいい、いわゆる無認可保育所は含まれません。

○ 養育を予定していた配偶者の死亡・・・住民票の写しと母子健康手帳

○ 養育を予定していた配偶者の疾病、負傷等・・・医師の診断書

○ 養育を予定していた配偶者との別居・・・住民票の写しと母子健康手帳

○ 養育を予定していた配偶者の産前産後休業・・・産前産後休業に係る母子健康手帳

「保育所等による保育が実施されない」ことを理由に延長手続きを行うためには、以下の要件すべてを満たすことが必要です。

- あらかじめ市区町村に対して保育利用の申込みを行っていること

保育利用の申込みは、入所申込み年月日が、子が1歳に達する日（※）または1歳6か月に達する日までの日付となっていることが必要です。単に申込みを失念していた場合や、入所申込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、期限内に申込みを行わなかった場合は、延長は認められません。

ただし、①子の病気や障害により特別な配慮が必要であり、保育体制が整備されていない等の理由で入所申込みを市区町村が受け付けない場合や、②お住まいの市区町村で子が1歳に達する日（※）の翌日を含む月の入所を対象とした募集がなく、入所申込みの受け付けができないとされた場合に、1歳に達する日（※）の翌日の2か月後までの日を入所希望日として入所申込みを行ったときは、延長を認められる場合があります。

- 速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めること

原則として子が1歳に達する日（※）の翌日または1歳6か月に達する日の翌日以前の日を入所希望日として入所申込みをしていること、申し込んだ保育所等が合理的な理由なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみになっていないこと及び市区町村に対する保育利用の申込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないことや、やむを得ない理由（内定の辞退について申込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかった場合）なしに内定辞退を行っていないか等により判断します。

- 子が1歳に達する日（※）の翌日または1歳6か月に達する日の翌日の時点で保育所等に利用できる見込みがないこと

子が1歳に達する日（※）の翌日または1歳6か月に達する日の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、発行年月日が、子が1歳に達する日（※）の翌日または1歳6か月に達する日の2か月前（4月入所申込みの場合は3か月前）の日以後となっている市区町村の通知書を添付して下さい。

（※）パパ・ママ育休プラス制度（26ページ参照）により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日の翌日以後である場合は育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日の子が1歳2か月に達する日である場合は1歳2か月に達する日。

なお、保育所等に入れなかったことを理由とする延長手続きの詳細については、厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

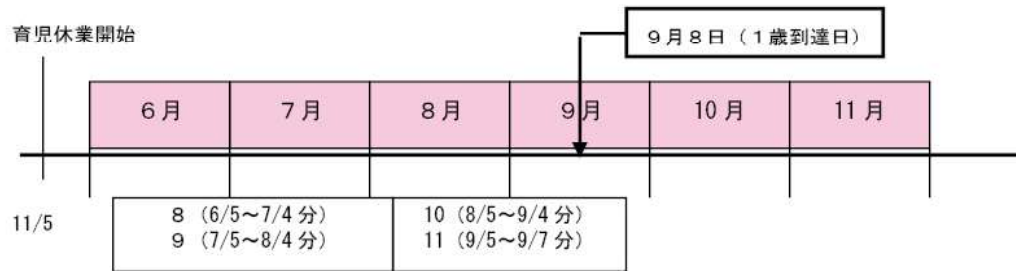
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00040.html)



延長申請の例示１（１歳に達する日後の延長申請）

○出産日 9月9日 ○休業開始日 11月5日

○延長事由：保育所による保育が実施されない



支給単位期間 7（5/5～6/4）→ 6月5日～8月31日まで申請期間

支給単位期間 8（6/5～7/4）→ 8月5日～10月31日まで申請期間

支給単位期間 9（7/5～8/4）→ 8月5日～10月31日まで申請期間

支給単位期間 10（8/5～9/4）→ 9月8日～12月31日まで申請期間

支給単位期間 11（9/5～9/7）→ 9月8日～12月31日まで申請期間

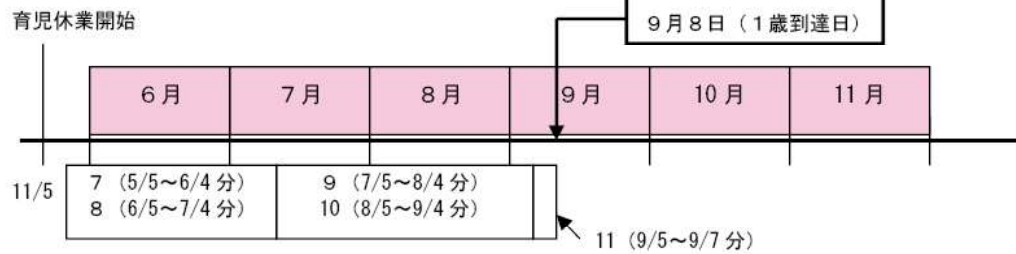
解説

- ◎ 支給単位期間 7 の申請時では、延長申請はできません。
- ◎ 支給単位期間 8・9 の申請時では、9月8日（1歳到達日）後に支給申請を行う場合であれば、延長に必要な確認書類を持参していただくことで、延長が可能です。
- ◎ 支給単位期間 10・11 の申請時では、延長に必要な確認書類を持参していただくことで、延長が可能です。

延長申請の例示2（1歳に達する日後の延長申請）

○出産日9月9日 ○休業開始日11月5日

○延長事由：保育所による保育が実施されない



支給単位期間 7（5/5～6/4）→7月5日～9月30日まで申請期間

支給単位期間 8（6/5～7/4）→7月5日～9月30日まで申請期間

支給単位期間 9（7/5～8/4）→9月5日～11月30日まで申請期間

支給単位期間 10（8/5～9/4）→9月5日～11月30日まで申請期間

支給単位期間 11（9/5～9/7）→9月8日～1月31日まで申請期間

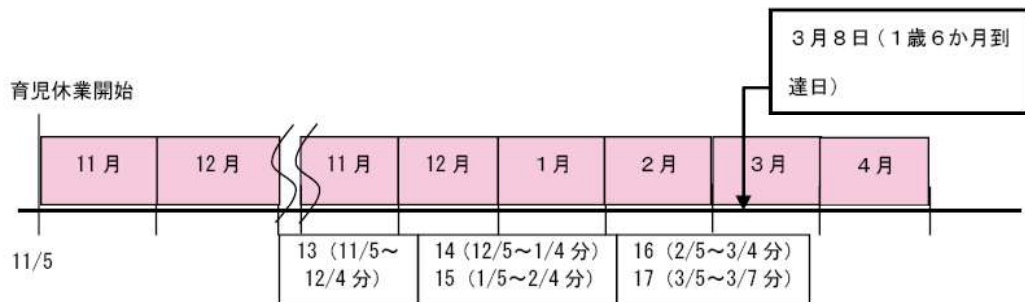
解説

- ◎ 支給単位期間7・8の申請時では、延長申請はできません。
- ◎ 支給単位期間9・10の申請時では、9月8日（1歳到達日）後に支給申請を行う場合であれば、延長に必要な確認書類を持参していただくことで、延長が可能です。
- ◎ 支給単位期間11の申請時では、延長に必要な確認書類を持参していただくことで、延長が可能です。

延長申請の例示3（1歳6か月に達する日後の延長申請）

○出産日9月9日 ○休業開始日11月5日

○延長事由：保育所による保育が実施されない



支給単位期間 13（11/5～12/4）→12月5日～2月末日まで申請期間

支給単位期間 14（12/5～1/4）→2月5日～4月30日まで申請期間

支給単位期間 15（1/5～2/4）→2月5日～4月30日まで申請期間

支給単位期間 16（2/5～3/4）→3月8日～6月30日まで申請期間

支給単位期間 17（3/5～3/7）→3月8日～6月30日まで申請期間

解説

- ◎ 支給単位期間 13 の申請時では、延長申請はできません。
- ◎ 支給単位期間 14・15 の申請時では、3月8日（1歳6か月到達日）後に支給申請を行う場合であれば、延長に必要な確認書類を持参していただくことで、延長が可能です。
- ◎ 支給単位期間 16・17 の申請時では、延長に必要な確認書類を持参していただくことで、延長が可能です。

例示1～例示3のとおり、育児休業給付金の延長申請は、以下の①または②の申請時に、必要な確認書類を持参していただく必要がありますのでご注意ください。

- ① 延長する期間の直前の支給単位期間の支給申請時。（ただし1歳又は1歳6か月到達日以降の申請時に限る。）
- ② 1歳又は1歳6か月到達日を含む延長後の支給単位期間の支給申請時。

※ 延長申請を行わなかった場合には、延長されませんので、ご注意ください。

(9) 1歳2か月まで支給対象となる場合は・・・

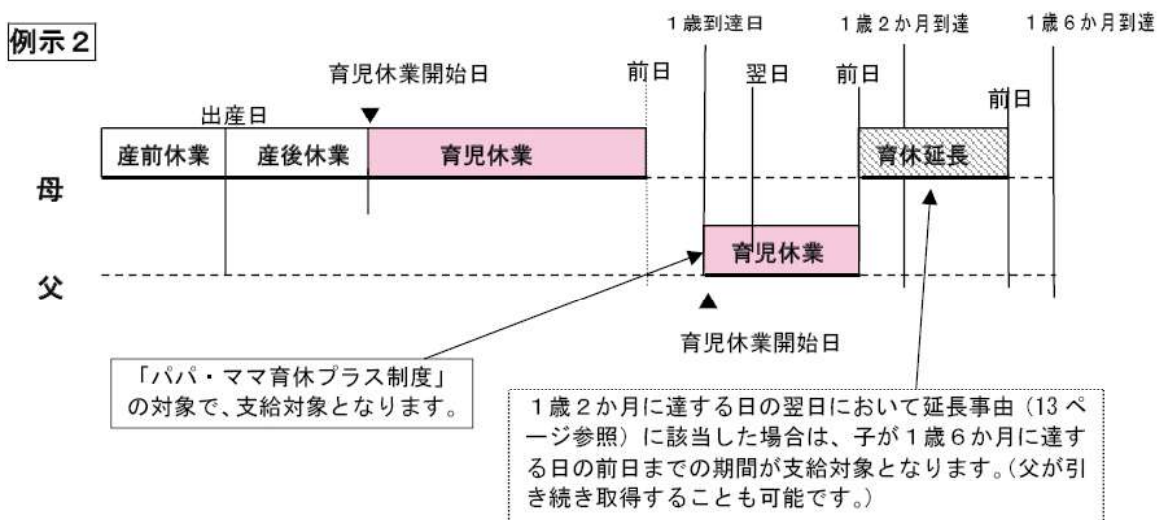
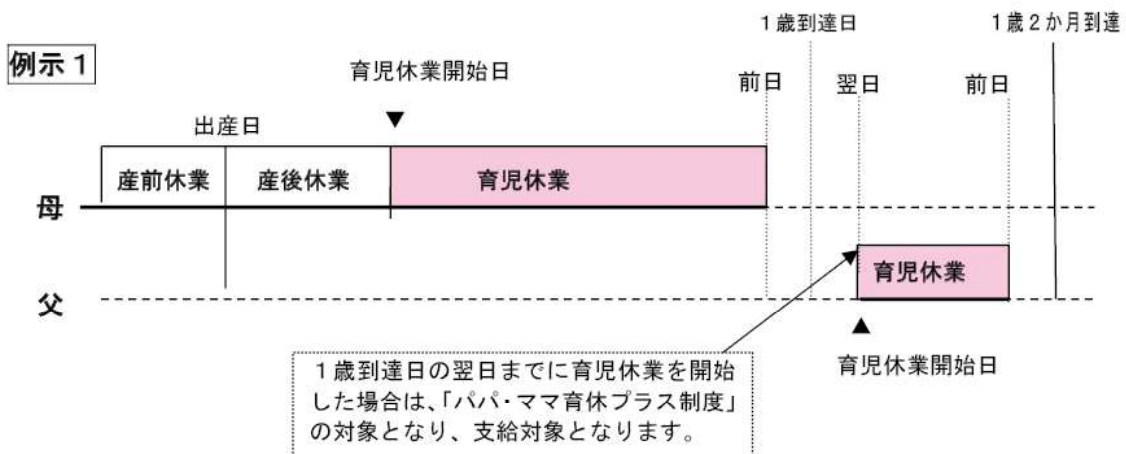
「父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得期間の延長いわゆるパパ・ママ育休プラス制度」を利用して育児休業を取得する場合には、以下の①～③すべてに該当する場合に、一定の要件を満たせば、**子が1歳2か月に達する日の前日まで、最大1年間育児休業給付金が支給されます。**

- ① 育児休業開始日が、当該子が1歳に達する日の翌日以前である場合。
- ② 育児休業開始日が、当該子に係る配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある当該者を含む。以下同じ）が取得している育児休業期間の初日以後である場合。
- ③ 配偶者が当該子の1歳に達する日以前に育児休業を取得していること。

※ 上記②、③の配偶者の育児休業には、配偶者が、国家公務員、地方公務員などの公務員であり、当該配偶者が育児休業を取得した場合も含まれます。

※ 父の休業の場合は、育児休業給付金を受給できる期間の上限は原則1年間となります。

母の休業の場合は、出産日（産前休業の末日となります。）と産後休業期間と育児休業給付金を受給できる期間を合わせて1年間が上限となります。



延長申請の方法

原則として子が1歳に達する日を含む支給単位期間に係る支給申請時まで、支給申請書の下記イまたはロに、**配偶者の育児休業取得の有無、配偶者の雇用保険被保険者番号（雇用保険の被保険者である場合）**を記載して申請してください。

- イ 初回の支給申請時には、「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書」の27、28欄（54～55ページ参照）
- ロ 2回目以降の支給申請時には、「育児休業給付金支給申請書」の19、20欄（56～57ページ参照）

添付書類

受給資格確認や支給申請の際の確認書類（19～20ページ参照）に加えて、下記の書類を提出してください。

- イ 被保険者の配偶者であることが確認できる書類

- 世帯全員について記載された住民票の写し

- 母子健康手帳の写し（出生届済証明のページ。配偶者の氏名・生年月日が記載されたものに限る。）

- ロ 被保険者の配偶者の育児休業の取得を確認できる書類

- 配偶者の育児休業取扱通知書の写し

- （上記がない場合）配偶者の疎明書（任意の様式）等配偶者の育児休業の取得を確認できる書類

- ※ 支給申請書に配偶者の雇用保険被保険者番号が記載されており、配偶者の育児休業給付受給の有無を確認できる場合はロの書類を省略することができます。

（10）支給申請の結果は・・・

支給申請後は、支給の可否及び支給額を記載した「**育児休業給付金支給決定通知書**」と次回の支給申請の際に使用する「**育児休業給付金支給申請書**」を交付いたしますので、**必ず被保険者に対して交付**してください。

（11）給付金の口座振込みは・・・

支給決定された育児休業給付金は、支給決定日（支給決定通知書に印字されています。）から約1週間後に、申請者本人が指定した金融機関の本人名義の普通預（貯）金口座に振り込まれます。

また、振込者名は「コウセイロウドウショウ ショクギョウアンテイキョク」となります（金融機関によっては、振込者名の表示が途切れたりする場合があります）。

(12) 受給中に離職した場合は・・・

原則として、**離職日**（雇用保険被保険者資格の喪失日の前日）まで（令和7年3月31日以前に離職した方については喪失日の属する支給単位期間の前の支給単位期間まで）が**支給対象**です。（※所定労働時間が20時間未満となるなど被保険者でなくなった場合も同様です。）

また、支給単位期間の途中で転職等をし、1日の空白もなく被保険者資格を喪失・取得した場合は、喪失に係る事業所の育児休業と取得に係る事業所の育児休業は分割したものとして取り扱います。引き続き育児休業を取得する場合は、転職後の事業主から支給申請を行えば支給対象となりえますが、1歳に達する日以後においては、分割取得できないため、新たに被保険者資格を取得した事業所での育児休業は給付の対象となりません。

なお、出向（出向解除を含む。16ページ参照）について、1日の空白もなく被保険者資格を喪失・取得した場合は、令和7年4月1日以降は分割取得の回数から除外されるため、給付の対象となります。

例示

6月		7月		8月		9月		10月	
① (5/15～6/14分)		③ (7/15～8/14分)		⑤ (9/15～10/14分)		⑦ (11/15～12/14分)		⑨ (1/15～2/14分)	
② (6/15～7/14分)		④ (8/15～9/14分)		⑥ (10/15～11/14分)		⑧ (12/15～1/14分)		⑩ (2/15～3/14分)	

例示1 8月31日付けで離職した場合・・・

④の期間（8/15～9/14）は、8/15～8/31の日数分が支給対象となります。

このため、「雇用保険被保険者資格喪失届」を提出の際、併せて8/15～8/31までの支給申請を行ってください。

例示2 9月14日付けで離職した場合・・・

④の期間（8/15～9/14）は支給対象となります。

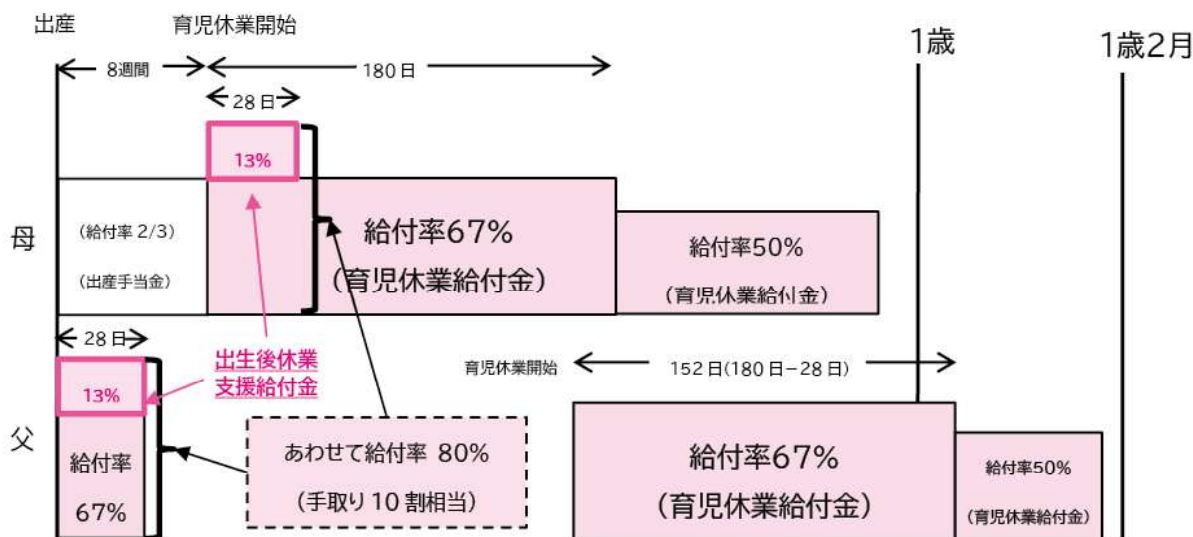
このため、「雇用保険被保険者資格喪失届」を提出の際、併せて④の期間（8/15～9/14）までの支給申請を行ってください。

5 出生後休業支援給付金について

(1) 出生後休業支援給付とは

出生後休業支援給付は、令和 7 年 4 月から受け取ることができるようになった給付です。出生時育児休業（産後パパ育休）または育児休業を取得した被保険者で、出生後休業支援給付の支給要件を満たす場合は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金とあわせて、出生後休業支援給付金の支給を受けることができます。

支給のイメージは以下の図のとおりです。



(2) 支給要件は

次の要件をすべて満たしている場合に支給されます。

イ 当該被保険者が、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休（出生時育児休業）または育児休業給付金が支給される育児休業を対象期間（※ 1）に通算して 14 日以上取得していること。

※ 1 対象期間とは、次の期間をいいます。

- ・ 被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して 8 週間を経過する日の翌日」までの期間。
- ・ 被保険者が産後休業をしている場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して 16 週間を経過する日の翌日」までの期間。

ロ 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して 8 週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して 14 日以上育児休業（※ 1）を取得したこと。または、子の出生日の翌日において、以下に掲げる「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当していること。

（次ページに続きます）

(前ページの続きです)

※ 1 被保険者の配偶者がする育児休業は、被保険者の配偶者が雇用保険被保険者の場合は、出生時育児休業給付金または育児休業が支給される休業となり、給付金が支給決定されていることを確認します。被保険者の配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く。）の場合は、各種法律（国会職員の育児休業等に関する法律第3条第2項、国家公務員の育児休業等に関する法律第3条第2項（同法第27条第1項及び裁判所職員臨時措置法（第7号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第2項、裁判官の育児休業に関する法律第2条第2項）の規定による請求に係る育児休業となります。

《 配偶者の育児休業を要件としない場合 》

子の出生日の翌日において、以下の1～7いずれかに該当する場合は、「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当します。

1. 配偶者がいない

配偶者が行方不明の場合（配偶者が勤務先において3か月以上無断欠席が続いている場合または災害により行方不明になっている場合に限る。）も含まれます。

2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中

4. 配偶者が無業者

5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

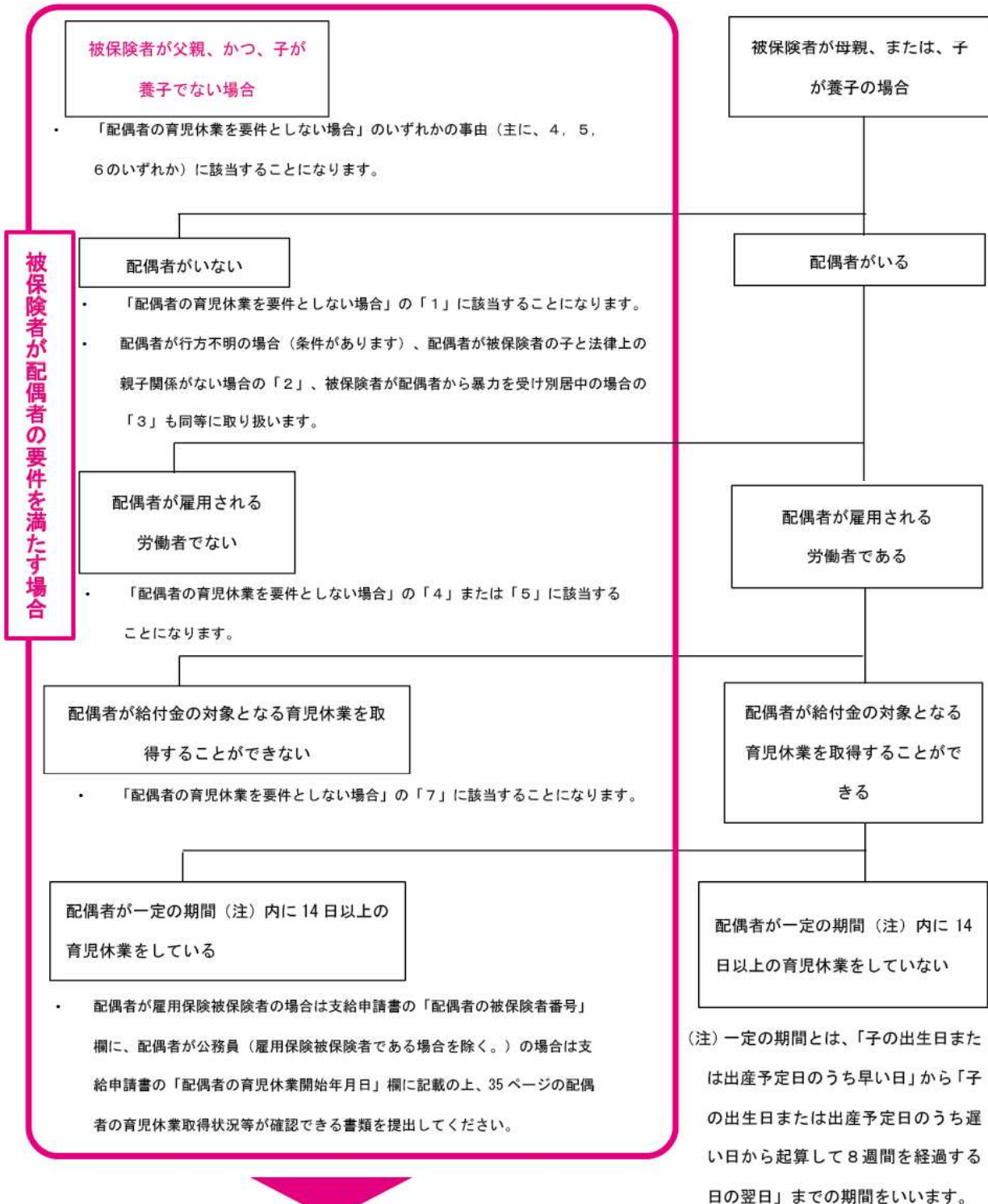
6. 配偶者が産後休業中

7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

（36ページの「配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができない理由」のいずれかに該当する場合が該当となります。）

■ 出生後休業支援給付金の支給要件の確認のポイント

出生後休業支援給付金の支給を受けるには、被保険者が配偶者の要件を満たした上で、対象期間に出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を14日以上取得している必要があります。



被保険者が配偶者の要件を満たす場合は、被保険者は、対象期間に出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を14日以上取得していれば、出生後休業支援給付金の支給要件を満たすこととなります。

被保険者は、出生後休業支援給付金の支給要件を満たしません。

(3) 支給額は・・・

- ① 休業期間中の就労に対して賃金が支払われていない場合

支給額＝休業開始時賃金日額×休業期間の日数（28 日が上限）×13%

- ② 休業期間中の就労に対して事業主から賃金が支払われている場合

出生時育児休業給付金、育児休業給付金とは異なり、賃金が支払われた場合でも出生後休業支援給付金は減額されませんが、支払われた賃金が「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の 80%以上の額となり出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給されない場合（下図ロのケース）は、出生後休業支援給付金も支給されません。

イ 支払われた賃金が「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の 80%未満の場合

支給額＝休業開始時賃金日額×休業期間の日数（28 日が上限）×13%

ロ 支払われた賃金が「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の 80%以上の場合

支給されません。

なお、以下の**賃金日額上限額**により支給額を算出し、減額される場合や支給されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

令和 8 年 8 月 1 日現在の休業開始時賃金日額、支給上限額について

上限額 16,540 円

支給上限額 60,205 円（上限額 16,540 円×最大支給日数 28 日×13%）

※ 上限額は、毎年 8 月 1 日に変更される場合があります。

【支給算出額の事例 1】

(9 ページの【支給算出事例 1】で出生後休業支援給付金も支給されるとき)

休業開始時の賃金日額が 7,000 円であって 14 日間の出生時育児休業を取得した場合（休業開始時賃金日額×休業期間の日数＝98,000 円）

- ① 支給対象期間中に賃金が支払われていない場合
→ 出生時育児休業給付金の支給額＝7,000 円×14 日×67%＝65,660 円
→ 出生後休業支援給付金の支給額＝7,000 円×14 日×13%＝12,740 円
- ② この期間に 3 日労働して賃金 21,000 円が支払われた場合
（「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の 13%～80%）
14 日分の賃金日額の 80%＝7,000 円×14 日×80%＝78,400 円
→ 出生時育児休業給付金の支給額＝78,400 円－21,000 円＝57,400 円
→ 出生後休業支援給付金の支給額＝7,000 円×14 日×13%＝12,740 円
- ③ この期間分の賃金として 8 万円支払われた場合
（「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の 80%以上）
→ 出生時育児休業給付金は支給されません。
→ 出生後休業支援給付金は支給されません。

【支給算出額の事例 2】

(18 ページの【支給算出事例 2】の場合で支給率 67%、出生後休業支援給付金も支給されるとき) 賃金日額が 17,000 円（月 51 万円）の方の場合……

○ 賃金月額には上限額（令和 8 年 8 月 1 日現在 496,200 円）があります。このため、この場合の休業開始時の賃金日額は 16,540 円となります。

- ① 支給対象期間中に賃金が支払われていない場合（賃金月額の 13%以下）
→ 育児休業給付金の支給額
＝16,540 円×30 日×67%＝332,454 円（支給限度額（給付率 67%））
→ 出生後休業支援給付金の支給額
＝16,540 円×28 日（上限日数）×13%＝60,205 円（支給限度額）
- ② 支給対象期間中に賃金が 30 万円支払われた場合
（賃金月額 13%超～80%未満）
（休業開始時賃金月額の 80%＝16,540 円×30 日×80%＝396,960 円＞300,000 円のため出生後休業支援給付金は減額せず支給可能）
→ 育児休業給付金の支給額＝396,960 円－300,000 円＝96,960 円
→ 出生後休業支援給付金の支給額
＝16,540 円×28 日（上限日数）×13%＝60,205 円（支給限度額）
- ③ 支給対象期間中に賃金が 41 万円支払われた場合（賃金月額の 80%以上）
→ 育児休業給付金は支給されません。
→ 出生後休業支援給付金は支給されません。

(4) 受給資格確認・支給申請は・・・

出生後休業支援給付金の支給申請は、出生時育児休業給付金の支給申請（10 ページ参照）または初回の育児休業給付金の支給申請（19 ページ参照）と一体的に行うことを原則としますが、出生時育児休業給付金または初回の育児休業給付金の支給決定後であれば、出生後休業支援給付金の支給申請を単独で行うこともできます。

届出書類・・・

- 出生時育児休業給付金または初回の育児休業給付金と一体的に申請を行う場合

出生時育児休業給付金と一体的に申請を行う場合は、申請書（52 ページ参照）の 20～22 欄のいずれか 1 つの該当する欄に、初回の育児休業給付金と一体的に申請を行う場合は、申請書（54 ページ参照）の 28・29・31 欄のいずれか 1 つの該当する欄に、出生後休業支援給付金の支給要件を満たす事由を記載して提出してください。

- 出生後休業支援給付金の支給申請を単独で行う場合

出生後休業支援給付金支給申請書

提出期間・・・

- 出生時育児休業給付金または初回の育児休業給付金と一体的に申請を行う場合

それぞれの申請書の提出期間と同じ。なお、一度出生後休業支援給付金が不支給となり、後日出生後休業支援給付金の支給要件を満たしたときは、要件を満たした日から 10 日以内に出生後休業支援給付金支給申請書を提出してください。

- 出生後休業支援給付金の支給申請を単独で行う場合

被保険者の育児休業開始日から起算して 4 か月を経過する日の属する月の翌日まで

（※ この場合、既に申請した出生時育児休業給付金または初回の育児休業給付金の支給決定がされた後でなければ申請できません。いずれか申請された給付金の支給決定通知書が送付された後や、入金が確認できた後に申請を行っていただくようお願いします。）

届出先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの・・・

- 出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類（35 ページ参照）が必要ですが、配偶者が子を出産している場合（子が養子でない場合）は、母子健康手帳、医師の診断書（分娩（出産）予定証明書）等の出産予定日及び出産日を確認することができるものが必要書類となります。

イ 出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類

被保険者の配偶者が「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に14日以上の育児休業をした場合は、配偶者の育児休業取得状況等が確認できる書類を提出してください。

○配偶者が雇用保険被保険者である場合

世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し、母子健康手帳の写し（出生届済証明のページ。配偶者の氏名・生年月日が記載されたものに限る。）等、支給対象者の配偶者であることが確認できるもの

※ この場合、支給申請書の「配偶者の雇用保険被保険者番号」欄を記載してください。ハローワークにおいて、記載された番号に該当する方が出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給日数が要件を満たしているかの確認を行います。

○配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く。）の場合

以下の書類をいずれも提出してください。

- ・世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し、母子健康手帳の写し（出生届済証明のページ。配偶者の氏名・生年月日が記載されたものに限る。）等、支給対象者の配偶者であることが確認できるもの
- ・育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写し、または、育児休業手当金の支給決定通知書の写しなど、配偶者の育児休業の取得期間を確認できるもの

※ この場合、支給申請書の「配偶者の育児休業開始年月日」欄を記載してください。

また、被保険者の配偶者が、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当している場合は、配偶者が育児休業を要件としない場合に該当していることが確認できる書類（36 ページ参照）を提出してください。

なお、被保険者の配偶者が子を出産している場合（被保険者が父親、かつ、子が養子でない場合）は、被保険者の配偶者が子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」のいずれかに該当することから、母子健康手帳（出生届済証明のページ。配偶者の氏名・生年月日が記載されたものに限る。）または医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）（いずれも写し可）を提出すれば、36 ページに記載の確認書類を省略することができます。ただし、支給申請書の「配偶者の状態」欄には36 ページの該当する番号を記載してください。

○「配偶者の育児休業を要件としない場合」の確認書類

子の出生日の翌日における配偶者の状態	番号	確認書類
配偶者がいない	1	① 戸籍謄（抄）本（抄本の場合は被保険者本人のもの）及び世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し または ②被保険者がひとり親を対象とした公的な制度を利用していることが確認できる書類（遺族基礎年金の国民年金証書、児童扶養手当の受給を証明する書類、母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類など、いずれか一つで可）
配偶者が行方不明（配偶者が雇用される労働者であり勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限りま	1	①世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し又は母子健康手帳（出生届出済証明のページ。配偶者の氏名・生年月日が記載されたものに限る。）等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明したもの、または、罹災証明書
配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない	2	戸籍謄（抄）本（抄本の場合は被保険者本人及び対象の子のもの。住民票において、被保険者の配偶者が世帯主となっており、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、住民票（続柄あり）の写しでも可。）
配偶者から暴力を受け、別居中	3	裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し、女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（雇用保険用）のいずれか
配偶者が無業者	4	①世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し又は母子健康手帳（出生届出済証明のページ。配偶者の氏名・生年月日が記載されたものに限る。）等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者の直近の所得課税証明書（収入なしであることの確認のため。交付されない場合は非課税証明書） ※ 所得課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。 ※ 配偶者が基本手当を受給中であれば、配偶者の直近の所得課税証明書に代えて受給資格者証の写しを添付書類とすることができます。
配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない	5	①世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し又は母子健康手帳（出生届出済証明のページ。配偶者の氏名・生年月日が記載されたものに限る。）等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者の直近の所得課税証明書（所得の内訳の事業所得に金額が計上されており、給与収入金額が計上されていないことを確認するため。交付されない場合は非課税証明書） ※ 所得課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、給与収入金額が雇用される労働者としてのものであれば、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。給与収入金額が労働者性のない役員の役員報酬である場合や、各種法律に基づく育児休業がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類（役員名簿の写しや、身分証の写しなど。）も必要です。
配偶者が産後休業中	6	母子健康手帳（出生届出済証明のページ。配偶者の氏名・生年月日が記載されたものに限る。）、医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）、出産育児一時金等の支給決定通知書のいずれか
上記以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない	7	①世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し又は母子健康手帳（出生届出済証明のページ。配偶者の氏名・生年月日が記載されたものに限る。）等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者が育児休業をすることができないことの申告書（37頁参照）及び申告書に記載された必要書類。

（※） 配偶者が育児休業をすることができないことの申告書は37ページをご参照ください。なお、申告書の様式は厚生労働省ホームページでも掲載しています。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001372732.docx>)



○配偶者が育児休業をすることができないことの申告書

配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができないことの申告書

以下に記載する私の配偶者は、出生後休業支援給付金の対象となる子の出生の翌日時点で、以下の理由により給付金の対象となる育児休業をすることができないことを申告します。

フリガナ		配偶者の生年月日
配偶者の氏名		昭和 平成 年 月 日生

※ 該当するチェック欄（いずれか一つ）に✓を入れ、該当する必要書類を添付してください。

チェック欄	配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができない理由	必要書類
☐	①日々雇用される者であるため	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し ※日々労働被保険者の場合は、下の欄に配偶者の被保険者番号を記入していただければ、書類は不要です。 (-)
☐	②出生時育児休業の申出をすることができない有期雇用労働者（※）であるため ※ 子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約が満了することが明らかな有期雇用労働者が該当します。	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し ※以下の欄も記入してください。 労働契約の終了予定日 令和 年 月 日 子の出生日または出産予定日のうち遅い日 令和 年 月 日
☐	③労使協定に基づき事業主から育児休業の申出又は出生時育児休業の申出を拒まれたため ⇒労使協定に基づき事業主が申出を拒むことができるのは次のいずれかに該当する場合に限られます。該当するものに○をつけてください。 (ア)子の出生の翌日時点の勤務先の事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない場合 (イ)育児休業申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (ロ)出生時育児休業の申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (ハ)1週間の所定労働日数が2日以下の場合	・左記(ア)～(ハ)のいずれかに該当することが確認できる労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し (※)
☐	④公務員であって育児休業の請求に対して任命権者から育児休業が承認されなかったため	・任命権者からの不承認の通知書の写し
☐	⑤雇用保険被保険者ではないため、育児休業給付を受給することができない ※共済組合の組合員である公務員の場合は該当しません。	・雇用保険被保険者でないことの証明書 (1週間の所定労働時間が20時間未満の場合は、労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類に代えることも可。)
☐	⑥短期雇用特例被保険者であるため、育児休業給付を受給することができない	(※) ・下の欄に、配偶者の被保険者番号を記入してください。(必要書類はありません。)
☐	⑦雇用保険被保険者であった期間が1年未満のため、育児休業給付を受給することができない	(-)
☐	⑧雇用保険被保険者であった期間は1年以上あるが、賃金支払いの基礎となる日数や労働時間が不足するため、育児休業給付を受給することができない	(※) ・賃金支払状況についての証明書（子の出生の翌日時点における配偶者の勤務先の事業主が証明したもの） ※子の出生の翌日時点における配偶者の勤務先における被保険者であった期間が1年未満の場合は、下の欄に配偶者の被保険者番号を記入いただければ、証明書は不要です。 (-)
☐	⑨配偶者の勤務先の出生時育児休業又は育児休業が有給の休業であるため、育児休業給付を受給することができない ※有給でなければ出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を、期間内に通算して14日以上取得している必要があります。	・育児休業証明書等 ※配偶者が賃金が支払われたことにより既に不支給決定を受けている場合は、下の欄に配偶者の被保険者番号を記入いただければ、育児休業証明書は不要です。 (-)

令和 年 月 日
公共職業安定所長 殿

氏 名

(※) 以下の様式は、厚生労働省ホームページにて掲載しています。

- ・雇用保険被保険者でないことの証明書

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001372733.docx>)

- ・賃金支払状況についての証明書

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001372734.docx>)

- ・育児休業証明書

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001372737.docx>)



ロ 受給資格の確認・支給申請とその通知について

出生後休業支援給付金の受給要件を満たした場合は、「**出生後休業支援給付金支給決定通知書**」を、受給要件を満たさない場合は、「**出生後休業支援給付金不支給決定通知書**」をそれぞれ交付します。支給額が算定されたときは、支給額が記載され、不支給決定されたときは、不支給の理由が記載されます。

これらの通知書は、**必ず被保険者にお渡しください。**

(5) 給付金の口座振込みは・・・・・・

支給決定された出生後休業支援給付金は、支給決定日（支給決定通知書に印字されています。）から約1週間後に、申請者本人が指定した金融機関の本人名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

また、振込者名は「コウセイロウドウショウ ショクギョウアンテイキョク」となります（金融機関によっては、振込者名の表示が途切れたりする場合があります）。

6 育児時短就業給付金について

(1) 育児時短就業給付とは・・・

育児時短就業給付は、令和7年4月から新しく受け取ることができるようになった給付です。雇用保険の被保険者本人が、2歳未満の子を養育するために時短勤務を行った場合で、一定の要件を満たしたときに、育児時短就業給付金の支給を受けることができます。

(2) 受給資格は・・・

育児時短就業給付金を受給するには、2歳未満の子を養育するために時短勤務を行う被保険者で、以下の条件に該当することが必要です。受給資格の確認申請については(6)を参照してください。

次のいずれにも該当すること。

イ 2歳未満の子を養育するために、1週間当たりの所定労働時間を短縮して就業（以下「育児時短就業」という。）する被保険者であること。（※）

ここでいう「育児時短就業」とは、2歳に満たない子を養育するために被保険者からの申出に基づき、事業主が講じた1週間当たりの所定労働時間を短縮する措置（1週間当たりの所定労働日数を変更した結果、1週間当たりの所定労働時間が短縮される場合を含む。）をいい、短縮後の1週間当たりの所定労働時間に上限・下限はありません。

また、被保険者が子を養育するために短時間正社員、パートタイム労働者等に転換、転職したことに伴い、1週間当たりの所定労働時間が短縮されている場合は、育児時短就業と取り扱います。

ただし、短縮後の1週間当たりの所定労働時間が20時間を下回る場合は、子が小学校就学の始期に達するまでに1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件に復帰することが前提であることが就業規則等の書面により確認できる場合を除き、雇用保険の被保険者資格を喪失することとなり、給付金の支給対象となりません。

労働協約の締結や就業規則の変更等により、事業所における被保険者に適用される所定労働時間が一律に短縮された場合についても、当該短縮後の就業は育児時短就業として取り扱いません。

※ 職場復帰後、同一の子について行う時短就業に回数の制限はありません。

ロ 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始したこと（※1）

または、育児時短就業を開始した日の前2年間に、**賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は就業している時間数が80時間以上の）完全月（※2）が12か月以上あること。**

※1 育児休業終了の翌日（復職日）から育児時短就業を開始する場合に加え、育児休業を終了した日と育児時短就業を開始した日の間が14日以内の場合をいいます。

※2 は育児休業給付金と同じです（12ページ参照）。

特別な労働時間制度の適用を受けている場合などの育児時短就業の取扱い
は、以下のとおりです。

○フレックスタイム制の適用を受けている場合

清算期間における総労働時間を短縮して就業するときは、育児時短就業と取
扱います。清算期間における総労働時間は変更せずに、フレキシブルタイム
の一部または全部の勤務を行わないことで、清算期間毎に欠勤控除を受けると
きは、育児時短就業と取り扱いません。

○変形労働時間制の適用を受けている場合

対象期間の総労働時間を短縮して就業するときは、育児時短就業と取り扱
います。対象期間の総労働時間を変更しないときの対象期間中の1週間の平均労
働を下回る期間（いわゆる閑散期）は育児時短就業と取り扱いません。

○裁量労働制の適用を受けている場合

みなし労働時間を短縮して就業するときは、育児時短就業と取り扱います。

○いわゆる「シフト制（※）」で就労する場合

実際の労働時間に基づいて、1週間当たりの平均労働時間を算定し、短縮が
確認できるときは、育児時短就業と取り扱います。

（※）「シフト制」とは、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、
一定期間ごとに作成される勤務割りや勤務シフトなどにおいて初めて具体的な労働
日や労働時間が確定するような形態をいいます。

この受給資格の確認を受けた被保険者であって、**育児時短就業中に支払われた賃
金の額が、育児時短就業開始時の賃金月額に比べて低下している等、支給要件を満た
した場合に**、育児時短就業給付金を受けることができます。

※「**育児時短就業時賃金月額**」とは、

原則、同一の子にかかる最初の育児時短就業開始前直近6か月（賃金支払基礎日数が11日
未満の賃金月は除く。また、当該休業開始前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上
の賃金月が6か月に満たない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間
以上である賃金月）の賃金を180で除した額が「賃金日額」となり、支給日数を30
日とした場合の「休業開始時賃金日額×支給日数」が賃金月額となります。

ただし、育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育
児時短就業を開始した場合は、当該育児休業給付に係る休業開始時賃金日額を育
児時短就業開始時賃金日額とします。

なお、賃金月額には、以下のとおり上限額及び下限額があります。算定した額が
上限額を超える場合は上限額に、算定した額が下限額を下回る場合には下限額と
なります。

令和8年8月1日現在の賃金月額の上限額と下限額

上限額 496,200 円※（令和8年7月31日までは483,300円）

下限額 96,090 円※（令和8年7月31日までは90,420円）

※ 上限額及び下限額は、毎年8月1日に変更される場合があります。

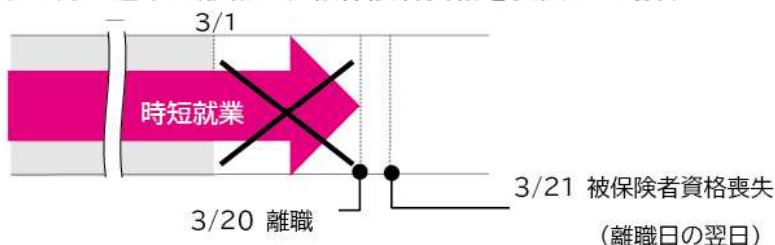
(3) 支給要件は

育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月（これを「**支給対象月**」といいます。）について、次の要件をすべて満たしている場合に支給対象となります。

- イ 支給対象月の初日から末日まで続けて、被保険者であること。
- ロ 支給対象月に、1週間当たりの所定労働時間を短縮して就業した期間があること。
- ハ 支給対象月の初日から末日まで続けて、育児休業給付または介護休業給付を受給していないこと。
- ニ 支給対象月を対象に、高年齢雇用継続給付を受給していないこと。

育児時短就業給付金の対象とならないケース

例示：月の途中で離職し、被保険者資格を喪失した場合



(3) 支給要件イ「支給対象月の初日から末日まで続けて、被保険者であること。」を満たさないため、離職した月は支給の対象なりません。

(4) 支給対象期間は

育児時短就業給付金は、(3) 支給要件で記載しているとおり、「支給対象月（育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月）」ごとに支給します。

例示：月の途中から育児時短就業を開始・終了した場合



ただし、次の①～④の日の属する月までが支給対象月となります。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために育児時短就業を開始した日の前月末日

④子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

「その他の事由」とは、以下の事由をいいます。

- ・ 子の離縁または養子縁組の取消（子が養子の場合）
- ・ 子が他の者の養子となったこと等の事情により当該子と同居しなくなったこと
- ・ 特別養子縁組の成立の審判が確定することなく終了したこと、または、養子縁組里親である被保険者への委託の措置が解除されたこと
- ・ 被保険者の疾病・負傷、または身体上・精神上の障害により、子が2歳に達するまでの間、子を養育することができない状態になったこと

例示：月の途中から別の子について育児時短就業を開始した場合



同じ暦月（3月）において、子Aの育児時短就業を終了し、別の子Bについて育児時短就業を開始した場合、その月（3月）は別の子Bの育児時短就業の支給対象期間となり、子Aの育児時短就業は前月（2月）までが支給対象月となります。

(5) 支給額は・・・

育児時短就業給付金の支給額は、支給対象月ごとに支払われた賃金に応じて以下の計算式により決定されます。なお、育児時短就業の前後で賃金が減少していないと認められる場合や、一定の限度額に該当する場合には支給されませんのでご注意ください。

イ 支払われた賃金額※¹が育児時短就業開始時賃金月額額の90%以下の場合

支給額＝支給対象月に支払われた賃金額×10%

ロ 支払われた賃金額が育児時短就業開始時賃金月額額の90%超～100%未満の場合

支給額＝支給対象月に支払われた賃金額×調整後の支給率※²

ハ 支払われた賃金と、イまたはロによる支給額の合計額が、支給限度額※³を超える場合

支給額＝支給限度額－支給対象月に支払われた賃金額

※¹ 支払われた賃金額について

賃金の支払対象となった期間ではなく、「賃金の支払日」を基準（97ページのイ「支払われた賃金額について」参照）としています。

また、臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いて、当該支給対象月に支払われた賃金をいいます。当該支給対象月を対象とした賃金であっても、他の月に支払われた賃金は含みません。

なお、賃金算定の事由が各月ごとに発生し、本来各月ごとに支払われるべきところ、単に支払事務の便宜等のため数か月分一括して支払われる通勤手当等については、当該賃金が支払われた以後の各支給対象月に、当該賃金額をその基礎となる月数で除した額が支払われたものと取り扱います（98ページのハ「数か月分一括払いの通勤手当等について」参照）。

※² 支給率について

ロの場合は、支給対象月に支払われた賃金額と支給額の合計が、育児時短就業開始時賃金月額額を超えないよう、以下のとおり支給率を調整します。

$$\text{支給率} = \left(9,000 \times \frac{\text{育児時短就業開始時賃金月額}}{\text{支給対象月に支払われた賃金額} \times 100} - 90 \right) \times \frac{1}{100}$$

※³ 支給限度額について

令和9年7月31日までの額：484,121円

育児時短就業給付金が支給されないケースは以下のとおりです。

○ 支給対象月に支払われた賃金額が、育児時短就業開始時賃金月額額の100%以上の場合

この場合は、育児時短就業の前後で賃金が減少していないものとして支給されません。

○ 支給対象月に支払われた賃金額が、支給限度額以上の場合

支給対象月に支払われた賃金額が、一定額以上の場合は、給付金が支給されなくなることがあり、このときの基準額を支給限度額といいます。このため、支給

対象月に支払われた賃金額が、484,121 円（令和 9 年 7 月 31 日までの額）以上の場合は支給されません。

○ 43 ページのイ～ハによる支給額が、最低限度額以下のとき

支給限度額とは逆に、算定された支給額が低額の場合は、給付金が支給されなくなることがあり、このときの基準額を最低限度額といいます。このため、43 ページのイ～ハによって算定された支給額が、2,562 円（令和 9 年 7 月 31 日までの額）以下の場合は、支給されません。

【支給算出額の事例 1】

育児時短就業開始時賃金月額：300,000 円、
支給対象月に支払われた賃金額：200,000 円の場合

→ 43 ページのイの場合に該当するため、

支給額＝支給対象月に支払われた賃金額×10% となります。

よって、**支給額＝200,000×10%＝20,000 円**

【支給算出額の事例 2】

育児時短就業開始時賃金月額：300,000 円、
支給対象月に支払われた賃金額：280,000 円の場合

→ 43 ページのロの場合に該当するため、

支給額＝支給対象月に支払われた賃金額×調整後の支給率となります。

調整後の支給率は、

$$\begin{aligned} & \{9,000 \times 300,000 \div (280,000 \times 100) - 90\} \div 100 \\ & = 0.06428\cdots \div 6.43\% \text{ (小数点第 3 位を四捨五入)} \end{aligned}$$

よって、**支給額＝280,000×6.43%＝18,004 円**

【支給算出額の事例3】

育児時短就業開始時賃金月額：496,200 円（上限額）、

支給対象月に支払われた賃金額：450,000 円の場合

→ 43 ページのイの場合に該当するため、

支給額＝支給対象月に支払われた賃金額×10% で算出され、

支給額＝450,000×10%＝45,000 円 となりますが、

この場合、43 ページのハの場合に該当するため、

(450,000 円＋45,000 円＝495,000 円＞484,121 円（支給限度額）)

支給額＝支給限度額－支給対象月に支払われた賃金額となります。

よって、**支給額＝484,121 円－450,000 円＝31,121 円**

なお、育児時短就業給付金の支給率については、以下の支給率早見表を参考にしてください。

育児時短就業給付金の支給率早見表

賃金率	支給率	賃金率	支給率	賃金率	支給率
100.00%	0.00%	96.50%	3.26%	93.00%	6.77%
99.50%	0.45%	96.00%	3.75%	92.50%	7.30%
99.00%	0.91%	95.50%	4.24%	92.00%	7.83%
98.50%	1.37%	95.00%	4.74%	91.50%	8.36%
98.00%	1.84%	94.50%	5.24%	91.00%	8.90%
97.50%	2.31%	94.00%	5.74%	90.50%	9.45%
97.00%	2.78%	93.50%	6.26%	90.00%	10.00%

〔早見表の見方〕

育児時短就業開始時賃金月額と比較した支給対象月に支払われた賃金額の割合（賃金率）に応じた支給率を、支給対象月に支払われた賃金額に乗ずることにより、育児時短就業給付金の支給額がわかります。

（注1）育児時短就業開始時賃金月額は、算定した額が 496,200 円を超える場合は、496,200 円となります。また、算定した額が 96,090 円を下回る場合は、96,090 円となります。

（注2）育児時短就業給付金の支給限度額は、484,121 円ですので、支給対象月に支払われた賃金の額に上記により算定した「支給額」を加えた額が 484,121 円を超える場合は、484,121 円から支給対象月に支払われた賃金の額を減じた額が支給額となります。

（注3）また、上記により算定した額が 2,562 円を超えない場合は、育児時短就業給付金は支給されません。

（注4）なお、（注1）から（注3）までの金額は、令和9年7月31日までの額です。「毎月勤労統計」の平均定期給与額により毎年8月1日に改定されます。

(6) 受給資格確認・支給申請は・・・

雇用する被保険者が育児時短就業を開始したときは、次の手続が必要です。

届出書類・・・「雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書（育児）」（＝賃金証明書）

「育児時短就業給付受給資格確認票・（初回）育児時短就業給付金支給申請書」（以下「受給資格確認票」という。）

提出期間・・・受給資格確認手続のみ行う場合、**初回の支給申請を行う日まで**。受給資格の確認と初回支給申請を同時に行う場合には、**最初の支給対象月（育児時短就業開始日の属する月）の初日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日まで**。

※ 被保険者が、育児時短就業を行う前に同一の子について育児休業を行っている場合は、当該育児休業に係る育児休業給付の手続を先に行ってください。

届出先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの・・・

(1) 受給資格の確認手続のみ行う場合

○賃金台帳、出勤簿、タイムカード、労働条件通知書、育児短時間勤務申出書、育児短時間勤務取扱通知書、就業規則など育児時短就業を開始した日、賃金の額と支払状況、週所定労働時間を確認できる書類

○母子健康手帳など出産日、出産予定日及び育児の事実を確認できる書類

(2) 初回申請も同時に行う場合

○(1)の書類及び賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカード等支給対象月の賃金支払い状況等を証明できる書類（短縮後の週所定労働時間が20時間を下回る場合は、就業規則などの子が小学校就学の始期に達するまでに週所定労働時間が20時間以上に復帰する前提であることが確認できる書類も添付が必要です。）

※ 受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。

※ 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始した場合（39ページ参照）は、届出書類の「賃金証明書」の提出は不要です。

上記に該当しない場合でも、育児休業を開始した後、育児時短就業を開始するまでの間に賃金の支払いがないときは、そのことを賃金証明書の⑫の備考欄の記載及び添付書類で確認できれば、賃金証明書の⑨欄、⑩欄及び⑪欄（育児休業開始前の賃金支払状況）の記載を省略できます。

※ 育児休業給付を受給後に同一の子について育児時短就業を開始した場合は、持参するものの「○母子健康手帳など出産日、出産予定日及び育児の事実を確認できる書類」の提出は不要です。

イ 届出書類の提出について

被保険者が育児時短就業を開始した場合は、**初回の支給申請を行う日までに「賃金証明書」及び「受給資格確認票」**を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出しなければなりません。ただし、**受給資格の確認と初回支給申請を同時に行う場合には、最初の支給対象月から起算して4か月を経過する日の属する月の末日までに提出することができます。**

なお、育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始した場合（39 ページ参照）は、「賃金証明書」の提出は不要です。

ロ 受給資格の確認とその通知について

上記イの届出書類を提出後、育児時短就業給付の受給資格がある場合は「**育児時短就業給付受給資格確認通知書**」及び次回使用するべき「**育児時短就業給付金支給申請書**」を交付します。

また、受給資格がない場合は「**育児時短就業給付受給資格否認通知書**」を交付します。

これらの通知書は、（受給資格を確認した場合は支給申請書とともに）**必ず被保険者にお渡しください。**

ハ 次回支給申請日等の指定について

「**育児時短就業給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）**」は、次回支給申請期間を指定するもので、事業主の方に通知されます。

(7) 支給申請は・・・

育児時短就業給付金の支給申請に必要な手続きは以下のとおりです。

届出書類・・・「**育児時短就業給付金支給申請書**」（以下「**時短支給申請書**」という。）
提出期限・・・**支給対象月の初日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日まで**（「**次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）**」に印字されています。）

届 出 先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの・・・賃金台帳、出勤簿（タイムカード）、労働条件通知書、育児短時間勤務申出書、育児時短勤務取扱通知書など支給対象月の賃金の額と支払い状況、育児時短就業中の週所定労働時間を確認できるもの

※ 従前の支給対象月から、育児時短就業中の週所定労働時間の変更がない場合は、育児時短就業中の週所定労働時間を確認できるものの提出は不要です。

※ 事業所における所定労働時間の引き下げなどによって、被保険者に適用される本来の週所定労働時間に変更された場合は、時短支給申請書の「**本来の週所定労働時間（変更があった場合）**」に記載し、就業規則などの本来の週所定労働時間などの本来の週所定労働時間を確認できるものを提出してください。

イ 育児時短就業給付金の支給を受ける場合について

育児時短就業給付金は、各支給単位期間（支給対象月）について、「支給要件」を満たした場合に支給されます。（41 ページ参照）

ロ 支給申請の時期について

支給申請は、**原則として2つの支給対象月ごと**に行います。

なお、支給申請の期限は、**支給対象月の初日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日までの期間**となっています。（「次回支給申請日指定通知書（事業主用）」に印字されています。）

※ 被保険者本人が希望する場合、1つの支給対象月について支給申請を行うことも可能です。

ハ 同じ子の養育のために再度時短就業をすることになった場合

育児時短就業給付金の対象となる育児時短就業に回数の制限はありませんので、再度の育児時短就業をしている各月について、支給要件（41 ページ参照）を満たしている場合は、育児時短就業給付金の対象となります。

同じ子について再度の育児時短就業を開始し、育児時短就業給付金の支給を受ける場合は、再度の受給資格確認（「賃金証明書」及び「受給資格確認票」の提出）は不要ですので、被保険者を雇用している事業主の方より、新たに支給を受けようとする支給対象月の初日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日までに、「時短支給申請書」と添付書類（47 ページ参照）を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出してください。

(8) 支給申請の結果は・・・

支給申請後は、支給の可否及び支給額を記載した「育児時短就業給付金支給決定通知書」と次回の支給申請の際に使用する「育児時短就業給付金支給申請書」を交付いたしますので、**必ず被保険者に対して交付**してください。

(9) 給付金の口座振込みは・・・

支給決定された育児時短就業給付金は、支給決定日（支給決定通知書に印字されています。）から約1週間後に、申請者本人が指定した金融機関の本人名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

また、振込者名は「コウセイロウドウショウ ショクギョウアンテイキョク」となります（金融機関によっては、振込者名の表示が途切れたりする場合があります）。

(1) 未支給の育児休業等給付について

育児休業等給付の支給を受けることができる対象者が死亡した場合において、その方に支給されるべき育児休業等給付でまだ支給されていないものがあるときは、生計を同じにしていた遺族の方が支給申請を行うことができます。

これらの請求は、本人が**死亡した日の翌日から起算して6か月以内**にする必要があります。

詳しくは、事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

(2) 不正を行ったとき

本来は、育児休業等給付を受けることができないにもかかわらず、**不正な手段により育児休業等給付の支給を受け、または受けようとした場合（実際に受けたか否かを問いません。）**は、**不正受給の処分を受けることとなります。**

このような場合、不正受給した金額の**3倍**の金額を納めなければならない、これらの支払いを怠った場合は、財産の差し押さえが行われる場合がありますので、支給申請書の記載内容をよくお確かめのうえ、ご提出をお願いします。

また、事業主が虚偽の支給申請書等を提出した場合等は、事業主も本人と連帯して処分等を受けることとなります。

8 支給申請書等の記載例について

雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の記入例

様式第10号の2の2

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (安定所提出用)(介護・育児)
所定労働時間短縮開始時賃金証明書

① 被保険者番号	8 8 0 0 - 8 0 2 0 4 7 - 9	③ フリガナ	マコト ユウコ	⑤ 休業等を開始した日の	令和 X 年 11 月 5 日
② 事業所番号	4 9 0 0 - 0 0 0 1 1 1 - 1	休業等を開始した者の氏名	適用 優子	年 月 日	
④ 名称	株式会社 労働保険 立川支店	⑥ 休業等を開始した日の	〒359-0044 所沢市並木6-34	住所又は居所	電話番号 (020) 8809-11098
事業所所在地	立川市錦町1-19-1				
電話番号	042-948-9809				
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。					
住所 東京都千代田区霞が関1-11					
事業主 氏名 代表取締役 保険 智					
休業等を開始した日前の賃金支払状況等					
⑦ 休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑧ ⑦の期間における支払日数	⑨ 賃金支払対象期間	⑩ ⑨の基礎日数	⑪ 賃金額	⑫ 備考
休業等を開始した日 11月5日					
10月5日～休業等を開始した日の前日	0日	10月21日～休業等を開始した日の前日	0日	0	自X,7.30
7月5日～8月4日	25日	7月21日～8月20日	9日	90,000	至X,11.498日間
6月5日～7月4日	30日	6月21日～7月20日	30日	300,000	出産のための賃金支払なし
5月5日～6月4日	31日	5月21日～6月20日	31日	300,000	
4月5日～5月4日	30日	4月21日～5月20日	30日	300,000	
3月5日～4月4日	31日	3月21日～4月20日	31日	300,000	
2月5日～3月4日	29日	2月21日～3月20日	29日	300,000	
1月5日～2月4日	31日	1月21日～2月20日	31日	300,000	
12月5日～1月4日	31日	月 日 ～ 月 日	日		
11月5日～12月4日	30日	月 日 ～ 月 日	日		
10月5日～11月4日	31日	月 日 ～ 月 日	日		
9月5日～10月4日	30日	月 日 ～ 月 日	日		
8月5日～9月4日	31日	月 日 ～ 月 日	日		
月 日 ～ 月 日	日	月 日 ～ 月 日	日		
月 日 ～ 月 日	日	月 日 ～ 月 日	日		
月 日 ～ 月 日	日	月 日 ～ 月 日	日		
⑬ 賃金に関する特記事項	休業開始時賃金月額証明書 受理 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 令和 年 月 日 (受理番号 号)				
⑭ (休業開始時における)雇用期間	⑮ 定めなし	⑯ 定めあり → 令和 元年 9月 30日まで (休業開始日を含めて	1年 10ヵ月)		
※ 公共職業安定所記載欄					

雇用保険法施行規則第14条の第1項の規定により被保険者の介護又は育児のための休業又は所定労働時間短縮開始時の賃金の届出を行う場合は、当該賃金の支払の状況を明らかにする書類を添えてください。
本手続は電子申請による申請が可能です。
なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本届書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを説明するものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表記	氏 名	電話番号

※	所長	次長	課長	係長	係

[例示説明]

- ・令和X年11月5日に育児休業を開始する場合 (令和X年9月9日出生)
- ・賃金締切日が各月20日

④「休業を開始した日の年月日」

- ・被保険者が1歳に満たない子を養育するための休業を開始した日を記入してください。

⑦「休業を開始した日の前日に離職したと

みなした場合の被保険者期間算定対象期間」

- ・「休業を開始した日」欄は、④欄の休業を開始した日を記入してください。
- ・休業開始した日から遡って賃金支払基礎日数が11日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上ある月を2年間記入しますが、11日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上ある被保険者算定対象期間を直近より12か月以上記入があれば以下は記入を省略できます。

(※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。(第2編22ページ参照))

⑧「⑦の期間における賃金支払基礎日数」

- ・⑦欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑨「賃金支払対象期間」

- ・最上段には休業を開始した日の直前の賃金締切日の翌日から、休業を開始した日の前日までの期間を記入し、以下順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を2年間記入しますが、完全月で⑩欄の基礎日数が11日以上の月を6か月以上記入する必要があります。6か月に満たない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月も記入する必要があります。

(※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。(第2編22ページ参照))

⑩「⑨の基礎日数」

- ・⑨欄の期間における賃金支払いの基礎となった日数を記入してください。
- ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑪「賃金額」

- ・月給者はA欄に、日給者はB欄に記入しますが、日給者で月単位で支払われる賃金(家族手当・通勤手当等)はA欄に記入し、合計額を計欄に計上してください。また、通勤手当を複数月分まとめて支払う場合は、該当月数で割り、それぞれの月に算入してください。
- ・A欄、又はB欄の記入のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。

⑫「備考」

- ・⑦欄から⑩欄の参考となることを記入してください。
例・賃金未払いがある場合
- ・出産・傷病等で引き続き30日以上賃金の支払がない場合
- ・休業手当が支払われたことがある場合
- ・休業開始日が令和2年8月1日以降であって、⑧欄の基礎日数が11日以上かつ12か月以上ない場合、または、⑩欄の基礎日数が11日以上かつ完全月が6か月以上ない場合は、⑧欄及び⑩欄の基礎日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

⑬「賃金に関する特記事項」

- ・3か月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。
- ・該当がない場合には斜線を引いてください。

※休業開始した日から遡った場合に要件を満たさず、産前休業開始日等を起算点とする場合(12ページ参照)、④⑦⑧欄は「休業を開始した日」を「産前休業を開始した日」と読み替えて記載してください。⑨⑩⑪欄は従前のとおり、育児休業を開始した日から遡って記載してください。詳細については、ハローワークにお尋ねください。

第101条の33、第101条の42関係（第1面）
育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書
 （必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

(133) 2025.1

1「被保険者番号」

- ・被保険者証に記載されている被保険者番号を記入してください。

4「事業所番号」

- ・当該事業所の事業所番号を記入してください。

5「育児休業開始年月日」

- ・被保険者が育児休業を開始した年月日を記入してください。

6「出産年月日」、7「出産予定日」

- ・育児休業に係る子の出産年月日、出産予定日を記入してください。

8「個人番号」

- ・被保険者の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

9、10「被保険者の住所」、11「被保険者の電話番号」

- ・被保険者の郵便番号、住所、電話番号を記入してください。

12、16「支給期間」

- ・出生時育児休業期間を記入してください。分割して取得した場合、16に2回目の出生時育児休業期間を記入してください。

13、17「就業日数」、14、18「就業時間」

- ・12、16の支給期間において、就業した日数をそれぞれ13、17に記入してください。
- ・12、16の支給期間において、就業した時間数をそれぞれ14、18に記入してください（1時間未満の時間数は切り捨て）。

15、19「支払われた賃金額」

- ・12、16の支給期間中に、出生時育児休業期間を対象として事業主から支払われた賃金の額を記入してください。
- ・「支払われた賃金額」については、6ページを参照してください。

20「配偶者の被保険者番号」、21「配偶者の育児休業開始年月日」、22「配偶者の状態」

出生後休業支援給付金の支給申請を行う場合、20・21・22のいずれか（複数記載は不可）を次のとおり記入してください。

- ・配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される育児休業を一定の期間に14日以上取得した場合は、20欄に被保険者番号を記入してください。
- ・配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く。）であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間に14日以上取得した場合は、21欄に育児休業開始年月日を記入してください。
- ・配偶者が、子の出生日の翌日において配偶者の育児休業を要件としない場合に該当する場合は、22欄に該当する番号を記入してください。

※記載項目の詳細は、36ページを参照してください。

23「払渡希望金融機関指定届」

- ・個人番号の登録が完了している方で、マイナポータルに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される場合は「1」を記載してください。「1」を記入した場合は、金融機関情報について記載の必要はありませんが、記載があった場合には記載された金融機関情報への振込を優先します。

※過去に失業等給付や育児休業給付等を受給したことがあり、その際に登録した口座への振込を希望する場合は記載不要です。

「事業所名（所在地・電話番号）、事業主名」、「申請者氏名」

- ・被保険者本人が氏名を記載し記入内容について事業主が証明してください。ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者氏名の記載を省略することができます。その場合、申請者氏名欄には、「申請について同意済み」と記載してください。

「備考」

備考欄に、賃金締切日・支払日、通勤手当について記入してください。

育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書の記入例

第101条の30、第101条の42関係（第1面）
育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書

（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別 15405		1. 被保険者番号 5050-123456-7		2. 資格取得年月日 4-280401	
3. 被保険者氏名 育休 一郎		フリガナ（カタカナ） イクキョウ イチロウ			
4. 申請者番号 1300-987654-3		5. 育児休業開始年月日 5-0X0411		6. 出生年月日（3桁）4桁（5桁） 5-0X0407	
8. 過去に同一の子について 出生時育児休業 または育児休業 取得の有無 ☐		9. 個人番号 123456789012		7. 出産予定日 元月 年 月 日	
10. 被保険者の住所（郵便番号） 100-9988		12. 被保険者の電話番号（項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。） 090-XX-XXXX			
11. 被保険者の住所（漢字）市・区・郡及び町村名 千代田区霞が関		住所（ローマ字） チヨウトンクハヤシマ			
被保険者の住所（漢字）市・区・郡 4-5-6					
被保険者の住所（漢字）市・区・郡・町・丁目・番地 4-5-6					
13. 支給単位期間その1（初日）（末日） 5-0X0411-0510（4 平成） 元月 年 月 日 月 年 月 日		14. 就業日数 0		15. 就業時間 0	
17. 支給単位期間その2（初日）（末日） 5-0X0511-0610（4 平成） 元月 年 月 日 月 年 月 日		18. 就業日数 0		19. 就業時間 0	
21. 最終支給単位期間（初日）（末日） 元月 年 月 日 月 年 月 日		22. 就業日数 0		23. 就業時間 0	
25. 職場復帰年月日 元月 年 月 日		26. 支給対象となる期間の延長事由一期間 元月 年 月 日 月 年 月 日		24. 支払われた賃金額 0	
27. パパ・ママ育児 プラス 制度活用 ☐		28. 配偶者の被保険者番号 元月 年 月 日		29. 配偶者の育児休業開始年月日 5-0X0603	
30. 育児休業取得理由 ☐ 1 産後休業の取得 ☐ 2 配偶者等の事由 ☐ 3 その他事由 ☐ 4 延長事由		31. 配偶者の状態 ☐ 1 配偶者がいない ☐ 2 配偶者が被保険者のイと法上の親子関係がない ☐ 3 配偶者が被保険者から養育を受け居る中 ☐ 4 配偶者が被保険者 ☐ 5 配偶者が被保険者やフリーランスなど雇用される労働者でない ☐ 6 配偶者が被保険者 ☐ 7 1-6以外の事由で配偶者が育児休業をすることができない			
32. 公金受取口座 利用希望 ☐ 1 払込 希望 金融 機関 指定 希望		（マイナンバーに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される方は、「1」を記入してください。 公金受取口座への振込を希望し、「1」を記入した場合は、以下の金融機関情報について記載の必要はありませんが、記載があった場合には、以下の金融機関情報への振込を優先します。） 金融機関名称・支店名称 本店・支店 33. 金融機関・店舗コード 口座番号 （口座番号は「0」を省略せず2桁で記載してください。ゆうちょ銀行の口座は、3桁（5桁） ・番用（005）を続けて記載してください。） （ゆうちょ銀行の場合は、「0000000」を記載してください。）			

裏面にあります

第101条の30、第101条の42関係（第2面）

上記被保険者が育児休業を取得し、上記の記載事実が誤りがないことを証明します。

（株）行動療法
事業所名（所在地・電話番号）東京都千代田区千代田4-5-5
03-5253-1111

令和 X 年 7 月 1 日 事業主名 代表取締役 行政 浩二

上記のとおり育児休業給付の受給資格の確認を申請します。
雇用保険法施行規則第101条の30、第101条の42の規定により、上記のとおり育児休業給付金及び出生後休業支援給付金の支給を申請します。

令和 X 年 7 月 3 日 ○○ 公共職業安定所長 殿 フリガナイクキョウ イチロウ
申請者氏名 育休 一郎

備考	賞金給付日 日 月 年	通勤手当 有（毎月・3か月・6か月） 額	資格確認の可否	可	否
	賞金支払日 日 月 年		資格確認年月日	令和 年 月 日	
			通知年月日	令和 年 月 日	

1「被保険者番号」

・被保険者証に記載されている被保険者番号を記入してください。

4「事業所番号」

・当該事業所の事業所番号を記入してください。

5「育児休業開始年月日」

・被保険者が育児休業を開始した年月日を記入してください。ただし、女性の被保険者が、労働基準法の規定による産後休業に引き続き育児休業を取得した場合は記入する必要はありません。

6「出産年月日」、7「出産予定日」

・育児休業に係る子の出産年月日、出産予定日を記入してください。

9「個人番号」

・被保険者の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

10、11「被保険者の住所」、12「被保険者の電話番号」

・被保険者の郵便番号、住所、電話番号を記入してください。

13、17、21「支給単位期間」

・それぞれの支給単位期間の初日及び末日を記入してください。

14、18、22「就業日数」、15、19、23「就業時間」

・13、17、21の支給単位期間において就業した日数、時間を記入してください。

16、20、24「支払われた賃金額」

・13、17、21の支給単位期間中に、育児休業期間を対象として支払われた賃金の額を記入してください。
・支給対象期間中に支払われた賃金であっても、育児休業の期間以外の期間を対象とした賃金は記入する必要はありません。

25「職場復帰年月日」

・「育児休業給付金支給決定通知書」の「支給期間末日」前に育児休業を終了した場合に、その職場復帰日を記入してください。

28「配偶者の被保険者番号」、29「配偶者の育児休業開始年月日」、31「配偶者の状態」

出生後休業支援給付金の支給申請を行う場合、28・29・31のいずれか（複数記載は不可）を次のとおり記入してください。

- ・配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される育児休業を一定の期間に14日以上取得した場合は、28欄に被保険者番号を記入してください。
- ・配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く。）であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間に14日以上取得した場合は、29欄に育児休業開始年月日を記入してください。
- ・配偶者が、子の出生日の翌日において配偶者の育児休業を要件としない場合に該当する場合は、31欄に該当する番号を記入してください。

※記載項目の詳細は、36ページを参照してください。

32「払渡希望金融機関指定届」

・個人番号の登録が完了している方で、マイナポータルに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される場合は「1」を記載してください。「1」を記入した場合は、金融機関情報について記載の必要はありませんが、記載があった場合には記載された金融機関情報への振込を優先します。

※過去に失業等給付や育児休業給付等を受給したことがあり、その際に登録した口座への振込を希望する場合は記載不要です。

「事業所名（所在地・電話番号）、事業主名」、「申請者氏名」

・被保険者本人が氏名を記載し記入内容について事業主が証明してください。ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者の記名を省略することができます。その場合、申請者氏名欄には、「申請について同意済み」と記載してください。

「備考」

備考欄に、賃金締切日・支払日、通勤手当について記入してください。

- ・初回の支給申請において前3、4か月分の申請を行う場合、3、4か月目となる支給単位期間、就業日数、支給された賃金額を備考欄に記入してください。
- ・出向元、出向先双方から賃金の支払がある場合は、合計額を支給申請書に記入し、備考欄に被保険者資格を有さない雇用関係に基づく賃金額及びその賃金を支払った事業主名を記入してください。

育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書（2回目以降）の記入例

■ 第101条の30関係（第1面）

育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書

（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマークの所で折り曲げてください。）

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

帳票種別 12406	支給申請期間 0X1004-0X1103	氏名 ロウトウ タロウ	1.被保険者番号 1300-012345-6
2.資格取得年月日 4-180401	3.育児休業開始年月日 5-0X0604	支給単位期間その1(初日～末日) 0X1004-0X1103	支給単位期間その2(初日～末日) 0X1104-0X1203
出生後休業支援給付金 審査状況 1	事業所番号 1300-765432-1	管轄区分 0	支給終了年月日 0
4.被保険者氏名 労働 太郎	フリガナ(カタカナ) ロウトウ タロウ	出産年月日 0	出産予定日 0
5.支給単位期間その1(初日) 5-0X1004	(末日) 1-103	6.就業日数 0	7.就業時間 0
8.支払われた賃金額 0	9.支給単位期間その2(初日) 5-0X1104	(末日) 1-203	10.就業日数 0
11.就業時間 0	12.支払われた賃金額 0	13.最終支給単位期間(初日) 0	(末日) 0
14.就業日数 0	15.就業時間 0	16.支払われた賃金額 0	17.職場復帰年月日 0
18.支給対象となる期間の延長事由一期間 0	21.次回支給申請年月日 0	22.否認 0	23.未支給区分 1
24.その他賃金に関する特記事項	25.		

裏面にあります

上記の記載事項に誤りがないことを証明します。 令和 X 年 12 月 16 日		事業所名(所在地・電話番号) 千100-8988東京都千代田区霞が関1の2の2 (株) 行政工業 03-5253-1111 事業主氏名 代表取締役 行政 修一	
令和 X 年 12 月 16 日		申請者氏名 労働 太郎	
社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 労働 太郎	氏名 労働 太郎	電話番号 03-5253-1111
※	所長	次長	課長
	係長	係	操作者
資金締切日	15日	資金支払日	毎月 25日
通勤手当	④(毎月) 3か月・6か月・		
備考欄(1歳6か月後の延長をする場合に記入) イ 定めなし ロ 定めあり一令和 年 月 日まで			

〔注意事項〕

育児休業受給資格確認のみを行った場合は、この様式が、初回からの支給申請書となります。

また、育児休業受給資格確認のみを行った場合で被保険者の配偶者の育児休業状況または被保険者の配偶者が育児休業を要件としない場合に該当しているときが確認済みのときは、この申請書で育児休業給付金及び出生後休業支援給付金の支給申請手続を行うことができます。この場合は、あらためて出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類（35ページ参照。）を提出いただく必要はありません。

受給資格確認時に、被保険者の配偶者の育児休業取得状況または被保険者の配偶者が育児休業を要件としない場合に該当していることが確認できなかった場合に、出生後休業支援給付金の支給申請を行うときは、この申請書とは別に、「出生後休業支援給付金支給申請書」（58ページ参照。）に出生後休業支援給付金の支給要件を満たしていることが確認できる書類（35ページ参照。）を添えて提出してください。

5、9、13「支給単位期間」

- ・それぞれの支給単位期間の初日及び末日を記入してください。

6、10、14「就業日数」、7、11、15「就業時間」

- ・5、9、13 欄に記載した支給単位期間において、就業した日数、時間を記入してください。

8、12、16「支払われた賃金額」

- ・5、9、13 欄に記載した支給単位期間において、支払われた賃金（臨時の賃金、3 か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く）の額を記入してください。なお、賃金に含まれるか否か判断しかねるものについては、24、25 欄にその額と名称を記入してください。

17「職場復帰年月日」

- ・「育児休業給付金支給決定通知書」にある「支給期間末日」前に育児休業を終了して職場に復帰した場合は、その復帰した日を記入してください。

「事業所名(所在地、電話番号)、事業主氏名」、「申請者氏名」

- ・被保険者本人が氏名を記載し記入内容について事業主が証明してください。
ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者の記名を省略することができます。その場合、申請者氏名欄には、「申請について同意済み」と記載してください。

「備考」（申請書裏面）

備考欄に、賃金締切日・支払日、通勤手当について記入してください。

- ・初回の支給申請において前3、4 か月分の申請を行う場合、3、4 か月目となる支給単位期間、就業日数、支給された賃金額を備考欄に記入してください。
- ・出向元、出向先双方から賃金の支払いがある場合は、合計額を支給申請書に記入し、備考欄に被保険者資格を有さない雇用関係に基づく賃金額及びその賃金を支払った事業主名を記入してください。

【注意事項】

出生後休業支援給付金の支給申請を単独で行う場合は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給決定がされた後でなければ申請できないため、出生時育児休業給付金支給決定通知書または育児休業給付金支給決定通知書が送付された後やこれらの給付金の入金が確認できた後に申請を行ってください。

1「被保険者番号」

- ・被保険者証に記載されている被保険者番号を記入してください。

4「事業所番号」

- ・当該事業所の事業所番号を記入してください。

5「育児休業開始年月日」

- ・被保険者が育児休業を開始した年月日を記入してください。ただし、女性の被保険者が、労働基準法の規定による産後休業に引き続き育児休業を取得した場合は記入する必要はありません。

6「個人番号」

- ・被保険者の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

7、8「被保険者の住所」、9「被保険者の電話番号」

- ・被保険者の郵便番号、住所、電話番号を記入してください。

10「配偶者の被保険者番号」、11「配偶者の育児休業開始年月日」、12「配偶者の状態」

出生後休業支援給付金の支給申請を行う場合、10・11・12のいずれか（複数記載は不可）を次のとおり記入してください。

- ・配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される育児休業を一定の期間に14日以上取得した場合は、10欄に被保険者番号を記入してください。
- ・配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く。）であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間に14日以上取得した場合は、11欄に育児休業開始年月日を記入してください。
- ・配偶者が、子の出生日の翌日において配偶者の育児休業を要件としない場合に該当する場合は、12欄に該当する番号を記入してください。

※記載項目の詳細は、36ページを参照してください。

13「払渡希望金融機関指定届」

- ・個人番号の登録が完了している方で、マイナポータルに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される場合は「1」を記載してください。「1」を記入した場合は、金融機関情報について記載の必要はありませんが、記載があった場合には記載された金融機関情報への振込を優先します。

※過去に失業等給付や育児休業給付等を受給したことがあり、その際に登録した口座への振込を希望する場合は記載不要です。

雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書の記入例

様式第10号の2の2(第14条の2、第14条の3、第65条の12関係)

雇用保険被保険者 ~~休業開始時賃金月額証明書~~ (安定所提出用) (介護・育児)
所定労働時間短縮開始時賃金証明書

① 被保険者番号	5050-123456-7	③ フリガナ	イクキュウ ハナコ	④ 休業等を 開始した日の 年 月 日	令和 X 6 16
② 事業所番号	1301-987654-3	休業等を開始した者の氏名	育休 花子	年 月 日	
⑤ 名称	株式会社 行政物流		⑥ 休業等を 開始した者の 住所又は居所	〒164-0001 東京都中野区中野4-1-1	
事業所所在地	代表取締役 行政 浩二 東京都千代田区霞が関4-5-6		電話番号 (999) 9999 - 9999		
電話番号	03-5253-1111				
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。					
住所 東京都千代田区霞が関4-5-6					
事業主 氏名 株式会社 行政物流 代表取締役 行政 浩二					
休業等を開始した日以前の賃金支払状況等					
⑦ 休業等を開始した日の前日に 離職したとみなした場合の被保 険者期間算定対象期間	⑧ ⑦の 前にお ける支 払日数	⑨ 賃金支払対象期間	⑩ ⑨の 基礎 日数	⑪ 賃 金 額	⑫ 備 考
休業等を開始した日	6月16日			⑪ ①	
5月16日～休業等を開始した日の前日	31日	6月1日～休業等を開始した日の前日	15日	150,000	自X.11.21 至X.4.30 160日間 出産・育児のため 賃金支払いなし
4月16日～5月15日	15日	5月1日～5月31日	31日	300,000	
11月16日～12月15日	5日	11月1日～11月30日	20日	200,000	
10月16日～11月15日	31日	10月1日～10月31日	31日	300,000	
9月16日～10月15日	30日	9月1日～9月30日	30日	300,000	
8月16日～9月15日	31日	8月1日～8月31日	31日	300,000	
7月16日～8月15日	31日	7月1日～7月31日	31日	300,000	
6月16日～7月15日	30日	6月1日～6月30日	30日	300,000	
5月16日～6月15日	31日	5月1日～5月31日	31日	300,000	
4月16日～5月15日	30日	月 日～月 日	日		
3月16日～4月15日	31日	月 日～月 日	日		
2月16日～3月15日	29日	月 日～月 日	日		
1月16日～2月15日	31日	月 日～月 日	日		
12月16日～1月15日	31日	月 日～月 日	日		
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日		
日 日～月 日	日	日 日～月 日	日		
⑬ 賃金に 関する 特記事項					休業開始時賃金月額証明書 受理 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 令和 年 月 日 (受理番号 号)
⑭ (休業開始時における)雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり → 令和 年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 月)				
※ 公共職業安定所記載欄					

雇用保険法施行規則第14条の2第1項、第14条の3第1項及び第65条の12第1項の規定により被保険者の介護又は育児のための休業又は所定労働時間短縮開始時の賃金の届出を行う場合は、当該賃金の支払の状況を明らかにする書類を添えてください。
本手続は電子申請による申請が可能です。
なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本届書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本届書の提出と併せて送付することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号

※	所長	次長	課長	係長	係

【例示説明】

- ・令和X年6月16日に育児時短就業を開始する場合
- ・賃金締切日が各月末日

④「休業等を開始した日の年月日」

- ・被保険者が2歳に満たない子を養育するための所定労働時間の短縮を開始した日を記入してください。

⑦「休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

- ・「休業を開始した日」欄は、④欄の所定労働時間の短縮を開始した日を記入してください。
- ・所定労働時間の短縮を開始した日から遡って賃金支払基礎日数が11日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上ある月を2年間記入しますが、11日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上ある被保険者算定対象期間を直近より12か月以上記入があれば以下は記入を省略できます。
(※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。(第2編22ページ参照))

⑧「⑦の期間における賃金支払基礎日数」

- ・⑦欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑨「賃金支払対象期間」

- ・最上段には所定労働時間の短縮を開始した日の直前の賃金締切日の翌日から、所定労働時間の短縮を開始した日の前日までの期間を記入し、以下順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を2年間記入しますが、完全月で⑩欄の基礎日数が11日以上の月を6か月以上記入する必要があります。6か月に満たない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月も記入する必要があります。
(※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。(第2編22ページ参照))

⑩「⑨の基礎日数」

- ・⑨欄の期間における賃金支払いの基礎となった日数を記入してください。
- ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑪「賃金額」

- ・月給者はA欄に、日給・時給者はB欄に記入しますが、日給・時給者で月単位で支払われる賃金(家族手当・通勤手当等)はA欄に記入し、合計額を計欄に計上してください。また、通勤手当を複数月分まとめて支払う場合は、該当月数で割り、それぞれの月に算入してください。
- ・A欄、又はB欄の記入のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。

⑫「備考」

- ・⑦欄から⑩欄の参考となることを記入してください。
例・賃金未払いがある場合
- ・出産・傷病等で引き続き30日以上賃金の支払がない場合
- ・休業手当が支払われたことがある場合
- ・⑧欄の基礎日数が11日以上の月が12か月以上ない場合、または、⑩欄の基礎日数が11日以上の完全月が6か月ない場合は、⑧欄及び⑩欄の基礎日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

⑬「賃金に関する特記事項」

- ・3か月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。
- ・該当がない場合には斜線を引いてください。

※休業開始した日から遡った場合に要件を満たさず、産前休業開始日等を起算点とする場合(12ページ参照)、④⑦⑧欄は「休業を開始した日」を「産前休業を開始した日」と読み替えて記載してください。⑨⑩⑪欄は従前のとおり、育児休業を開始した日から遡って記載してください。詳細については、ハローワークにお尋ねください。

育児時短就業給付受給資格確認票・（初回）育児時短就業給付金支給申請書の記入例

第101条の48関係（第1面）

育児時短就業給付受給資格確認票・（初回）育児時短就業給付金支給申請書

（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別 10421		1. 被保険者番号 5050-123456-7		2. 資格取得年月日 4-280401	
3. 被保険者氏名 育休 花子		フリガナ（カタカナ） イクキユウ ハナコ			
4. 事業所番号 1301-987654-3		5. 育児時短就業開始年月日 5-0X0616		6. 出産年月日 5-0X0101	
8. 個人番号 121234567890				7. 出産予定日 - - - - -	
9. 本来の週所定労働時間 3730		10. 育児休業に引き続く時短就業 □ (該当)			
11. 支給対象年月その1 5-0X06		12. 週所定労働時間 2500		13. 支払われた賃金額 249000	
14. 支給対象年月その2 5-0X07		15. 週所定労働時間 2500		16. 支払われた賃金額 200000	
17. 支給対象年月その3 - - - - -		18. 週所定労働時間 - - - - -		19. 支払われた賃金額 - - - - -	
20. 育児時短就業終了年月日 - - - - -		21. 育児時短就業終了理由 □ (1 本来の所定労働時間への復帰) □ (2 育児時短就業事由の消滅) □ (3 他の休業開始)		その他賃金に関する特記事項 30. 31. 32.	
22. 公金受取口座 利用希望 ☐ (マイナンバーに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される方は、「1」を記入してください。公金受取口座への振込を希望し、「1」を記入した場合は、以下の金融機関情報について記載の必要はありませんが、記載があった場合には、以下の金融機関情報への振込を優先します。 金融機関名称・支店名称 給付信用金庫 飯田橋 本店・支店 23. 金融機関・店番コード 9890297-7654321					
24. 賃金月額（区分・日額又は総額） - - - - -		25. 受給資格確認年月日 - - - - -		26. 受給資格否認 □ (1 みなし被保険者続続なし) □ (2 対象時短就業が該当)	
27. 次回支給申請年月日 - - - - -		28. 支払区分 □		29. 未支給区分 □ (1 未支給)	

上記被保険者が育児時短就業を取得し、上記の記載事項に誤りがないことを証明します。

事業所名（所在地・電話番号） 株式会社 行政物流
代表取締役 行政 浩二
東京都千代田区霞が関4-5-6
03-5253-1111
令和 X 年 8 月 6 日 事業主名

上記のとおり育児時短就業給付の受給資格の確認を申請します。
雇用保険法施行規則第101条の48関係の規定により、上記のとおり育児時短就業給付金の支給を申請します。

住所 東京都中野区中野4-1-1
飯田橋 公共職業安定所長 殿
フリガナ イクキユウ ハナコ
申請者氏名 育休 花子
令和 X 年 8 月 4 日

備考	資格確認の可否	可	否
資格確認年月日	令和	年	月
資格確認年月日	令和	年	月

社会保険 労務士 記載欄	氏名	電話番号	※	所長	次長	課長	係長	係	操作者
--------------------	----	------	---	----	----	----	----	---	-----

2025. 3

1「被保険者番号」

- ・被保険者証に記載されている被保険者番号を記入してください。

4「事業所番号」

- ・当該事業所の事業所番号を記入してください。

5「育児時短就業開始年月日」、6「出産年月日」

- ・被保険者が育児時短就業を開始した年月日、時短就業にかかる子の出産年月日を記入してください。

9「本来の週所定労働時間」

育児時短就業を行わない場合に、事業所において被保険者に適用される週所定労働時間を記入してください。

また、特別な労働時間制度の適用を受けている場合などは、以下のとおり計算し、記入してください。なお、いずれも計算結果に端数が生じたときは、分単位未満を切り捨ててください。

- ・フレックスタイム制、変形労働時間制の適用を受けている場合
清算期間の総労働時間の算出基礎となった1日の労働時間×所定勤務日数

- ・変形労働時間制の適用を受けている場合
対象期間中の1週間の平均労働時間

- ・裁量労働者制の適用を受けている場合
1日のみなし労働時間×5日

- ・いわゆる「シフト制」で就労する場合

該当期間（※1）の実際の労働時間（※2）÷（該当期間の暦日数÷7日）（※3）

（※1）本来の週所定労働時間を計算する場合は、育児時短就業開始時賃金月額額の算定に用いた直近3か月間、支給対象月の週所定労働時間を計算する場合は、その支給対象月に支払われた賃金の算定対象期間（月末締め、翌月払いの場合は支給対象月）をいいます。

（※2）法定労働時間（1日8時間・1週40時間又は44時間）を超えないものに限りします。

（※3）括弧内に端数が生じた場合は小数点第3位を四捨五入してください。計算に当たっては、厚生労働省ホームページ「週所定労働時間算定補助シート」を掲載していますので、ご活用ください。



(<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001412356.xlsx>)

10「育児休業に続く時短就業」

- ・育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始した場合、1を記入してください。

12、15「週所定労働時間」

- ・支給対象月における短縮後の週所定労働時間（複数の週所定労働時間がある場合は、最も短いもの）を記入してください。
- ・シフト制など、特別な労働時間制度の適用を受けている場合は、9「本来の週所定労働時間」を参考に記入してください。

13、16「支払われた賃金額」

- ・支給対象月中に支払われた賃金（臨時の賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）を記入してください。
- ・支給対象月に数か月分一括払いの通勤手当等が支払われた場合には、支払われた月以後の支給対象月に1か月当たりの額を割り振って（端数が生じる場合は、最後の月分に加算する。）計上してください。

30、31「その他賃金に関する特記事項」

- ・上記の通勤手当等のほか、賃金に含まれるか否かが判断しかねるものについても、その額と名称を記入してください。

「払渡希望金融機関指定届」

- ・個人番号の登録が完了している方で、マイナポータルに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される場合は「1」を記載してください。「1」を記入した場合は、金融機関情報について記載の必要はありませんが、記載があった場合には記載された金融機関情報への振込を優先します。

※過去に失業等給付や育児休業給付等を受給したことがあり、その際に登録した口座への振込を希望する場合は記載不要です。

「事業所名(所在地・電話番号)、事業主名」、「申請者住所、氏名」

- ・被保険者本人が住所・氏名を記載し記入内容について事業主が証明してください。ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者の署名を省略することができます。その場合、申請者氏名欄には、「申請について同意済み」と記載してください。

育児時短就業給付金支給申請書（2回目以降）の記入例

第101条の48関係（第1面）

育児時短就業給付金支給申請書

（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（▲）の所で折り曲げてください。）

帳票種別 10422	氏名 イクキュウ ハナコ	事業所番号 1301-987654-3	管轄区分 0
1. 被保険者番号 5050-123456-7	2. 資格取得年月日 4-280401	3. 出産年月日 5-0X0101	出産予定日 本来の週所定労働時間 37:30
支給対象年月 0X08 0X09	支給申請期間（初日～末日） 0X1001 - 0X1130	前面処理年月日 0X0807	
4. 被保険者氏名	フリガナ（カタカナ）		
5. 支給対象年月その1 5-0X08	6. 週所定労働時間 2500	7. 支払われた賃金額 203333	19. 通勤手当 3 か月分 10,000円（8/31支払）
8. 支給対象年月その2 5-0X09	9. 週所定労働時間 2500	10. 支払われた賃金額 203333	20.
11. 支給対象年月その3	12. 週所定労働時間	13. 支払われた賃金額	21.
14. 本来の週所定労働時間 （変更があった場合）	15. 育児時短就業終了年月日	16. 育児時短就業終了理由	（1）本来の所定労働時間への復帰 （2）育児時短就業事由の消滅 （3）他の休業開始
※17. 次回支給申請年月日		18. 未支給区分	
元号 年 月 日		（空欄 未支給以外） 1 未支給	

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

裏面にあります

第101条の48関係（第2面）

上記被保険者が育児時短就業を取得し、上記の記載事項に誤りがないことを証明します。			
事業所名（所在地、電話番号）		東京都千代田区霞が関4-5-6 03-5253-1111	
令和 X 年 10 月 8 日	事業主名	株式会社 行政物流 代表取締役 行政 浩二	
雇用保険法施行規則第101条の48関係の規定により、上記のとおり育児時短就業給付金の支給を申請します。			
令和 X 年 10 月 6 日	飯田橋 公共職業安定所長 殿	フリガナ	イクキュウ ハナコ
社会保険労務士記載欄	氏名	電話番号	申請者氏名
			育休 花子
※	所長	次長	課長
	係長	係	操作者
資金繰切日		日	資金支払日 当月・翌月 日
通勤手当		有（毎月・3か月・6か月）・無	
※支給決定年月日 令和 年 月 日			

[注意事項]

育児時短就業給付の受給資格確認のみを行った場合は、この様式が、初回からの支給申請書となります。

6、9、12「週所定労働時間」

支給対象月における短縮後の週所定労働時間（複数の週所定労働時間がある場合は、最も短いもの）を記入してください。
また、特別な労働時間制度の適用を受けている場合などは、以下のとおり計算し、記入してください。なお、いずれも計算結果に端数が生じたときは、分単位未満を切り捨ててください。

- ・フレックスタイム制、変形労働時間制の適用を受けている場合

清算期間の算出基礎となった1日の労働時間の総労働時間×所定勤務日数

- ・変形労働時間制の適用を受けている場合

対象期間中の1週間の平均労働時間

- ・裁量労働者制の適用を受けている場合

1日のみなし労働時間×5日

- ・いわゆる「シフト制」で就労する場合

該当期間（※1）の実際の労働時間（※2）÷（該当期間の暦日数÷7日）（※3）

（※1）本来の週所定労働時間を計算する場合は、育児時短就業開始時賃金月額算定に用いた直近3か月間、支給対象月の週所定労働時間を計算する場合は、その支給対象月に支払われた賃金の算定対象期間（月末締め、翌月払いの場合は支給対象月）をいいます。

（※2）法定労働時間（1日8時間・1週40時間又は44時間）を超えないものに限りします。

（※3）括弧内に端数が生じた場合は小数点第3位を四捨五入してください。

7、10、13「支払われた賃金額」

- ・支給対象月中に支払われた賃金（臨時の賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）を記入してください。
- ・支給対象月に数か月分一括払いの通勤手当等が支払われた場合には、支払われた月以後の支給対象月に1か月当たりの額を割り振って（端数が生じる場合は、最後の月分に加算する。）計上してください。

14「本来の週所定労働時間」

- ・事業所における所定労働時間の引き下げなどによって、被保険者に適用される本来の週所定労働時間に変更された場合は、変更後の週所定労働時間を記入してください。

15「育児時短就業終了年月日」、16「育児時短就業終了事由」

- ・本来の週所定労働時間に復帰した場合のほか、育児時短就業が終了する事由（41ページ参照。）が生じた場合は、育児時短就業の終了日（最終日）と終了理由を記入してください。

19、20「その他賃金に関する特記事項」

- ・上記の通勤手当等のほか、賃金に含まれるか否かが判断しかねるものについても、その額と名称を記入してください。

○ 育児休業等給付に関するQ & A

Q 離職を予定している場合は？

今回、当社における従業員が、妊娠・出産のため離職することとなりました。

当社では、離職する前に育児休業を取得することができますが、このような場合でも、育児休業給付を受けることはできますか。

A できません。

育児休業給付は、育児休業取得後の職場復帰を前提とした給付金です。

このため、育児休業の当初からすでに離職を予定しているのであれば、育児休業給付の支給対象とはなりません。

なお、本来は、育児休業給付を受けることができないにもかかわらず、不正な手段により育児休業給付の支給を受け、または受けようとした場合（実際に受けたか否かを問いません。）は、不正受給の処分を受けることとなりますので、申請者本人及び事業所担当者のご理解・ご協力をお願いいたします。

Q 課税について

育児休業等給付は課税されますか？

A 課税されません。（雇用保険法第12条）

Q 社会保険料について

育児休業給付受給中も社会保険料を納付しなければいけませんか？

A 社会保険料（健康保険、厚生年金）については、育児休業期間中の本人及び事業主負担分が免除されます。詳しくは、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

Q 傷病手当金との併給について

育児休業開始時点で、健康保険法の規定による傷病手当金が支給された場合、どちらも受給することはできますか？

A どちらも受給することが可能です。

○ 育児休業等給付に関するQ & A

Q 育児休業給付の受給資格は？

当社で勤務している（期間の定めのない）従業員が、採用後、10 か月経過した時点で育児休業を取得することとなりました。雇用保険の加入期間が 12 か月未満となっていますが、育児休業給付は受給できるのでしょうか。

A 受給できる可能性があります。

育児休業給付は、「育児休業を開始した日の前 2 年間に、賃金支払基礎日数が 11 日以上ある月が通算して 12 か月以上（原則、育児休業を開始した日の前 2 年間に、賃金支払基礎日数が 11 日以上必要。12 か月ない場合は、完全月で賃金の支払の基礎となった時間数が 80 時間以上の月を 1 か月として取り扱います。さらに、この要件を満たさない場合、産前休業開始日等を起算点として、その日の前 2 年間に賃金支払基礎日数が 11 日以上ある完全月が 12 か月以上必要。）」あることが支給要件になっており、一定の場合、前に勤務していた会社での被保険者期間を通算することができるため、支給要件を満たすことができる可能性があります。

詳しくは、事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

Q 第 2 子における育児休業給付は？

第 1 子に係る育児休業給付金を受給中に、第 2 子を妊娠しましたが、この場合の育児休業給付金の取扱いを教えてください。

A 第 2 子に係る受給資格の確認を受けることができれば、第 2 子に係る育児休業給付を受給することは可能です。

ただし、受給中の第 1 子にかかる育児休業については、本人より第 2 子にかかる産前休業の申出があった場合には産前休業開始日の前日まで、産前休業の申出がなかった場合には出産日当日まで（出産日の翌日から産後休業となるため）の支給となります。

Q 育児休業給付金支給対象期間の延長は？

当社では、最大で子が 3 歳になるまで育児休業を取得することができます。
従業員から、3 年間の育児休業の申し出があり、認めた場合の育児休業給付金は、いつまで受給できるのでしょうか。

A 原則として、1 歳（一定の場合 1 歳 2 か月）の誕生日の前々日までの支給となります。

ただし、子が 1 歳（一定の場合 1 歳 2 か月）又は 1 歳 6 か月を超えてもなお休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる理由（保育所に入所できなかった等）のために職場復帰できない場合には、最大で子が 2 歳の誕生日の前々日までの延長が可能です。（13 ページ参照）

○ 育児休業等給付に関するQ & A

Q 受給中に育児休業を取得している企業で就労した場合について
育児休業給付受給中に、会社から「今は繁忙期のため、3日間でもいいので応援で来てもらえないか。」と依頼されました。
このような場合でも、育児休業給付は受給できますか。

A その就労が、臨時・一時的であって、就労後はもとの育児休業に戻ることが明らかであれば、職場復帰とはせず、休業中の臨時・一時的就労として、支給要件を満たせば支給対象となります。育児休業中の就業日数及び就労日数の取扱いは出生時育児休業給付金と育児休業給付金で異なります。出生時育児休業給付金については5ページ、育児休業給付金については12ページを参照してください。

詳しくは、事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

Q 受給中に育児休業を取得している企業以外で就労した場合について
育児休業給付受給中に、育児休業を取得している企業以外で単発のアルバイト（1週間のみの雇用契約）を行いました。このような場合、育児休業給付金の支給額は減額されますか。また、申請書はどのように書けば良いでしょうか。

A 育児休業給付金の減額措置は、「育児休業をした被保険者に当該被保険者を雇用している事業主から支給単位期間に賃金が支払われた場合において」行われるものですので、育児休業を取得している企業以外で短期間・短時間のアルバイトをしても、育児休業給付金が直ちに減額されることはありません。

ただし、支給単位期間における就業していると認められる日数・時間の算定につきましては、育児休業を取得している企業以外における就労又は内職・手伝いなどで働いた日数・時間も算入して申請書に記入する必要があります。算入した日数・時間によっては、不支給となる場合があります。

詳しくは、事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

○ 育児休業等給付に関するQ & A

Q 3回目の育児休業は？

当社の従業員のうち、育児休業給付金を初回は3か月受給し職場復帰、2回目は2か月受給し職場復帰した者が、再度同一の子について育児休業を認めて欲しいとの相談があり、当社として取得を認めました。

この場合の同一の子に係る3回目の育児休業について、育児休業給付金を受けることはできますか。

A 育児休業給付金は、以下のような理由を除いて、同一の子について3回目以降の育児休業の取得の場合は支給することができません。なお、③～⑦は1歳の誕生日の前々日まで取得するものに限られます。

- ① 育児休業の終了が他の子の産前産後休業・育児休業を取得したためであって、当該他の子が死亡した場合や養子となったこと等により同居しなくなった場合
- ② 育児休業の終了が介護休業を取得したためであって、介護対象家族の死亡、離婚、婚姻の取り消し、離縁等により対象家族の介護を行わなくなった場合
- ③ 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）が死亡した場合
- ④ 配偶者が負傷、疾病等により子を養育することが困難となった場合
- ⑤ 婚姻の解消等により配偶者が育児休業に係る子と同居しなくなった場合
- ⑥ 育児休業の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態となった場合
- ⑦ 育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込を行っているが、当面その実施が行われない場合
- ⑧ 育児休業中に出勤（出勤解除を含む。）となった被保険者が、1日の空白もなく被保険者資格を取得しており、引き続き育児休業をする場合
- ⑨ 延長事由に該当し、1歳未満の子について2回の育児休業給付金の支給に係る休業をした後、1歳に達する日後に初めて休業を開始する場合（延長交替）や①・②による育児休業を取得した場合
- ⑩ 延長事由に該当し、1歳6か月未満の子について2回の育児休業給付金の支給に係る休業をした後、1歳6か月に達する日後に初めて休業を開始する場合（延長交替）や①・②による育児休業を取得した場合

○ 育児休業等給付に関するQ & A

Q 育児のために、短時間正社員に転換した場合

正社員として勤務している従業員から、2歳未満の子の養育のため、短時間正社員へ転換したいと申出がありました。

この場合は育児時短就業と取り扱うことはできますか。

A 雇用保険の被保険者が子を養育するために短時間正社員、パートタイム労働者等に転換、転職したことに伴い、1週間当たりの所定労働時間が短縮されている場合は、転換、転職後の就業を育児時短就業として取り扱います。

ただし、短縮後の1週間当たりの所定労働時間が20時間を下回る場合は、子が小学校就学の始期に達するまでに1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件に復帰することが前提であることが就業規則等の書面により確認できる場合を除き、雇用保険の被保険者資格を喪失することとなるため、育児時短就業給付金の支給対象となりません。

Q フレックスタイム制で就労している従業員の育児時短就業給付について

フレックスタイム制で就労している従業員から2歳未満の子の養育のため、時短勤務の申出がありこれを認めています。当社の給与システム処理の都合上、時短勤務の翌月に欠勤控除を行うという形で給与処理を行っています。

この場合は、清算期間毎に欠勤控除を受けているため、育児時短就業として認められないのですか。

A フレックスタイム制の適用を受ける労働者が清算期間の総労働時間を短縮して就業する場合は、所定労働時間を短縮してする就業となるため、単に賃金計算の便宜のために欠勤控除をしているとしても、別途総労働時間を短縮していることが育児時短勤務申出書・出勤簿・タイムカード等により確認できれば、育児時短就業と取り扱い、育児時短就業給付金の支給要件を満たせば、支給対象となります。

Q 従業員の再度の育児時短就業について

1度時短就業を行った従業員が、時短就業終了後に再度時短就業を行うことになりました。

この場合は育児時短就業給付金の支給対象となりますか。

A 育児時短就業給付金の支給対象となる時短就業に回数の制限はありませんので、再度の時短就業をしている各月について支給要件(41ページ参照)を満たしている場合は、育児時短就業給付金の支給対象となります。

この場合の育児時短就業給付金の支給申請手続は47ページを参照してください。

育児休業等給付に関するQ & Aについては、厚生労働省ホームページにも掲載していますので、ご活用ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158500.html>)



【参考様式】

(出生時) 育児休業申出書

殿

〔申出日〕 年 月 日
〔申出者〕 所属
氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則（第 条及び第 条）に基づき、下記のとおり（出生時）育児休業の申出をします。

記

1 休業に係る子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	年 月 日
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	年 月 日
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 出生時育児休業		
3-1 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)	
	※出生時育児休業を2回に分割取得する場合は、1回目と2回目を一括で申し出ること 年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)	
3-2 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 ()
	(2) 1の子について出生時育児休業をしたことが(休業予定含む)	ない・ある (回)
	(3) 1の子について出生時育児休業の申出を撤回したことが	ない・ある (回) →2回ある場合又は1回あるかつ上記(2)が2回ある場合、再度申出の理由 ()
4 1歳までの育児休業 (パパ・ママ育休プラスの場合は1歳2か月まで)		
4-1 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)	

	※1回目と2回目を一括で申し出る場合に記載（2回目を後日申し出ること可能）	
	年 月 日から 年 月 日まで （職場復帰予定日 年 月 日）	
4-2 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の1か月前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 〔 〕
	(2) 1の子について育児休業をしたことが（休業予定含む）	ない・ある（ 回） →ある場合 休業期間： 年 月 日から 年 月 日まで →2回ある場合、再度休業の理由 〔 〕
	(3) 1の子について育児休業の申出を撤回したことが	ない・ある（ 回） →2回ある場合又は1回あるかつ上記（2）がある場合、再度申出の理由 〔 〕
	(4) 配偶者も育児休業をしており、規則第 条第 項に基づき1歳を超えて休業しようとする場合（パパ・ママ育休プラス）	配偶者の休業開始（予定）日 年 月 日
5 1歳を超える育児休業		
5-1 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで （職場復帰予定日 年 月 日）	
5-2 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 〔 〕
	(2) 1の子について1歳を超える育児休業をしたことが（休業予定含む）	ない・ある→再度休業の理由 〔 〕 休業期間： 年 月 日から 年 月 日まで
	(3) 1の子について1歳を超える育児休業の申出を撤回したことが	ない・ある→再度申出の理由 〔 〕
	(4) 休業が必要な理由	
	(5) 1歳を超えての育児休業の申出の場合で申出者が育児休業中でない場合	配偶者が休業 している・していない 配偶者の休業（予定）日 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕

（注）上記3、4の休業は原則各2回まで、5の1歳6か月まで及び2歳までの休業は原則各1回です。申出の撤回1回（一の休業期間）につき、1回休業したものとみなします。

<提出先> 直接提出や郵送のほか、電子メールでの提出も可能です。

〇〇課 メールアドレス：□□□□@□□

※申出書に提出先を記載することは義務ではありませんが、提出先及び事業主が電子メール、FAX、SNS等の提出を認める場合はその旨を記載するとわかりやすいでしょう。

【参考様式】

〔（出生時）育児・介護〕休業取扱通知書

殿

年 月 日

会社名

あなたから 年 月 日に〔（出生時）育児・介護〕休業の〔申出・期間変更の申出・申出の撤回〕がありました。育児・介護休業等に関する規則（第 条、第 条、第 条、第 条、第 条、第 条、第 条、第 条及び第 条）に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出及び出生時育児休業中の就業日があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）。

記

1 休業の期間等	(1) 適正な申出がされていたので申出どおり 年 月 日から 年 月 日まで（出生時育児・育児・介護）休業してください。職場復帰予定日は、年 月 日です。 (2) 申し出た期日が遅かったので休業を開始する日を 年 月 日にしてください。 (3) あなたは以下の理由により休業の対象者でないので休業することはできません。 (4) あなたが 年 月 日にした休業申出は撤回されました。 (5) （介護休業の場合のみ）申出に係る対象家族について介護休業ができる日数は通算 93 日です。今回の措置により、介護休業ができる残りの回数及び日数は、（ ）回（ ）日になります。
2 休業期間中の取扱い等	(1) 休業期間中については給与を支払いません。 (2) 所属は 課のままとします。 (3) ・（（出生時）育児休業のうち免除対象者）あなたの社会保険料は免除されます。 ・（介護休業の場合等免除対象外）あなたの社会保険料本人負担分は、 月現在で1月約 円でありますが、休業を開始することにより、 月からは給与から天引きができなくなりますので、月ごとに会社から支払い請求書を送付します。指定された日までに下記へ振り込むか、 に持参してください。 振込先： (4) 税については市区町村より直接納税通知書が届きますので、それに従って支払ってください。 (5) 毎月の給与から天引きされる社内融資返済金がある場合には、支払い猶予の措置を受けることができますので、 に申し出てください。 (6) 職場復帰プログラムを受講できますので、希望の場合は 課に申し出てください
3 休業後の労働条件	(1) 休業後のあなたの基本給は、 級 号 円です。 (2) 年 月の賞与については算定対象期間に 日の出勤日がありますので、出勤日数により日割りで計算した額を支給します。 (3) 退職金の算定に当たっては、休業期間を勤務したものとみなして勤続年数を計算します。 (4) 復職後は原則として 課で休業をする前と同じ職務についていただく予定ですが、休業終了1か月前までに正式に決定し通知します。 (5) あなたの 年度の有給休暇はあと 日ありますので、これから休業期間を除き 年 月 日までの間に消化してください。 次年度の有給休暇は、今後 日以上欠勤がなければ、繰り越し分を除いて 日の有給休暇を請求できます。
4 その他	(1) お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等あなたの休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に 課あて電話連絡をしてください。この場合の休業終了後の出勤日については、事由発生後2週間以内の日を会社と話し合って決定していただきます。 (2) 休業期間中についても会社の福利厚生施設を利用することができます。

（注）上記のうち、1（1）から（4）までの事項は事業主の義務となっている部分、それ以外の事項は努力義務となっている部分です。

第3章 介護休業給付について

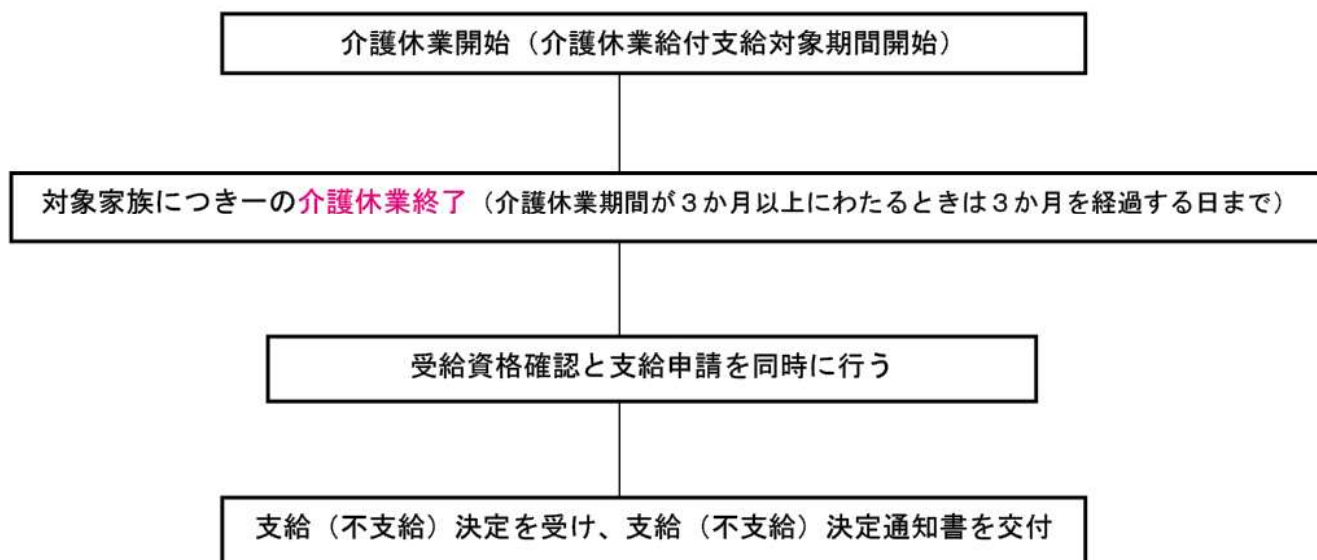
1 介護休業給付とは

配偶者や父母、子等の対象家族を介護するための休業を取得した被保険者について、介護休業期間中の賃金が休業開始時の賃金と比べて80%未満に低下した等、一定の要件を満たした場合に、ハローワークへの支給申請により、支給されるものです。

改正雇用保険法等の施行により、平成29年1月1日以降に新たに取得する介護休業については、93日を限度に3回までの分割取得が可能となりました。また、65歳以上の高年齢被保険者も介護休業給付金の対象となりました。さらに、対象家族の範囲についても拡大され、同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹及び孫も対象となりました。

2 介護休業給付の基本的な流れ

(以下の図は、事業主を経由して手続を行うという流れを示しています。)



3 介護休業給付金について

(1) 受給資格は

イ 家族を介護するために、「介護休業」を取得した被保険者（※）であること。（※）被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、第3章において同じです。

（イ）ここでいう「介護休業」とは、職場復帰を前提に取得するものを行い、休業取得時に退職が確定（予定）している休業は支給の対象となりません。

（ロ）期間雇用者も支給対象となります。

※ 同一の対象家族について、93日を限度に3回までに限り介護休業給付の支給対象となります。

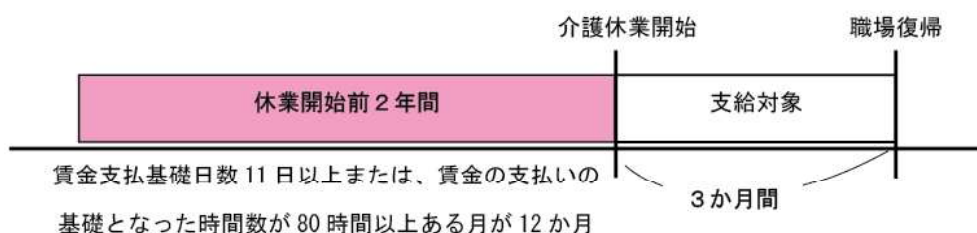
ロ 介護休業を開始した日の前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月（※）が通算して12か月以上（原則、介護休業を開始した日の前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上必要。12か月ない場合は、完全月で賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として取り扱うこととする）あること。

※ 過去に基本手当や高年齢求職者給付金の支給を受けたことがなくても、基本手当の受給資格や高年齢受給資格の決定を受けたことのある方については、受給資格決定前の被保険者期間を通算することはできません。

期間雇用者（期間を定めて雇用される者）の方は、上記イ及びロに加え、休業開始時において、次の要件に該当しなければなりません。

同一事業主のもとで介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないこと。

例示



対象となる介護休業について

介護休業給付金は、以下の①および②を満たす介護休業について、**同一の対象家族について 93 日を限度に 3 回までに限り**支給されます。

- ① 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2 週間以上※¹にわたり常時介護（歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与すること。）を必要とする状態にある家族※²を、介護するための休業であること。

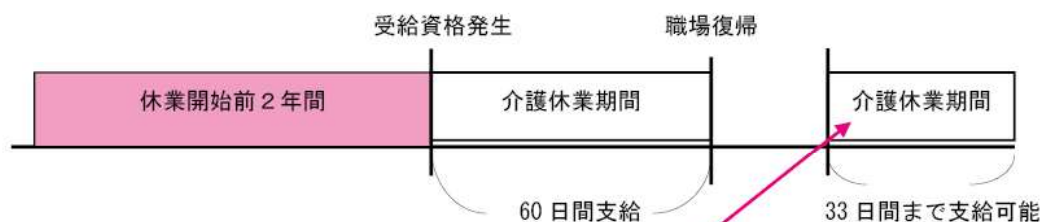
※1 ここでの「2 週間以上」とは、対象介護休業の期間ではなく、対象家族が常時介護を必要とする期間です。

※2 被保険者の、配偶者（事実上の婚姻関係と同様の状況の者を含む。）、父母（養父母を含む。）、子（養子を含む。）、配偶者の父母、被保険者の祖父母、兄弟姉妹、孫

- ② 被保険者が、その期間の初日及び末日とする日を明らかにして事業主に申し出を行い、これによって被保険者が実際に取得した休業であること。

同一の対象家族について 2 回の介護休業給付金を受ける例

例示



賃金支払基礎日数 11 日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上ある月が 12 か月

同一の対象家族についての
2 回目の介護休業

(2) 支給要件は

介護休業開始日から起算して1か月ごとに区切った場合（区切られた1か月の間に介護休業終了日が含まれる場合は、その介護休業終了日まで）の各期間（これを「**支給単位期間**」といいます。）について、次の要件をすべて満たしている場合に支給対象（これを「**支給対象期間**」といいます。）となります。

イ 支給単位期間の初日から末日まで継続して被保険者資格を有していること。

ロ 支給単位期間に、就業していると認められる日数が10日以下であること。

（介護休業終了等により、1か月に満たない支給単位期間については、就業していると認められる日数が10日以下であるとともに、介護休業による全日休業日が1日以上あれば、当該要件を満たします。また、この全日休業日には、日曜日・祝祭日のような事業所の所定労働日以外の日を含みます。）

ハ 支給単位期間に支給された賃金額※が、休業開始時の賃金月額の80%未満であること。

※ 「支給単位期間に支給された賃金額」とは

支給単位期間中に支給された賃金とは、「**その期間に支払日のあるもの**」をいいます。

ただし、介護休業期間外を対象としているような賃金や対象期間が不明確な賃金は含めず、原則として介護休業期間中を対象としていることが明確な賃金の額のみとなります。

例示

賃金締切日 20 日 賃金支払日 25 日 休業開始日 4 月 15 日の場合



解説：4月25日に支払われた賃金の中には、3月21日～4月14日を対象とした給与・手当等が含まれているため、「支給対象期間その1」には、**介護休業期間中を対象としていることが明確な賃金のみ**を計上することとしてください。

(3) 支給対象期間は

介護休業給付金の支給対象期間は次のとおりです。

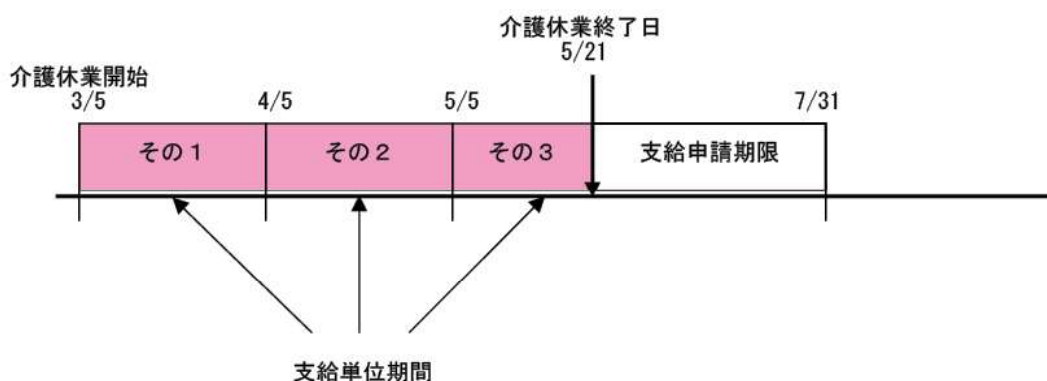
なお、連続3か月を超えて介護休業給付金の申請をする場合は、支給申請書が2枚必要です。

イ 介護休業開始日から1か月ごとに区切った期間を単位として、一回の介護休業期間は最長3か月となるため、一回の介護休業につき、最大3支給単位期間を支給。

ロ 3か月を経過するまでに介護休業を終了し職場復帰をした場合は、介護休業を終了した日まで。なお、93日を限度に3回までに限り支給。

例示

介護休業開始日 3月5日 介護休業終了日 5月21日



解説： 上記のような事例では、介護休業開始後3か月を経過するまでの間に職場復帰をしているため、介護休業終了日（＝5月21日）までの期間が支給対象となります。

また、最後の支給単位期間（5月5日～5月21日）については、就業していると認められる日が10日以下であるとともに、介護休業による全日休業日が1日以上あれば支給対象となります。

また、介護休業給付の申請は、「対象介護休業の終了日の翌日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日まで」となっていることから、この場合の支給申請期限は7月31日までとなります。

(4) 支給額は

① 休業期間中に賃金が支払われていない場合

イ 支給単位期間が1か月ある場合（最後の支給単位期間を除く。）

支給額＝休業開始時賃金日額×支給日数（30日※'）×67%

ロ 最後の支給単位期間（職場復帰等による休業終了日を含む。）の場合

支給額＝休業開始時賃金日額×支給日数（暦の日数※'）×67%

※' 支給日数について

○ 休業終了日を含まない支給単位期間 30 日

○ 休業終了日を含む支給単位期間 暦の日数（最後の支給単位期間の初日から休業終了日まで
の日数）

② 休業期間中に事業主から賃金が支払われている場合

イ 支払われた賃金が、休業開始時賃金月額額の13%以下の場合

支給額＝休業開始時賃金日額×支給日数×67%

ロ 支払われた賃金が、休業開始時賃金月額額の13%超～80%未満の場合

支給額＝休業開始時賃金日額×支給日数の80%相当額と賃金の差額を支給。

ハ 支払われた賃金が、休業開始時賃金月額額の80%以上の場合

支給額＝支給されません。

なお、休業開始時賃金月額には、上限額および下限額があります。

令和8年8月1日現在の賃金月額額の上限額と下限額

上限額 546,600 円※（令和8年7月31日までは532,200円）

下限額 96,090 円※（令和8年7月31日までは90,420円）

※ 上限額及び下限額は、毎年8月1日に変更される場合があります。

また、以下の**支給上限額**により、減額される場合や支給されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

令和 8 年 8 月 1 日現在支給上限額について

支給上限額 366,222 円※（令和 8 年 7 月 31 日まで 356,574 円）

※ 支給限度額及び最低限度額は、毎年 8 月 1 日に変更される場合があります。

具体例：休業開始時の賃金日額が 7,000 円（賃金月額が 21 万円）であって、

- ① 支給単位期間中に賃金が支払われていない場合（13%以下）
→ 支給額＝7,000 円×30 日×67%＝140,700 円
- ② 支給単位期間に賃金が 15 万円支払われた場合（13%超～80%未満）
→ 休業開始時賃金月額の 80%＝7,000 円×30×80%＝168,000 円
支給額＝168,000 円－150,000 円＝18,000 円
- ③ 支給単位期間に賃金が 17 万円支払われた場合（80%以上）
→ 支給されません。

(5) 受給資格の確認・申請は・・・

雇用する被保険者が介護休業給付の支給を受けるときは、以下の手続が必要です。

届出書類・・・「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（介護）」
「介護休業給付金支給申請書」

※介護休業中に要介護者が死亡した場合は、死亡診断書の写し等も必要です。

提出期限・・・

(1) 賃金月額証明書

被保険者が「介護休業給付金支給申請書」を提出する日まで。ただし、事業主を経由して「介護休業給付金支給申請書」を提出する場合には、その支給申請書と同時に（支給申請書の提出期限までに）提出することができます。

(2) 介護休業給付金支給申請書

各介護休業終了日（介護休業期間が 3 か月以上にわたるときは介護休業開始日から起算して 3 か月を経過した日）**の翌日から起算して 2 か月を経過する日の属する月の末日まで**

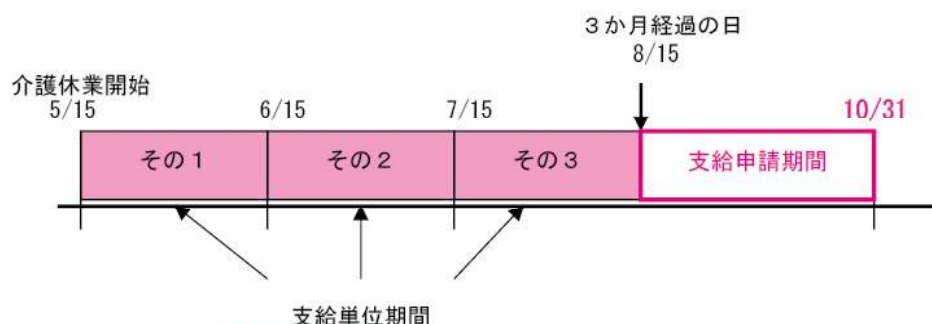
届 出 先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの・・・

- 賃金台帳、出勤簿（タイムカード）、労働者名簿、雇用契約書など
- 本人が事業主に提出した介護休業申出書
- 介護対象家族の氏名・性別・生年月日及び被保険者との続柄等が分かる書類の写し（住民記載事項証明書など）

※介護休業給付金支給申請書は、マイナンバーを記載して提出してください。

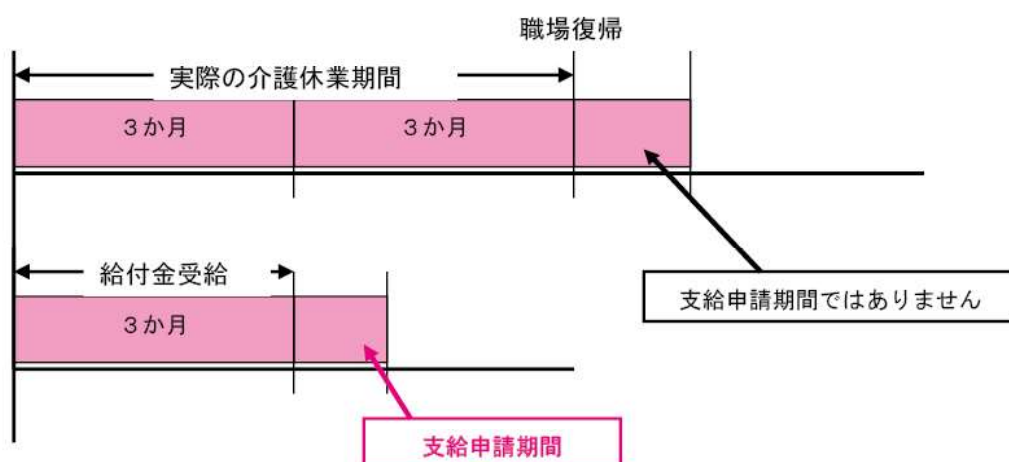
支給申請は、一回の介護休業ごとに、支給対象期間（最大3か月分）すべてについて、まとめて行います。



また、支給申請期限は、**各介護休業終了日**（介護休業期間が3か月以上にわたるときは介護休業開始日から起算して3か月を経過した日）の翌日から起算して**2か月を経過する日の属する月の末日まで**です。

※ 注意してください！

例示 6か月間介護休業を取得した場合



注意：介護休業開始日から3か月を経過した日以後も、引き続き介護休業を取得している場合の支給申請期限には、ご注意ください。

(6) 支給申請の結果は・・・

支給申請後は、支給の可否及び支給額を記載した「介護休業給付金支給・不支給決定通知書」を交付いたしますので、**必ず被保険者に対して交付**してください。

(7) 給付金の口座振込みは・・・

支給決定された給付金は、支給決定日（支給決定通知書に印字されています。）から約1週間後に、申請者本人が指定した金融機関の本人名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

また、振込者名は、「コウセイロウドウショウ ショクギョウアンテイキョク」となります（金融機関によっては、振込者名の表示が途切れたりする場合があります）。

4 その他

(1) 受給中に本人が死亡したとき

死亡した月（日）の前月（前の支給対象期間）までについて、生計を同じにしていた遺族の方が支給申請を行うことができます（ただし、死亡日が支給対象期間の末日の場合は、死亡日を含む期間も支給申請を行うことができます）。

これを、**未支給介護休業給付**といいます。

この請求は、死亡した日の翌日から起算して6か月以内にする必要があります。

詳しくは、事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

(2) 不正を行ったとき

本来は、介護休業給付を受けることができないにもかかわらず、不正な手段により介護休業給付の支給を受け、または受けようとした場合（実際に受けたか否かを問いません。）は、不正受給の処分を受けることとなります。

このような場合、不正受給した金額の**3倍**の金額を納めなければならない、これらの支払いを怠った場合は、財産の差し押さえが行われる場合がありますので、支給申請書の記載内容をよくお確かめのうえ、ご提出をお願いします。

また、事業主が虚偽の支給申請書等を提出した場合等は、事業主も本人と連帯して処分等を受けることとなります。



5 支給申請書等の記載例について

雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書記入例

様式第10号の2の2

雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (安定所提出用) (介護・育児)
所定労働時間短縮開始時賃金証明書

① 被保険者番号	8 8 0 0 - 8 0 2 0 4 7 - 9	② フリガナ	テリヨ コウコ	③ 休業等を 開始した日の 年 月 日	令和 5 年 11 月 5 日
④ 事業所番号	4 9 0 0 - 0 0 0 1 1 1 - 1	休業等を開始した者の氏名	適用 優子		
⑤ 名称	株式会社 労働保険 立川支店		⑥ 休業等を 開始した者の 住所又は居所	〒 359-0004 所沢市並木6-34	
事業所所在地	立川市錦町1-19-1		住所又は居所	電話番号 (020) 8809 - X098	
電話番号	042-949-9809				

この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。

住所 東京都千代田区蔵ヶ関1-1-1

事業主 氏名 代表取締役 保険智

休業等を開始した日目の賃金支払状況等

⑦ 休業等を開始した日の前月に 継続したとみなした場合の被保 険者期間算定対象期間	⑧ ⑦の期 間による賃 金を算定す る基礎日 数	⑨ 賃金支払対象期間	⑩ 賃 金 額			⑪ 備 考
			⑫ 基 礎 日 数	⑬ ⑭ 計		
休業等を開始した日 11月5日						
10月5日～休業等開始日の前日	31日	11月1日～休業等開始日の前日	4日	24,000		
9月5日～10月4日	30日	10月1日～10月31日	31日	230,000		
8月5日～9月4日	31日	9月1日～9月30日	30日	230,000		
7月5日～8月4日	31日	8月1日～8月31日	31日	230,000		
6月5日～7月4日	30日	7月1日～7月31日	31日	230,000		
5月5日～6月4日	31日	6月1日～6月30日	30日	230,000		
4月5日～5月4日	30日	5月1日～5月31日	31日	230,000		
3月5日～4月4日	31日	月 日～月 日	日			
2月5日～3月4日	28日	月 日～月 日	日			
1月5日～2月4日	31日	月 日～月 日	日			
12月5日～1月4日	31日	月 日～月 日	日			
11月5日～12月4日	30日	月 日～月 日	日			
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日			
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日			
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日			
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日			

⑬ 賃金に 関する 特記事項	休業開始時賃金月額証明書 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 令和 年 月 日 (受理番号)
----------------------	--

⑭ (休業開始時における)雇用期間 ⑮ 定めなし □ 定めあり 令和 年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 か月)

※ 公共職業安定所記載欄

屋上作業は、先行掘削（①～③）第1項の規定により義務附者の全費又は奇異のための休業又は所定労働時間短縮開始時の賃金の届出を行う場合は、当該賃金の支払の状況を示した報告書を添付することとする。

本工事は、電子申請による手続が可能である。

※労働安全衛生法第67条第1項第2号に規定する「労働者に対する危害防止のために必要と認められる場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた労働者に必要な指導を行うこと」とある。これは、労働安全衛生法第67条第1項第2号に規定する「労働者に対する危害防止のために必要と認められる場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた労働者に必要な指導を行うこと」とある。これは、労働安全衛生法第67条第1項第2号に規定する「労働者に対する危害防止のために必要と認められる場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた労働者に必要な指導を行うこと」とある。

社会保険 労務士 記 載 欄	作成年月日・調査代行者・依頼代理者の表示	氏 名	電 話 番 号

[例示説明]

- ・令和5年11月5日に介護休業を開始する場合
- ・賃金締切日が各月末日

④「休業を開始した日の年月日」

- ・被保険者が対象家族の介護をするための休業を開始した日を記入してください。

⑦「休業を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

- ・「休業を開始した日」欄は、④欄の休業を開始した日を記入してください。
- ・休業開始した日から遡って賃金支払基礎日数が 11 日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上ある月を 2 年間記入しますが、11 日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上ある被保険者算定対象期間を直近より 12 か月以上記入があれば以下は記入を省略できます。
(※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。(第 2 編 22 ページ参照))

⑧「⑦の期間における賃金支払基礎日数」

- ・⑦欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑨「賃金支払対象期間」

- ・最上段には休業を開始した日の直前の賃金締切日の翌日から、休業を開始した日の前日までの期間を記入し、以下順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を 2 年間記入しますが、完全月で⑩欄の基礎日数が 11 日以上の月を 6 か月以上記入する必要があります。6 か月に満たない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上の月も記入する必要があります。
(※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。(第 2 編 22 ページ参照))

⑩「⑨の基礎日数」

- ・⑨欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑪「賃金額」

- ・月給者は A 欄に、日給者は B 欄に記入しますが、日給者で月単位で支払われる賃金(家族手当・通勤手当等)は A 欄に記入し、合計額を計欄に計上してください。また、通勤手当を複数月分まとめて支払う場合は、該当月数で割り、それぞれの月に算入してください。
- ・A 欄、又は B 欄の記入のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。

⑫「備考」

- ・⑦欄から⑩欄の参考となることを記入してください。
例・賃金未払いがある場合
- ・出産、傷病等で引き続き 30 日以上賃金の支払がない場合
- ・休業手当が支払われたことがある場合
- ・休業開始日が令和 2 年 8 月 1 日以降であって、⑨欄の基礎日数が 11 日以上の月が 12 か月以上ない場合、または、⑩欄の基礎日数が 11 日以上の完全月が 6 か月ない場合は、⑨欄及び⑩欄の基礎日数が 10 日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

⑬「賃金に関する特記事項」

- ・3 か月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。
- ・該当がない場合には斜線を引いてください。

1 「介護休業被保険者の個人番号」

- ・被保険者の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

9 「介護対象家族の個人番号」

- ・介護対象家族の個人番号（マイナンバー）を記入してください。住民票記載事項証明書等を添付いただく場合は記載不要です。

17、20、23 「支給対象期間」

- ・それぞれの支給対象期間の初日及び末日を記入してください。

18、21、24 「全日休業日数」

- ・17、20、23 欄に記入した支給対象期間において全日にわたって介護休業している日（日曜日、祝日等のような所定労働日以外の日も含みます。）の数を記入してください。

19、22、25 「支払われた賃金額」

- ・17、20、23 欄に記入した支給対象期間において、支払われた賃金の額を記入してください。
- ・なお、その賃金は、介護休業期間外を対象とした賃金の額を含めないでください。
- ・支給対象月に数か月分一括払いの通勤手当等が支払われた場合には、支払われた月以後の支給対象月に1か月当たりの額を割り振って（端数が生じる場合は、最後の月分に加算する。）計上してください。

26 「介護休業終了日」

- ・介護休業期間が3か月未満のとき記入してください。

27 「終了事由」

- ・26 欄の介護休業終了日に記入した場合は、27 欄の終了の理由コードを番号で記入してください。

「事業所名（所在地・電話番号）事業主氏名」

- ・記載事実の誤りのないことを証明してください。

「申請者氏名」

- ・被保険者本人が氏名を記載してください。

ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者氏名の記載を省略することができます。その場合、申請者氏名欄における署名は、「申請について同意済み」と記載してください。

「払渡希望金融機関指定届」

- ・「名称」欄には、介護休業給付の払渡しを希望する金融機関の名称及び店舗名を記入してください。
- ・「口座番号、記号番号」欄には、被保険者本人の名義の通帳の口座、記号番号を記入してください。

※ 最近新設された金融機関の店舗や小規模な出張所など一部の金融機関については、登録されていない場合もありますので、ご利用になる場合はあらかじめハローワークにご相談ください。

「備考」

備考欄に、賃金締切日・支払日、通勤手当について記入してください。

○ 介護休業給付に関する Q & A

Q 「2週間以上の常時介護が必要な状態」は？

父が3か月ほど介護の必要な状態になるのですが、最初の10日間介護をすれば、その後は病院に入院して看護を受けられるため、10日間のみ介護休業を取得したいと考えています。

介護休業は、2週間以上にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するための休業とのことですが、10日間だけでは介護休業を取得し、介護休業給付を受給することはできないのでしょうか。

A 介護休業の期間は2週間以上である必要はありません。

ここでいう「2週間」とは、介護休業の対象となる期間ではなく、あくまでもお父さんが常時介護を必要とする期間をいうものであり、その期間中には病院等への入院や他の介護者による介護が行われ、被保険者本人が介護休業を取得する必要がある可能性もあります。

このため、10日間だけ介護休業を取得し、介護休業給付を受給することも可能です。

Q 同じ対象家族について、93日分介護休業給付金を受給しましたが、さらに、同じ対象家族について、要介護状態が変わったため再び介護休業を取得した場合、再度93日を限度に3回まで支給を受けることは可能でしょうか。

A 同じ対象家族については、要介護状態が変わった場合であっても、93日を超えて介護休業給付金の支給を受けることはできません。

Q 同じ対象家族について、複数の被保険者が同時に介護休業を取得した場合、それぞれに介護休業給付金を受けることは可能ですか。

A それぞれ、支給要件を満たせば支給可能です。

【参考様式】

介護休業申出書

人事部長

殿

[申出日] 令和 年 月 日

[申出者] 部 課

氏 名

私は、育児・介護休業等に関する規則（第〇条）に基づき、下記のとおり介護休業の申出をします。

記

1 休業に係る家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 本人との続柄	
	(3) 介護を必要とする理由	
2 休業の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (職場復帰予定日 令和 年 月 日)	
3 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て	いる・いない → 申出が遅れた理由 []
	(2) 1の家族について、これまでの介護休業をした回数及び日数	回 日
	(3) 1の家族について介護休業の申出を撤回したことが	ない・ある (回) →既に2回連続して撤回した場合、再度申出の理由 []

第4章 高年齢雇用継続給付について

1 高年齢雇用継続給付とは

高齢化の進む中で、働く意欲と能力のある高年齢者について、60歳から65歳までの雇用継続を援助・促進することを目的に創設され、平成7年4月1日から施行されました。（雇用保険法第61条～第61条の3）

具体的には、60歳以上65歳未満の被保険者が、原則として、60歳時点に比べて賃金が75%未満の賃金に低下した状態で働いている場合に、ハローワークへの支給申請により、各月に支払われた賃金の最大10%（令和7年3月31日以前に受給資格要件を満たす方については最大15%）の給付金が支給されるものです。

この高年齢雇用継続給付には、

- 1 雇用保険（基本手当等）を受給していない方を対象とした

「高年齢雇用継続基本給付金」

と

- 2 雇用保険（基本手当等）の受給中に再就職した方を対象とした

「高年齢再就職給付金」

の2種類があります。

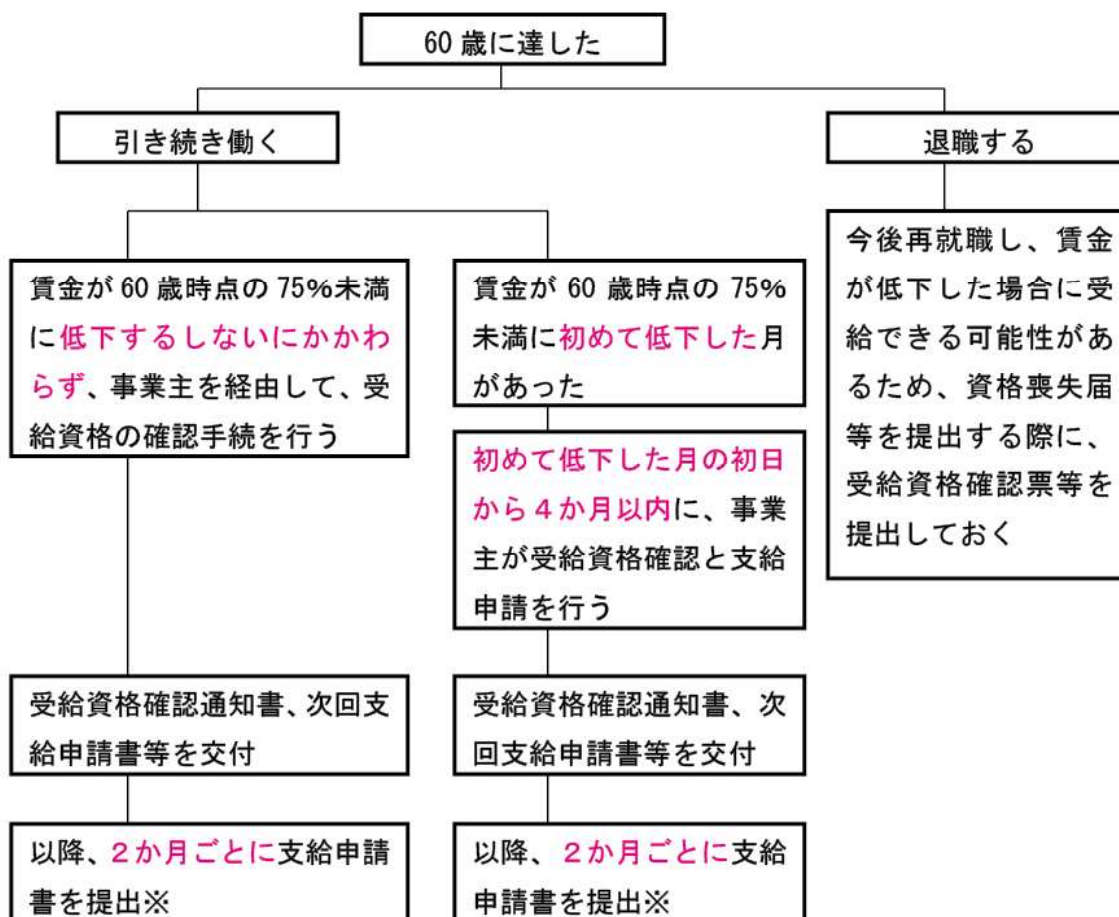


2 高年齢雇用継続給付の基本的な流れ

(1) 高年齢雇用継続基本給付金

(以下の図は、事業主を経由して手続を行うという流れを示しています。)

◎ 60歳時点で雇用保険被保険者であった期間が5年以上である場合



※ 賃金が60歳時点の75%未満に低下しない場合には、給付金の対象となりません。

支給申請月のパターンについて

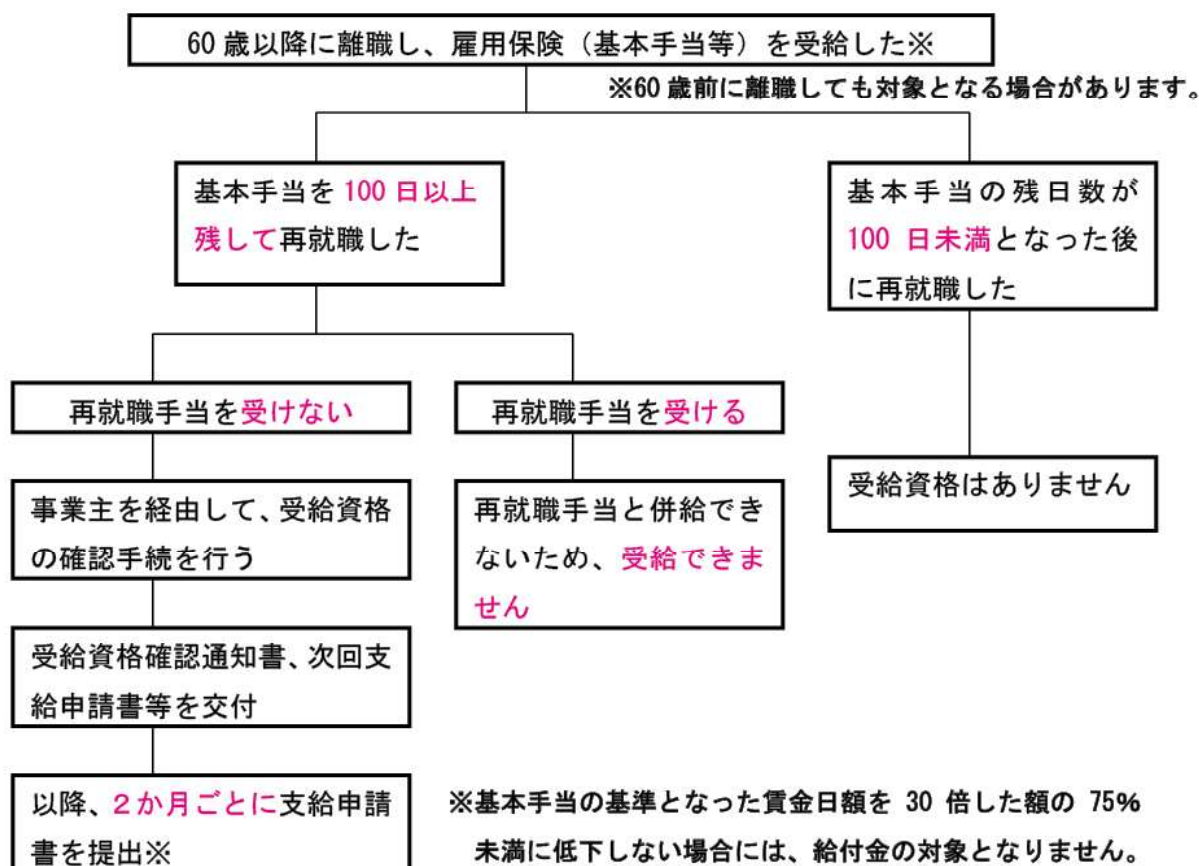
◎ 奇数月申請のケース

	3月	4月	5月	6月	7月
	申請 (1月分) (2月分)		申請 (3月分) (4月分)		申請 (5月分) (6月分)

支給申請パターンは、2か月経過後、1か月以内に申請していただく方式です。

(2) 高年齢再就職給付金

(以下の図は、事業主を経由して手続を行うという流れを示しています。)



高年齢再就職給付金と再就職手当の併給調整について

お願い

高年齢再就職給付金は、再就職手当と併給ができません。

すなわち、いずれか一方を被保険者が選択していただくこととなります。いったん選択し、支給決定を受けますと、その後の取消しや変更等はできません。

事業主の皆様におかれましては、以下の特徴を十分ご理解のうえ、被保険者本人への慎重な選択を促していただきますようお願いいたします。

高年齢再就職給付金	再就職手当
1年または2年かけて支給（※1） （支払われた賃金×最大10%（※2））	一括で支給 （基本手当日額×残日数×60%または70%）
賃金の変動すれば給付額も変化 年金と併給調整される	再就職後の賃金変動に影響されない 年金と併給調整されない

※1 基本手当の支給残日数が100日以上200日未満の場合は1年間、200日以上の場合2年間が支給期間となります。

※2 令和7年3月31日以前に受給資格要件を満たす方は、最大15%となります。

3 高年齢雇用継続基本給付金について

(1) 受給資格は

① 60 歳到達日において被保険者であった場合

60 歳到達日（「60 歳の誕生日の前日」のことをいいます。）において被保険者であった場合の受給資格は次のとおりです。

イ 60 歳以上 65 歳未満の一般被保険者であること。

ロ 「被保険者であった期間」が通算して 5 年以上あること。

※ 「被保険者であった期間」は、離職した日の翌日から再就職した日の前日までの期間が 1 年以内であって、この期間に求職者給付及び就業促進手当の支給を受けていない場合に通算することができます。

雇用する被保険者が 60 歳に達し、この給付金を受けようとする場合には、その事業所の所在地を管轄するハローワークへ、受給資格手続及び支給申請手続を行ってください。

そこで、上記要件のいずれにも該当する場合は、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を受けることができます。

この受給資格の確認を受けた被保険者であって、60 歳以降の各月の賃金額が、ハローワークにおいて登録された**賃金月額（上限額あり）**に比べて、**75% 未満に低下した場合**に、高年齢雇用継続基本給付金を受けることができます。

※ 「賃金月額」とは、

原則として、60 歳到達時点の直前の完全賃金月 6 か月の間に支払われた賃金の総額を 180 で除して算定された賃金日額の 30 日分の額となります。

ここでいう「完全賃金月」とは、賃金締切日ごとに区分された 1 か月の間に一定の賃金支払基礎日数がある月を指し、原則、賃金支払基礎日数が 11 日以上必要で、60 歳到達時等から遡って 1 年間において、完全賃金月が 6 か月ない場合は、完全月で賃金の支払の基礎となった時間数が 80 時間以上の月を 1 か月として取り扱います。

なお、賃金月額には、以下のとおり上限額及び下限額があります。算定した額が上限額を超える場合は上限額に、算定した額が下限額を下回る場合には下限額となります。

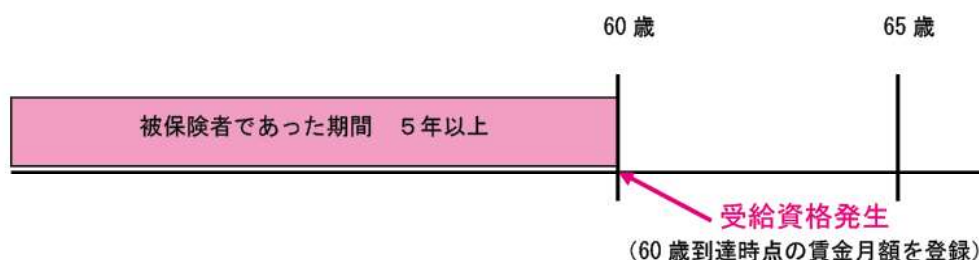
令和 8 年 8 月 1 日現在の賃金月額の上限額と下限額

上限額 522,000 円※（令和 8 年 7 月 31 日までは 508,200 円）

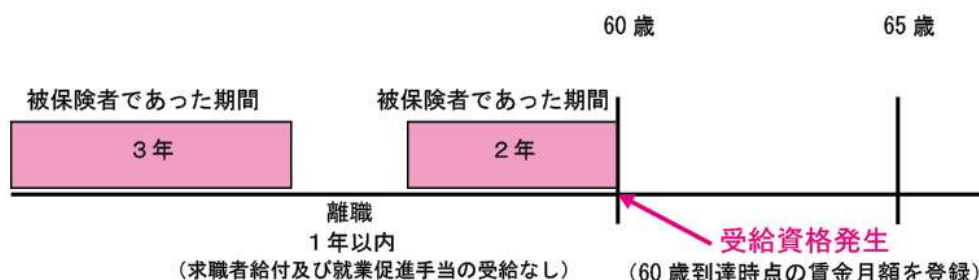
下限額 96,090 円※（令和 8 年 7 月 31 日までは 90,420 円）

※ 上限額及び下限額は、毎年 8 月 1 日に変更される場合があります。

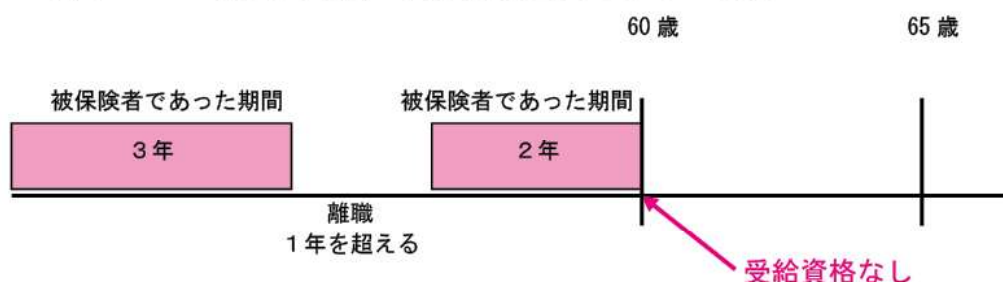
例示 1 60 歳到達時点で受給資格を満たした場合



例示 2 60 歳到達時点で受給資格を満たした場合



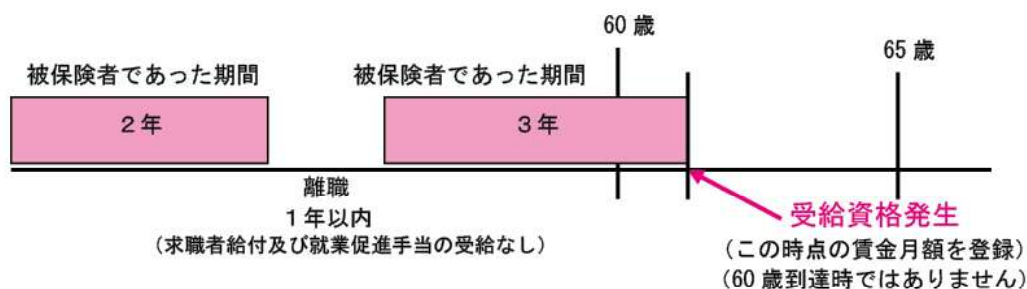
例示 3 60 歳到達時点で受給資格を満たさない場合



60 歳到達時点において被保険者であった期間が通算して 5 年に満たないため、受給資格が確認できなかった場合でも、その後被保険者であった期間が通算して 5 年を満たした時点で、再度手続を行うことにより、受給資格の確認を受けることができます。

この場合、受給資格を満たした時点（被保険者であった期間が通算して 5 年を満たした時点）における賃金月額（上限額あり）が登録されることとなります。

例示 4 60 歳到達時以降、受給資格を満たした場合



- ② 60歳到達日において被保険者でなく、それ以降の再就職により被保険者となった場合

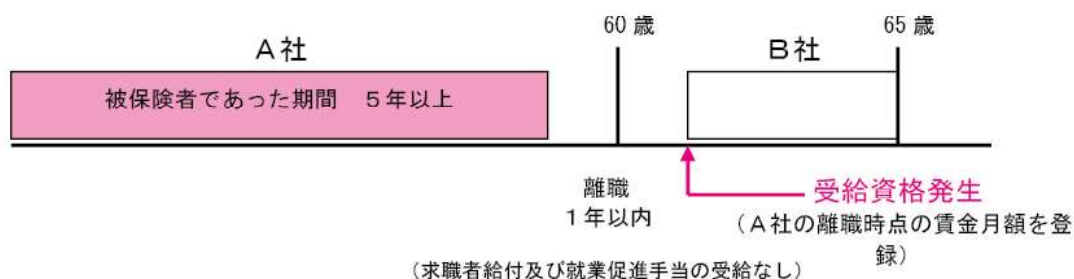
この場合でも、次の要件を満たすことにより、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を受けることができます。

- イ 60歳到達前の離職した時点で、被保険者であった期間が通算して5年以上あること。
- ロ 60歳到達前の離職した日の翌日が、60歳到達後に再雇用された日の前日から起算して1年以内（高年齢雇用継続給付延長を行っている場合は、その延長期間内）にあること。（107ページ参照）
- ハ ロの期間に求職者給付及び就業促進手当を受給していないこと。

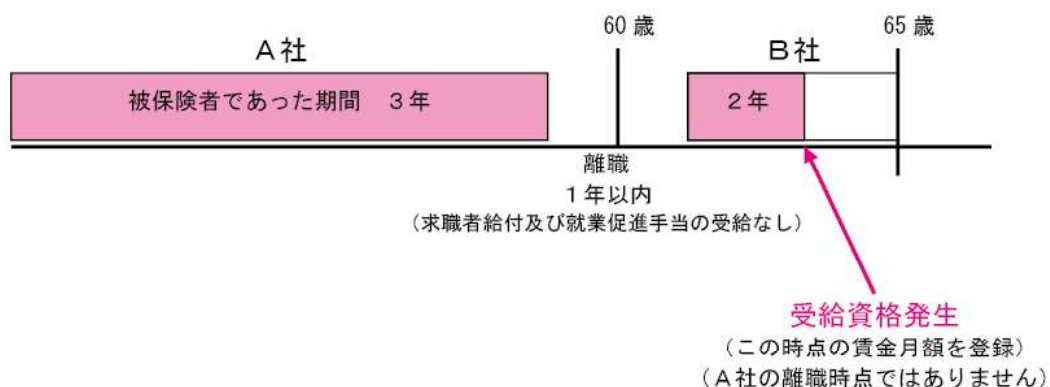
事業所を管轄するハローワークで受給資格確認の手続きを行い、受給資格が確認された場合には、**60歳到達時前の離職した時点の賃金月額（上限額あり）が登録**されます。

また、再就職時点で受給資格を満たさなかった場合でも、その後被保険者であった期間が通算して5年を満たした時点において、再度受給資格の確認を受けることができます（この場合、**受給資格を満たした時点の賃金月額（上限額あり）が登録**されます）。

例示1 再就職時点で受給資格を満たした場合



例示2 再就職時点以降に受給資格を満たした場合



(2) 支給要件は

支給対象期間において、一般被保険者として雇用されている各月（暦月のことで、その月の初日から末日まで継続して被保険者であった月に限ります。）（これを「**支給対象月**」といいます。）において、次の要件を満たしている場合に支給の対象となります。

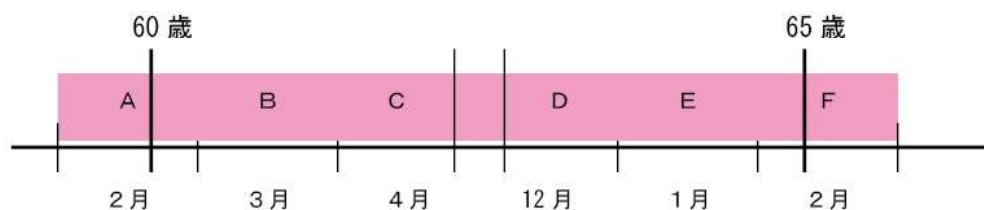
- イ 支給対象月の初日から末日まで被保険者であること
- ロ 支給対象月中に支払われた賃金が、60 歳到達時等の賃金月額額の 75%未満に低下していること。
- ハ 支給対象月中に支払われた賃金額が、**支給限度額**（＝397,369 円、96 ページ参照）未満であること。
- ニ 申請後、算出された基本給付金の額が、**最低限度額**（＝2,562 円、96 ページ参照）を超えていること。
- ホ 支給対象月の全期間にわたって、育児休業給付または介護休業給付の支給対象となっていないこと。

(3) 支給対象期間は

高年齢雇用継続基本給付金の支給対象期間は次のとおりです。

- イ 60 歳到達日の属する月から、65 歳に到達する日の属する月までの間
- ロ 60 歳到達時に受給資格を満たしていない場合は、受給資格を満たした日の属する月から
- ハ 60 歳到達時に被保険者でなかった者は、新たに被保険者資格を取得した日または受給資格を満たした日の属する月から

例示 誕生日は 2 月 20 日



解説： 例えば、誕生日が 2 月 20 日、60 歳到達時点で被保険者であった期間が通算して 5 年を満たした場合は例示の A～F までが支給対象期間となります。（A～F までの各月ごとに支給要件をそれぞれ判断していきます。）

(4) 支給額は・・・・・

- ① 支給額は、支給対象月ごとに、**賃金の低下率**〔支払われた賃金額（みなし賃金を含む）÷60歳到達時等の賃金月額×100〕に応じて、以下の計算式により決定されます。

なお、以下のとおり**支給限度額**及び**最低限度額**により、減額される場合や支給されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

賃金の低下率を「A」として、

イ 賃金低下率が64%（※）以下の場合

支給額＝実際に支払われた賃金額×10%

- ※ 令和7年3月31日以前に受給資格を満たした方については、賃金低下率が61%未満の場合
支給額＝実際に支払われた賃金額×15% となります。

ロ 賃金低下率〔A〕が64%（※）を超えて75%未満の場合

$$\text{支給率〔B〕} = \frac{(-64A + 4,800)}{110A} \times 100$$

支給額＝実際に支払われた賃金額×B〔支給率〕%

- ※ 令和7年3月31日以前に受給資格を満たした方については、賃金低下率〔A〕が61%を超えて75%未満の場合
支給率〔B〕 = $\frac{-183A + 13,725}{280A} \times 100$ となります。

ハ 賃金低下率が75%以上の場合

支給額＝支給されません。

（端数処理について）

「賃金低下率」及び「支給率」については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで算出、「支給額」については、小数点以下を切り捨てて算出します。

支給限度額及び最低限度額について

支給限度額 397,369 円※（令和8年7月31日までは386,922円）

支給対象月に支払われた賃金額と高年齢雇用継続基本給付金の合計額が支給限度額を超えるときは、超えた額を減じて支給されます。

最低限度額 2,562 円※（令和8年7月31日までは2,411円）

高年齢雇用継続基本給付金の支給額が、最低限度額を超えないときは、支給されません。

※ 支給限度額及び最低限度額は、毎年8月1日に変更される場合があります。

【支給算出額の事例】（令和7年4月1日以降に受給資格要件を満たす場合）

60歳到達時の賃金月額が30万円であって、

- ① 支給対象月に支払われた賃金が18万円の場合

低下率は60% $(180,000 \div 300,000 \times 100)$

支給額 $= 180,000 \times 10\% = 18,000$ 円

- ② 支給対象月に支払われた賃金が20万円の場合

低下率は66.67% $(200,000 \div 300,000 \times 100)$

支給率は7.27% $(-64 \times 66.67 + 4,800) \times 100 \div (110 \times 66.67)$

支給額 $= 200,000 \times 7.27 \div 100 = 14,540$ 円

- ③ 支給対象月に支払われた賃金が24万円の場合

低下率が80% $(240,000 \div 300,000 \times 100)$ のため支給されません。

② 「支払われた賃金額」について

高年齢雇用継続給付における「各月に支払われた賃金額」とは、その月に「**実際に支払われた賃金額**」のことをいいますが、その賃金額の中に、減額がある場合は、その減額のあった賃金額を加算（これを「みなし賃金額」といいます。）して、賃金の低下率を判断する場合があります。

イ 「実際に支払われた賃金額」について

高年齢雇用継続給付では、その支給決定を迅速に行うために、各月に支払われた賃金額を考えるにあたり、賃金の支払対象となった期間ではなく、「**賃金の支払日**」を基準としています（支給対象月における賃金の「支払事実（支給対象月に支払われていること）」について、60歳到達時の賃金と比較し、統一的に判断することで、公平かつ事務処理の明確性を確保しているものです。）。

このため、例えば以下のようなケースにおいて、「**5月に支払われた賃金額**」とは、**5月5日に支払われた賃金となります**。（5月5日に支払われた賃金の対象月は4月ですが、実際に支払われたのが5月であるためです。）

なお、以下のように、5月末日に退職した場合には、6月5日に支払われた賃金は高年齢雇用継続給付の支給対象となりませんのでご注意ください。

例示 【月末賃金締切 翌月5日支払 5月末日に退職】



ロ みなし賃金額について

各月に支払われた賃金が低下した理由の中には、被保険者本人や事業主に責任がある場合や、他の社会保険により保障がなされるのが適切である場合など、雇用保険により給付がなされることが適切でない場合があります。

そこで、このような理由により賃金の減額があった場合には、**その減額された額が支払われたものとして、賃金の低下率を判断することとなります。**

これを、「**みなし賃金額**」といいます。

みなし賃金額が算定される理由は、以下のとおりです。

- (イ) 被保険者の責めに帰すべき理由、本人の都合による欠勤（冠婚葬祭等の私事による欠勤も含みます。）
- (ロ) 疾病または負傷
- (ハ) 事業所の休業（休業の理由、休業の期間は問いません。）
- (ニ) 同盟罷業、怠業、事業所閉鎖等の争議行為
- (ホ) 妊娠、出産、育児
- (ヘ) 介護

【注意】

- ① 「各月に実際に支払われた賃金」とは、支給対象期間中の各月に支払われた賃金をいい、支給対象期間外に支払われた賃金は対象外となります。
- ② 「みなし賃金額」は、賃金の低下率を判断する際に算出するものであり、**支給額の算出にあたっては、「実際に支払われた賃金額」にその支給率を乗ずることとなります。**

ハ 数か月分一括払いの通勤手当等について

本来なら各月ごとに支払われるべきところ、単に支払い事務の便宜等のため、数か月分一括して支払われる通勤手当等については、その通勤手当等の額を対象月数で除した額を、**支払いのあった月以降の各月に割り振って計上**するという特別の取扱いを行いますのでご注意ください。（ただし、端数が出た場合は、最後の月分に加算します。）

なお、**最初の支給対象期間の前に数か月分一括して支払われた通勤手当等**については、**その後の支給対象月への算入は行わないこととしていますので、併せてご注意ください。**

例示 1 【4月～6月分の通勤手当 10,000 円が3月に支払われた場合】

例示 2 【4月～6月分の通勤手当 10,000 円が4月に支払われた場合】

例示 1	→	3,333 円	3,333 円	3,334 円	×
例示 2	→		3,333 円	3,333 円	3,334 円
		3 月	4 月	5 月	6 月

《事例 1》

賃金月額が 30 万円、各月に実際に支払われた賃金額が 18 万円、欠勤による賃金の減額が 3 万円のケース。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、18 万円 + 3 万円 = 21 万円をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は $21 \text{ 万円} \div 30 \text{ 万円} = 70.00\%$ となり、支給率は 4.16% となりますので、**支給額は 18 万円 $\times$ 4.16% = 7,488 円** となります。



みなし賃金ではなく、実際に支払われた賃金額です。

《事例 2》

賃金月額が 30 万円、各月に実際に支払われた賃金額が 18 万円、欠勤による賃金の減額が 5 万円のケース。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、18 万円 + 5 万円 = 23 万円をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は $23 \text{ 万円} \div 30 \text{ 万円} = 76.67\%$ となります。

実際に支払われた賃金額では、75%未満に低下していますが、欠勤による控除をしない場合の通常の賃金で低下率を算定するため、このケースでは 75%未満とならず、**不支給** となります。

《事例 3》

賃金月額が 30 万円、各月に実際に支払われた賃金額が 15 万円、欠勤による賃金の減額が 3 万円のケース。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、15 万円 + 3 万円 = 18 万円をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は $18 \text{ 万円} \div 30 \text{ 万円} = 60.00\%$ となります。

低下率が 64%以下となるため、**支給額は 15 万円 $\times$ 10% = 15,000 円** となります。



みなし賃金ではなく、実際に支払われた賃金額です。

(5) 受給資格の確認と支給申請は・・・

① 60 歳到達日において被保険者であった場合

届出書類・・・「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」(＝賃金証明書)
「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続
給付支給申請書」(＝受給資格確認票)

提出期限・・・最初に支給を受けようとする支給対象月の初日から起算して
4 か月以内

届 出 先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの・・・

- 賃金台帳、出勤簿 (タイムカード)、労働者名簿、雇用契約書など
- 被保険者の年齢が確認できる書類の写し (運転免許証、住民票記載
事項証明書、その他住民票記載事項証明書をもとに公的機関が発行し
た証明書で年齢を確認できる書類)

※受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。

なお、あらかじめマイナンバーを届け出ている者については、年齢確認書類の写しを省略できます。

イ 「賃金証明書」の提出及び受給資格確認について

被保険者が初回の支給申請手续をする場合は、「賃金証明書」及び「受給資格確認票」を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出しなければなりません。

これにより、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格がある場合は「高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書」(＝確認通知書)を、また受給資格がない場合は、「高年齢雇用継続給付受給否認通知書」(＝否認通知書)が交付されます。

ロ 被保険者に対する通知について

(イ) 受給資格が確認された場合

ハローワークから交付された「確認通知書」には、60 歳到達時の「賃金月額」と「賃金月額の 75%」が印字されます。(ただし、60 歳に達した時に受給資格が否認された場合で、その後受給資格を満たしたときは、60 歳到達時の「賃金月額」は、受給資格が確認された時点となります。)

この「確認通知書」は、必ず被保険者に対して交付し、被保険者に支払われる賃金額が、この「確認通知書」に印字された「賃金月額の 75%」未満に低下した場合について高年齢雇用継続給付の支給を受けることができる旨を、通知してください。

(ロ) 受給資格が否認された場合

ハローワークから交付された「否認通知書」は、必ず被保険者に対して交付し、「被保険者であった期間が 5 年」であることの要件を満たした場合に、再度、受給資格の確認ができる旨を、通知してください。

なお、被保険者が引き続き雇用された場合に受給資格を満たすこととな

る予定日と、5年の要件を満たすために不足している期間については、この「否認通知書」の「通知内容」欄に記載されています。

ハ 次回支給申請月の指定について

「確認通知書」に添付されている「高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）」は、次回支給申請すべき月を指定するもので、事業主の方に通知されます。

なお、次の支給申請月に支給要件を満たさないことが明らかな場合は、支給申請を行う必要はありませんが、支給要件を満たすか否かがはっきりしない場合には、ハローワークの窓口にご相談ください。

② 60歳到達日において被保険者でなく、それ以降の再就職により被保険者となった場合

届出書類・・・雇用された直前の離職に係る「**雇用保険被保険者離職票**」（受給資格決定を受けた方は「**雇用保険受給資格者証**」）

「**高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書**」（以下「**受給資格確認票**」という。）

提出期限・・・被保険者として雇用された日以降速やかに、「**雇用保険被保険者取得届**」とできるだけ同時に

届出先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの・・・

- 賃金台帳、出勤簿（タイムカード）、労働者名簿、雇用契約書など
- 被保険者の年齢が確認できる書類の写し（運転免許証、住民票記載事項証明書、その他住民票記載事項証明書をもとに公的機関が発行した証明書で年齢を確認できる書類）

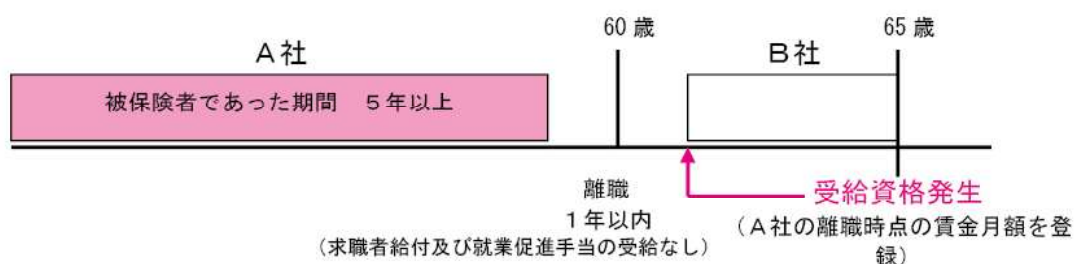
※受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。

なお、あらかじめマイナンバーを届け出ている者については、年齢確認書類の写しを省略できます。

被保険者資格の喪失に基づき60歳到達時において被保険者でなく、かつ、雇用保険（基本手当等）の支給を受けずに、その喪失日から1年以内に再就職した場合は「**離職票**」を、雇用保険の受給資格決定を受けた場合は「**雇用保険受給資格者証**」を併せて提出してください。

これにより、高年齢雇用継続給付金の受給資格について確認（否認）を行い、今後の申請についてお知らせします。

例 示



③ 2回目以降の支給申請について

高年齢雇用継続給付の支給を受けることができるのは、支払われた賃金額が「受給資格確認通知書」または「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」に印字されている「賃金月額 75%」未満に低下した月となります。

届出書類…「高年齢雇用継続給付支給申請書」(以下「支給申請書」という。)

提出期限…指定された支給申請月

届 出 先…事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの…

- 支給申請書の内容が分かる書類の写し(賃金台帳、出勤簿(タイムカード)、労働者名簿など)

④ 支給申請時期について

支給申請は、原則として2か月ごとに行うこととなります。

ハローワーク(公共職業安定所長)から、あらかじめ事業所ごとに「奇数型」と「偶数型」のいずれかを指定します。('次回支給申請日指定通知書'に印字されています。)

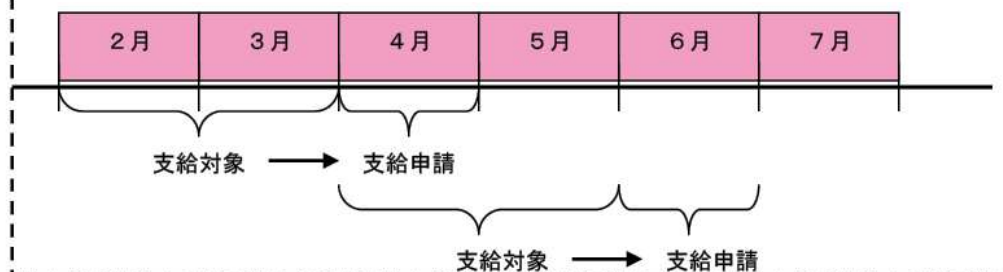
また、初回の支給申請は、最初の支給対象月の初日から起算して4か月以内に行うことができますが、支給申請月の型が指定されている事業所については、できるだけ支給申請期間内(4か月以内)の指定月(奇数型・偶数型)に初回の支給申請を行ってください。

「支給申請月」とは・・・

支給申請月は、ハローワーク(公共職業安定所長)から指定された月型は、今後、その事業所の支給申請月の型となりますが、特段の事情がない限り、この月型は変更できません。

なお、指定月が1月・3月・5月・7月・9月・11月の場合は奇数型、2月・4月・6月・8月・10月・12月の場合は偶数型と呼びます。

例示 偶数型



⑤ あらかじめ受給資格の確認及び賃金登録のみを行う場合

雇用する労働者が60歳に到達し、初回の支給申請を行う前に「賃金証明書」と「受給資格確認票」を提出し、受給資格の確認及び賃金登録を行うことができます。

あらかじめ受給資格の確認及び賃金登録の手続を行っていただくと、次のような**メリット**がありますので、**事前の提出について出来る限りのご協力をお願いします**。

メリット

- 事前に受給資格の確認や賃金月額が把握できる。
- 初回の支給申請に係る事務処理が円滑になされる。
- 支給申請漏れの防止を図ることができる。

(6) 支給申請の結果は・・・

支給申請後は、支給の可否及び支給額を記載した「**高年齢雇用継続給付支給決定通知書**」と次回の支給申請の際に使用する「**高年齢雇用継続給付支給申請書**」を交付いたしますので、**必ず被保険者に対して交付**してください。

(7) 給付金の口座振込みは・・・

支給決定された給付金は、支給決定日（支給決定通知書に印字されています）から約1週間後に、申請者本人が指定した金融機関の本人名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

また、振込者名は、「コウセイロウドウショウ ショクギョウアンテイキョク」となります（金融機関によっては、振込者名の表示が途切れたりする場合があります）。

4 高年齢再就職給付金について

(1) 受給資格は・・・

- イ 60歳以上65歳未満で再就職した一般被保険者であること。
- ロ 1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる安定した職業に就いたこと。
- ハ 再就職する前に雇用保険の基本手当等の支給を受け、その受給期間内に再就職し、かつ支給残日数が100日以上あること。
- ニ 直前の離職時において、被保険者であった期間が通算して5年以上あること。

上記の要件を満たすような場合、事業所の所在地を管轄するハローワークで、受給資格確認手続を行ってください。

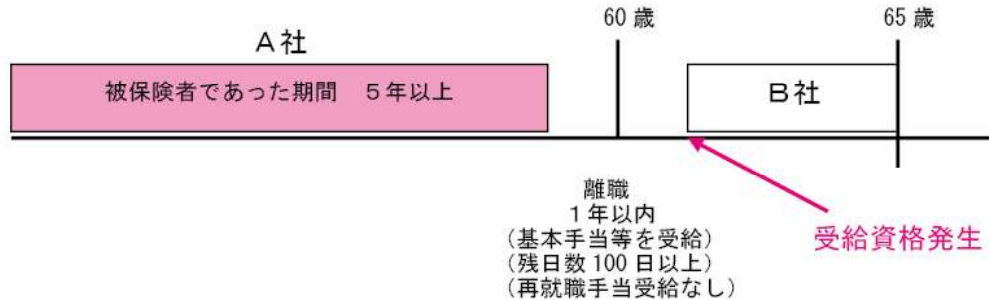
この手続により、ハローワークにおいて受給資格の確認を行うとともに、「再就職前に受給していた雇用保険の基本手当の算定の基礎となった賃金日額×30に相当する額」を「高年齢再就職給付金に係る賃金月額」として登録することとなります。

この高年齢再就職給付金に係る賃金月額と、再就職後の各月に支払われた賃金額を比較することにより、支給要件を判断し、支給額を決定することとなります。

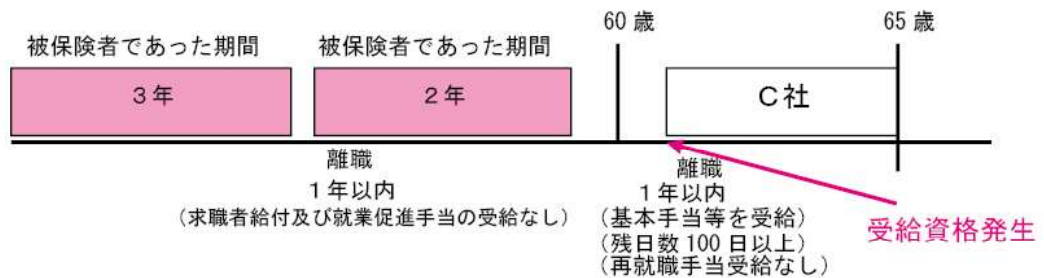
受給資格を満たさなかった場合は・・・

受給資格を満たさなかった場合は、その後において被保険者であった期間5年以上を満たすことはなく、再就職後に受給資格が発生することはありません。

例示1 支給日数100日以上残して再就職し、受給資格の要件を満たした場合



例示2 60歳前に退職し、支給日数100日以上残して再就職した場合



(2) 支給要件は・・・

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(95 ページ参照)

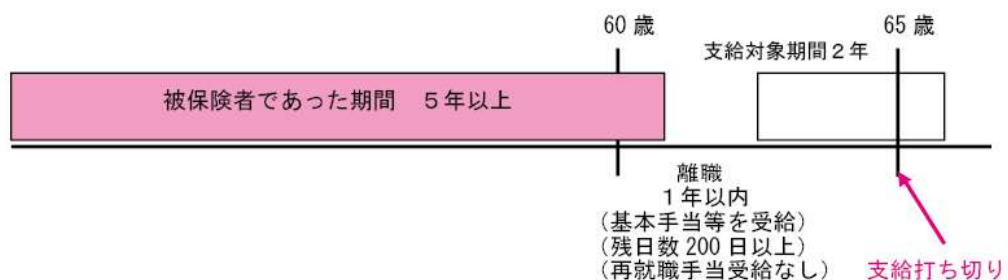
(3) 支給対象期間は・・・

イ 雇用保険の基本手当の残日数が200日以上の場合は、当該被保険者となった日の翌日から2年を経過する月まで。

ロ 雇用保険の基本手当の残日数が100日以上200日未満の場合は、当該被保険者となった日の翌日から1年を経過する月まで。

ハ イ及びロにおいて、2年または1年を経過する前に65歳に達した場合は、支給対象期間にかかわらず、65歳に達した日の属する月まで。

例示1 支給残日数200日以上の場合



例示 2 支給残日数 100 日以上 200 日未満の場合



(4) 支給額は

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(96 ページ参照)

(5) 受給資格の確認は

届出書類…「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書」(以下「受給資格確認票」という。)

提出期限…被保険者として雇用された日以降速やかに、「雇用保険被保険者資格取得届」とできるだけ同時に

届 出 先…事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの…

○ 賃金台帳、出勤簿 (タイムカード)、労働者名簿、雇用契約書など

※ なお、被保険者の年齢が確認できる書類は不要です。

※受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。

雇用保険の基本手当等を受給した 60 歳以上の者を再雇用した場合、「雇用保険被保険者資格取得届」と同時に、併せて「**受給資格確認票**」を事業所の所在地を管轄するハローワークに速やかに提出してください。

ただし、以前に雇用されていた事業所において高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を受けていたことがある方が退職し、雇用保険の基本手当を受けずに再就職した場合は、受給資格確認票の提出は必要ありません。

① 受給資格の確認について

高年齢再就職給付金の受給資格がある場合は「**受給資格確認通知書**」を、受給資格がない場合は「**受給資格否認通知書**」を交付いたします。

この「**受給資格確認通知書**」には、再就職前に受給していた雇用保険の基本手当に係る賃金日額の 30 日分の額とその 75% に相当する額が、それぞれ「賃金月額」、「賃金月額の 75%」として印字されるほか、支給残日数に応じた「支給期間」も印字されます。

なお、受給資格が否認された場合は、それ以後、受給資格を満たすことはありません。

② 被保険者に対する通知と次回支給申請月の指定について

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(101～102 ページ参照)

(6) 支給申請は

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(100～103 ページ参照)

(7) 支給申請の結果は

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(103 ページ参照)

(8) 給付金の口座振込みは

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(103 ページ参照)

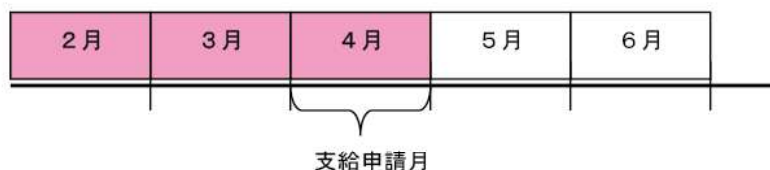
5 離職等により被保険者資格を喪失したとき

(1) 被保険者資格喪失直前の支給対象月に係る支給申請手続

高年齢雇用継続給付の受給中の被保険者が、被保険者資格を喪失したときは、指定されていた支給申請月の前であっても支給申請を行うことができますので、「雇用保険被保険者資格喪失届」と併せて、「支給申請書」を提出してください。

なお、**1日以上被保険者として雇用されない日がある月については、支給対象月となりませんので**、ご注意ください。

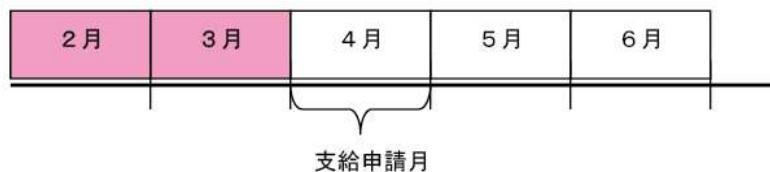
例示 1 偶数型の事業所を、4月末日で退職した場合



→ 4月の支給申請月には2月と3月分の申請書を提出します。

また、4月末日に退職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と併せて4月分の支給申請書を提出してください。(次回の支給申請月である6月まで待つ必要はありません。)

例示 2 偶数型の事業所を、4月25日で退職した場合



→ 4月の支給申請月には2月と3月分の申請書を提出しますが、4月分は月の途中で退職しているため、支給対象月とはなりません。

ただし、転職等の理由により、4月26日から引き続き被保険者資格を取得するような場合は、支給対象月となるため、転職後の事業主から支給申請書を提出してください。(この場合、支給申請書の備考欄に、前の事業所で4月中に支払われた賃金額を記入してもらうようにしてください。)

(2) 高年齢雇用継続給付の延長申請について

高年齢雇用継続基本給付金の支給期間は 65 歳に達する月までですが、被保険者資格を喪失して、1 年を超える被保険者期間の空白があつて再就職した場合は、高年齢雇用継続給付は支給できません。

ただし、以下の理由により、資格喪失している期間について延長を行うことができ、1 年を超えた場合でも支給が可能となります。

なお、代理人による提出の場合は、別途委任状が必要ですのでご注意ください。

イ 病気、けが等の理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができない日があるとき（最大 3 年間）

ロ 60 歳以上の定年等の理由により退職した方が、一定期間安定した雇用に就くことを希望しないとき（最大 1 年間）

届出書類…「受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書」（用紙はハローワークにあります。）

提出期限…イの理由の場合…30 日以上職業に就くことができなくなるに至った日の翌日以降、早期に申請いただくことが原則ですが、延長後の期間の最後の日までの間であれば、提出は可能

ロの理由の場合…離職日の翌日から起算して 2 か月以内

届 出 先…本人の住所を管轄するハローワーク

持参するもの…

イの理由の場合には、受給期間が認められる理由に該当する事実を証明する書類

6 年金と高年齢雇用継続給付との併給調整について

特別支給の老齢厚生年金（在職老齢年金）の支給を受けながら、同時に高年齢雇用継続給付の支給を受けている期間については、高年齢雇用継続給付の給付額に応じ、年金の一部が支給停止される場合があります。

併給調整の具体的な詳細については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

7 その他

(1) 受給中に本人が死亡したとき

死亡した日の翌日の属する月の前月までについて、生計を同じにしていた遺族の方が支給申請を行うことができます。

これを、**未支給高年齢雇用継続給付**といいます。

この請求は、**死亡した日の翌日から起算して6か月以内**にしなければなりません。

詳しくは、事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

(2) 不正を行ったとき

本来は、高年齢雇用継続給付を受けることができないにもかかわらず、**不正な手段により高年齢雇用継続給付の支給を受け、または受けようとした場合（実際に受けたか否かを問いません。）**は、**不正受給の処分を受けることとなります。**

このような場合、不正受給した金額の**3倍**の金額を納めなければならない、これらの支払いを怠った場合は、財産の差し押さえが行われる場合がありますので、支給申請書の記載内容をよくお確かめのうえ、ご提出をお願いします。

また、事業主が虚偽の支給申請書等を提出した場合等は、事業主も本人と連帯して処分等を受けることとなります。

事業主の皆様におかれましては、高年齢雇用継続給付制度へのご理解・ご協力をお願いいたします。

8 支給申請書等の記載例及び通知例について

高年齢雇用継続給付受給資格確認票の記入例

様式第33号の3（第101条の5、第101条の7関係）（第1面）
高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書
（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記載してください。）

振替種別

1. 個人番号

2. 被保険者番号

3. 資格取得年月日 (3 昭和 4 平成 5 令和)

4. 被保険者氏名 フリガナ（カタカナ）

5. 事業所番号

6. 給付金の種類 (1 基本給付金 2 再就職給付金)

<賃金支払状況>

7. 支給対象年月その1 元 年 月

8. 7欄の支給対象年月に支払われた賃金額 円

9. 賃金の減額あった日数 日

10. みなし賃金額 円

11. 支給対象年月その2 元 年 月

12. 11欄の支給対象年月に支払われた賃金額 円

13. 賃金の減額あった日数 日

14. みなし賃金額 円

15. 支給対象年月その3 元 年 月

16. 15欄の支給対象年月に支払われた賃金額 円

17. 賃金の減額あった日数 日

18. みなし賃金額 円

※ 60歳到達時等賃金登録欄

19. 賃金月額（区分一日額又は総額） (1 日額 2 総額) 円

20. 登録区分 (1 基本手当 2 受給資格)

21. 基本手当 元 年 月 日

22. 定年等修正賃金登録年月日 元 年 月 日

23. 受給資格確認年月日 元 年 月 日

24. 支給申請月 (1 奇数月 2 偶数月)

25. 次回（初回）支給申請年月日 元 年 月 日

26. 支払区分 (空欄 未支給以外 1 未支給)

27. 金融機関・店舗コード 口座番号

28. 未支給区分 (空欄 未支給以外 1 未支給)

その他賃金に関する特記事項

29. 通勤手当3ヶ月分10,000円 (6/30支払) 30. 欠勤控除2日 (基本給20,000円、皆勤手当10,000円) 31.

上記の記載事実と誤りのないことを証明します。 株式会社 雇用保険
事業所名（所在地・電話番号）東京都千代田区霞が関1-2-2
03-1234-5678
令和 8 年 6 月 15 日 事業主氏名 株式会社 雇用保険 代表取締役 雇用太郎

上記のとおり高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を申請します。
雇用保険法施行規則第101条の5及び第101条の7の規定により、上記のとおり高年齢雇用継続給付の支給を申請します。

令和 8 年 6 月 15 日 センター公共職業安定所長 殿 住 所 東京都練馬区上石神井4-8-4
フリガナ キュウフ コウジ
申請者氏名 給付 公二

払渡希望金融機関指定届

32. 払渡希望金融機関

フリガナ 名称 金融機関コード 店舗コード

銀行等 (ゆうちょ銀行以外) 口座番号 (普通) 本店

ゆうちょ銀行 記号番号 (総合)

備考

賃金締切日: 30日 賃金支払日: 5日・翌月 20日 賃金形態: 月給・時給・時間給・
規定労働日数: 7日 日: 11日 日: 15日 日:

通勤手当: 有 (毎月・3か月・6か月・無)

※ 資格確認の可否 可 - 否
年齢確認書類 住・免・ ()
資格確認年月日 令和 年 月 日
通知年月日 令和 年 月 日

社会保険労務士記載欄

氏 名 電話番号

※ 所 次 課 係 操作者
長 長 長 長 係

（注）記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

2025. 3

1 「個人番号」

・被保険者の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

2 「被保険者番号」

・被保険者証に記載されている被保険者番号を記入してください。

3 「資格取得年月日」

・当該事業所における被保険者となった年月日を記入してください。

5 「事業所番号」

・当該事業所の事業所番号を記入してください。

「事業所名（所在地・電話番号）、事業主氏名」

記入事実誤りのないことを証明してください。

「申請者氏名」

被保険者本人が氏名を記載してください。

ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者氏名の記載を省略することができます。

その場合、申請者氏名欄における署名は、「申請について同意済み」と記載してください。

「払渡希望金融機関指定届」

「名称」欄には、高年齢雇用継続給付の払渡しを希望する金融機関の名称及び店舗名を記入してください。

「口座番号、記号番号」欄には、被保険者本人の名義の通帳の口座、記号番号を記入してください。

※ 最近新設された金融機関の店舗や小規模な出張所など一部の金融機関については、登録されていない場合もありますので、ご利用になる場合はあらかじめハローワークにご相談ください。

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の記入例（その１）

様式第 33 号の 4（第 101 条の 5 関係）

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書（安定所提出用）

① 被保険者番号	9 9 0 0 - 1 0 2 0 4 7 - 9	② フリガナ	キエウフ ユウジロウ
③ 事業所番号	4 9 0 0 - 0 0 0 1 4 7 - 1	60歳に達した者の氏名	給付 雄二郎
④ 名称	株式会社 雇用保険 小倉支店	⑤ 60歳に達した者の	〒 8 0 0 - 0 0 0 4 北九州市門司区北川町 1 - 3 4
事業所所在地	北九州市小倉北区萩崎町 1 - 1 1	住所又は居所	電話番号（020）5409 - X098
電話番号	0 9 3 - 9 4 1 - 8 6 0 9		
⑥ 60歳に達した日等の年	平成 5 年 1 月 3 1 日	⑦ 60歳に達した者の	昭和 3 8 年 2 月 1 日
月	令和	生年月日	平成
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。			
住所 北九州市小倉北区萩崎町 1 - 1 1			
事業主 氏名 代表取締役 小倉紀夫 印			
60歳に達した日等以前の賃金支払状況等			
⑧ 60歳に達した日等に遡及したとみなした場合は被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺
60歳に達した日等の翌日 2月1日	⑧ 賃金支払対象期間	⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺
1月1日～	31日 1月26日～	6日 60,000	
12月1日～12月31日	31日 12月26日～1月25日	31日 310,000	
11月1日～11月30日	30日 11月26日～12月25日	30日 310,000	
10月1日～10月31日	31日 10月26日～11月25日	31日 310,000	
9月1日～9月30日	30日 9月26日～10月25日	30日 310,000	
8月1日～8月31日	31日 8月26日～9月25日	31日 310,000	
月 日～月 日	7月26日～8月25日	31日 310,000	
月 日～月 日	月 日～月 日	日	
月 日～月 日	月 日～月 日	日	
月 日～月 日	月 日～月 日	日	
月 日～月 日	月 日～月 日	日	
月 日～月 日	月 日～月 日	日	
月 日～月 日	月 日～月 日	日	
⑭ 賃金に関する特記事項	六十歳到達時等賃金証明書受理 令和 年 月 日 (受理番号 番)		
※ 公共職業安定所記載欄			

(注)

本手続は電子申請による申請が可能です。

なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委任を受け、電子申請により本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委任を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送付することをもって、本証明書に係る当該事業主の電子署名に代えることができます。

また、本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該事業主が被保険者から、当該被保険者が六十歳到達時等賃金証明書の内容について確認したことを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者の（電子）署名に代えることができます。

社会保険 分 部 土 産 業 者	所属年月日 領出代行書・事業主代表者の表示	氏 名	電 話 番 号

※	所長	次長	課長	係長	係

⑥「60 歳に達した日等の年月日」

- ・被保険者の 60 歳の誕生日の前日を記入してください。

⑧「60 歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

- ・「60 歳に達した日等の翌日」欄は、⑥欄の日の翌日を記入してください。
- ・原則、60 歳に達した日等から遡って 1 年間において、賃金支払基礎日数が 11 日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上ある被保険者期間算定対象期間が、直近より 6 か月以上記入が必要です。
(※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。(第 2 編 22 ページ参照))

⑨「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

- ・⑧欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑩「賃金支払対象期間」

- ・最上段には 60 歳に達した日等の直前の賃金締切日の翌日から 60 歳に達した日等までの期間を記入し、以下、順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を記入してください。
- ・賃金支払基礎日数が 11 日以上を 6 か月以上記入する必要があります。6 か月に満たない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上の月も記入する必要があります。
- (※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。(第 2 編 22 ページ参照))

⑪「⑩の基礎日数」

- ・⑩欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑫「賃金額」

- ・月給者は A 欄に、日給者は B 欄に記入しますが、日給者で月単位で支払われる賃金(家族手当・通勤手当等)は A 欄に記入し、合計額を計欄に計上してください。また、通勤手当を複数月分まとめて支払う場合は、該当月数で割り、それぞれの月に算入してください。
- ・A 欄、又は B 欄の記入のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。

⑬「備考」

- ・⑧欄から⑫欄の参考となることを記入してください。
<例えば>
 - ・賃金未払いがある場合
 - ・傷病等で引き続き 30 日以上賃金の支払がない場合
 - ・休業手当が支払われたことがある場合
 - ・60 歳に到達した日が令和 2 年 8 月 1 日以降であって、⑨欄及び⑪欄の賃金支払基礎日数が 11 日以上完全月が 6 か月ない場合は、⑨欄及び⑪欄の基礎日数が 10 日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

⑭「賃金に関する特記事項」

- ・3 か月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。
- ・該当がない場合には斜線を引いてください。

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の記入例（その2）

様式第33号の4（第101条の5関係）

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(安定所提出用)

① 被保険者番号	4 9 0 0 - 1 0 2 0 4 7 - 1	③ フリガナ	アンテイ タロウ		
② 事業所番号	4 9 0 0 - 0 0 0 1 4 7 - 1	60歳に達した者の氏名	安定 太郎		
④ 名称	株式会社 雇用保険 小倉支店		⑤ 60歳に達した者の	〒 8 0 0 - 0 0 0 4	
事業所 所在地	北九州市小倉北区萩崎町1-11		住所又は居所	北九州市門司区北川町1-18	
電話番号	0 9 3 - 9 4 1 - 8 6 0 9		電話番号(093)	3 8 1 - 8 6 0 9	
⑥ 60歳に達した日等の年月日	平成 ○○年 1 月 31 日	⑦ 60歳に達した者の生年月日	昭和 ○○年 1 2 月 2 1 日		
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。					
住所 北九州市小倉北区萩崎町1-11					
事業主 氏名 代表取締役 小倉紀夫					
60歳に達した日等以前の賃金支払状況等					
⑧ 60歳に達した日等に就労したとみなした場合は被保険者期間計算対象期間	⑨ ⑩の欄における賃金支払基礎日数	⑪ 賃金支払対象期間	⑫ ⑬の基礎日数	⑭ 賃 金 類	⑮ 備 考
60歳に達した日等の翌日 2月1日				⑯ ⑰ 計	
1 月 1 日 ~ 60歳に達した日等	31日	1 月 26 日 ~ 60歳に達した日等	6日	60,000	
12 月 1 日 ~ 12月31日	31日	12 月 26 日 ~ 1 月 25 日	31日	310,000	
11 月 1 日 ~ 11月30日	30日	11 月 26 日 ~ 12月 25 日	30日	310,000	
10 月 1 日 ~ 10月31日	31日	10 月 26 日 ~ 11月 25 日	31日	310,000	
9 月 1 日 ~ 9月30日	30日	9 月 26 日 ~ 10月 25 日	30日	310,000	
8 月 1 日 ~ 8月31日	31日	8 月 26 日 ~ 9 月 25 日	31日	310,000	
月 日 ~ 月 日	日	7 月 26 日 ~ 8 月 25 日	31日	310,000	
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
⑯賃金に関する特記事項	六十歳到達時等賃金証明書受理 令和 年 月 日 (受理番号 番)				
※公共職業安定所記載欄					

(注)

本手続は電子申請による申請が可能です。

なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送付することをもって、本証明書に係る当該事業主の電子署名に代えることができます。

また、本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該事業主が被保険者から、当該被保険者が六十歳到達時等賃金証明書の内容について確認したことを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者の（電子）署名に代えることができます。

社会保険労務士 記載欄	作成年月日・発行代行・事業主代表者の表示	氏 名	電 話 番 号

※	所長	次長	課長	係長	係

⑧「60 歳に達した日等の年月日」

- ・ 60 歳に達した後に被保険者であった期間が通算して 5 年を満たした日を記入してください。

⑨「60 歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

- ・ 「60 歳に達した日等の翌日」欄は、⑥欄の日の翌日を記入してください。
- ・ 原則、60 歳に達した日等から遡って 1 年間において、賃金支払基礎日数が 11 日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上ある被保険者期間算定対象期間が、直近より 6 か月以上記入が必要です。
(※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。(第 2 編 22 ページ参照))

⑩「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

- ・ ⑧欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- ・ 有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑪「賃金支払対象期間」

- ・ 最上段には 60 歳に達した日等の直前の賃金締切日の翌日から 60 歳に達した日等までの期間を記入し、
以下、順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を記入してください。
- ・ 賃金支払基礎日数が 11 日以上のある月を 6 か月以上記入する必要があります。6 か月に満たない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上の月も記入する必要があります。
(※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。(第 2 編 22 ページ参照))

⑫「⑪の基礎日数」

- ・ ⑪欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- ・ 有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑬「賃金額」

- ・ 月給者は A 欄に、日給者は B 欄に記入しますが、日給者で月単位で支払われる賃金(家族手当・通勤手当等)は A 欄に記入し、合計額を計欄に計上してください。また、通勤手当を複数月分まとめて支払う場合は、該当月数で割り、それぞれの月に算入してください。
- ・ A 欄、又は B 欄の記入のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。

⑭「備考」

- ・ ⑧欄から⑫欄の参考となることを記入してください。
<例えば>
 - ・ 賃金未払いがある場合
 - ・ 傷病等で引き続き 30 日以上賃金の支払がない場合
 - ・ 休業手当が支払われたことがある場合
 - ・ 60 歳に到達した日が令和 2 年 8 月 1 日以降であって、⑨欄及び⑫欄の賃金支払基礎日数が 11 日以上のある完全月が 6 か月ない場合は、⑨欄及び⑫欄の基礎日数が 10 日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

⑮「賃金に関する特記事項」

- ・ 3 か月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。
- ・ 該当がない場合には斜線を引いてください。

高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書
高年齢雇用継続給付受給資格確認・否認通知書
高年齢雇用継続給付支給決定通知書

<キリトリ>

高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）

事業所番号	1300-5590XX-8	事業所名称	行政工業株式会社	資格取得年月日
被保険者番号	5590-5590XX-1	氏名	ロウドウ タロウ	060601
支給申請月	給付金の種類	次回支給対象年月	次回支給申請期間	次回支給申請年月日
奇数月型	1			

管轄公共職業安定所 〒112-8577 文京区後楽1-9-20
の所在地・電話番号
交付 令和 1 年 5 月 13 日 TELXXXXXXXXXXXX

飯田 公共職業安定所長
公共職業安定所長印

<キリトリ>

高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書（被保険者通知用）

被保険者番号	5050-070135-4	氏名	ロウドウ タロウ	性別	男	生年月日	3-400411	受給資格確認年月日	070412
資格取得年月日	080601	事業所番号	1301-011199-8	支給期間		支給方法	0001001-	1234567	
賃金月額	360,000	賃金月額の75%（支給限度額）	270,000	支給方法					
先般、提出されました受給資格確認票等の書類を審査したところ、受給資格を 下記のとおり確認することとなりましたので通知します。									
通知内容	1. 給付金の種類	高年齢雇用継続基本給付金	令和 7 年 4 月 10 日（60 歳）						
	2. 受給資格の要件	該当した日	令和 7 年 4 月、令和 7 年 5 月						
	3. 初回支給の対称月	令和 7 年 6 月、令和 7 年 6 月	令和 7 年 6 月 30 日						
	4. 初回支給の申請日	令和 7 年 6 月 7 日							

管轄公共職業安定所 〒112-8577 文京区後楽1-9-20
の所在地・電話番号
交付 令和 07 年 04 月 12 日 TEL03-3812-0009

飯田 公共職業安定所長
公共職業安定所長印

2025. 3

「通知内容」

受給資格確認申請が行われた場合で

① 受給資格を確認したときは

例示のように、支給対象月、申請月等が印字されます。

② 被保険者期間が通算して5年に満たず、受給資格の確認がなされないときは

受給資格を満たす予定の日が印字されます。

なお、支給申請が行われた場合は支給金額が印字されます。

「支払方法」

・支払先として指定された口座番号ですので、よく確認してください。

「賃金月額の75%(支給限度額)」

各月に支払われた賃金額がこの額未満である月について支給の対象となります。

※ 毎年8月1日に高年齢雇用継続給付の支給限度額が変更される場合、これに伴い変更になることがあります。

高年齢雇用継続給付支給申請書の記入

■ 様式第33号の3の2（第101条の5、第101条の7関係）（第1面）

高年齢雇用継続給付支給申請書

（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

（※大きく取り囲まないように記入してください。ヤミを入れない場合は取り囲まないでください。）

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

帳票種別 14301	氏名 ロウドウ タロウ	給付金の種類 ☐ (1) 基本給付金 ☐ (2) 所収額給付金	事業所番号	管轄区分
1. 被保険者番号 5590-5590XX-1	2. 資格取得年月日 4-060601	要件該当日 030312	支給対象年月 0505 0506	
支給申請月 令和 050701 050731	前回処理年月日	賃金月額75% (旧85%)	賃金月額61% (旧64%) N	
3. 被保険者氏名 労働 太郎	フリガナ (カタカナ) ロウドウ タロウ			

4. 支給対象年月その1 8-0505 元号 年 月		5. 4欄の支給対象年月に支払われた賃金額 200000 円		6. 賃金の減額があった日数 0 日		7. みなし賃金額 円	
8. 支給対象年月その2 8-0506 元号 年 月		9. 8欄の支給対象年月に支払われた賃金額 180000 円		10. 賃金の減額があった日数 2 日		11. みなし賃金額 円	
12. 支給対象年月その3 元号 年 月		13. 12欄の支給対象年月に支払われた賃金額 円		14. 賃金の減額があった日数 日		15. みなし賃金額 円	

※ 16. 未支給区分 ☐ (空欄 未支給以外) 1 未支給	17. 出力区分 ☐ (即時出力の場合は「1」を入力)	18. 次回支給申請年月日 元号 年 月 日 (4 平成 5 令和)
---	---	---------------------------------------

その他賃金に関する特記事項		
19.	20. 2日欠勤、20,000円減額	21.

様式第33号の3の2（第101条の5、第101条の7関係）（第2面）

上記の記載事項に誤りがないことを証明します。 令和 8 年 7 月 10 日		事業所名 (所在地・電話番号) 株式会社 雇用保険 千代田区農が関1-2-2 03-6253-1111
		事業主氏名 株式会社 雇用保険 代表取締役 雇用太郎
雇用保険法施行規則第101条の5・第101条の7の規定により、上記のとおり高年齢雇用継続給付の支給を申請します。 令和 8 年 7 月 10 日		
飯田橋 公共職業安定所長 殿		申請者氏名 労働 太郎

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行・事業代母者の表示	氏名	電話番号
※ 所長	次長	課長	係長
			係
			操作者

賃金総切日	末日	賃金支払日	当月・翌月	20 日
賃金形態	月給・日給・時間給・			
所定労働日数	4 欄	日	8 欄	日
通勤手当	(有 (毎月・3か月・6か月・) ・無			

裏面にあります

1「被保険者番号」～「支給申請月」

- ・受給資格の確認及び賃金月額の登録が初回の支給申請前に行われた場合または、2回目以降の支給申請の場合は、これらの欄にハローワークシステムにより印字した支給申請書をお渡します。

4、8、12「支給対象年月」

- ・支給を受けようとする支給対象月を記入してください。

5、9、13「支給対象年月に支払われた賃金額」

- ・4、8、12 欄の支給対象月に支払われた賃金額を記入してください。
なお、賃金に含まれるか否か判断しかねる場合は、各々19、20、21 欄にその額と名称を記入してください。
- ・支給対象月に数か月分一括払いの通勤手当等が支払われた場合には、支払われた月以後の支給対象月に1 か月当たりの額を割り振って（端数が生じる場合は、最後の月分に加算する。）計上してください。

6、10、14「賃金の減額のあった日数」

- ・4、8、12 欄の支給対象月において、非行、疾病、負傷、事業所の休業等により賃金の全部又は、一部を受けることができなかった日数を記入してください。
この場合、4、8、12 欄の支給対象月において減額の対象となった賃金額を、各々19、20、21 欄に記入してください。

「事業所名(所在地・電話番号)、事業主氏名」

- ・記載事実に誤りのないことを証明してください。

「申請者氏名」

- ・被保険者本人が氏名を記載してください。
ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者氏名の記載を省略することができます。
その場合、申請者氏名欄における署名は、「申請について同意済み」と記載してください。

「備考」(申請書裏面)

- ・備考欄に、賃金締切日・支払日、賃金形態、支給対象月ごとの所定労働日数、通勤手当について記入してください。

○前事業所を離職し、1日の空白もなく再就職した場合等は、備考欄に前事業所に係る賃金額を記載してもらってください。

○出向元、出向先双方から賃金の支払いがある場合は、合計額を支給申請書に記入し、備考欄に被保険者資格を有さない雇用関係に基づく賃金額及びその賃金を支払った事業主氏名を記入してください。

受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書の記入例

「2 申請する延長の種類」欄の申請する延長の種類を○で囲んでください。

受給期間延長等・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書

1 氏名	継続 大輔		生年月日	令和 37年 5月 11日	性別	男
住所又は居所	〒 100-0000 東京都千代田区霞が関1-2-2 (電話 03-5253-1111)					
2 申請する延長等の種類	受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付					
3 離職年月日	令和 4年 5月 11日	4 被保険者となった年月日	令和 3年 4月 1日			
5 被保険者番号	4900-123456-7					
6 支給番号						
7 この申請書を提出する理由	☒ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができないため ☐ 定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため ☐ 事業を開始等したため 具体的な理由 病気による入院のため					
8 職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができない期間、求職の申込みをしないことを希望する期間又は事業を実施する期間	令和 4年 6月 1日から 令和 5年 5月 31日まで	※ 処理欄	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで			
※ 延長等後の受給(教育訓練給付適用対象)期間満了年月日	令和 年 月 日					
9 7のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称	胃潰瘍		診療機関の名称・診療担当者	厚生労働第一病院 院長 厚生昌義	
雇用保険法施行規則第31条第1項・第31条の3第1項・第31条の6第1項の規定により受給期間の延長等、教育訓練給付に係る適用対象期間の延長、高年齢雇用継続給付の次の支給申請可能な支給対象月に係る延長を上記のとおり申請します。 令和 4年 7月 10日 公共職業安定所長 地方運輸局長 敬 申請者氏名 継続 大輔						
備考	〇〇	離職票交付安定所名				
		離職票交付年月日				
		離職票交付番号				

※ 所属長 次 課 係 係 操作者

(55) 2022.7

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q 60歳到達日とは？

私は、今年の10月12日に60歳の誕生日を迎えます。60歳到達日とは、60歳の誕生日のことなのでしょうか。

A 雇用保険法における年齢の計算は、すべて「年齢計算に関する法律」の原則に従い、誕生日の応答する日の前日の午前零時に、満年齢に達するものとして取り扱います。

このため、60歳到達日とは、「60歳の誕生日の前日」のことであり、今回のケースであれば「10月11日」となります。

Q 再就職手当との併給は？

高年齢再就職給付金と再就職手当の併給はできますか。

A できません。（雇用保険法第61条の2第4項）

同一の就職について、高年齢再就職給付金と再就職手当の双方の支給要件を満たす場合は、2つの給付金を併給することはできず、どちらか一方の給付金を選択していただくこととなります。そのため、慎重な選択をしていただくようお願いいたします。

Q 基本給付金の支給は？

私は、60歳の定年によりA社を退職した翌日、B社に再就職しました。このような場合でも、基本給付金は支給されるのでしょうか。

A 今回のケースは、雇用保険（基本手当等）を受給しないまま、翌日B社で再就職しているため、基本給付金の支給対象となります。

また、雇用保険（基本手当等）を受給した場合であっても、所定給付日数を100日以上残して就職していれば、高年齢再就職給付金の支給対象となりますが、再就職手当との併給ができませんのでご注意ください。

Q 基本給付金の支給は？

基本給付金を受給している途中でA社を離職し、雇用保険（基本手当等）を受給しないまま、1年半後にB社に採用され、就職しました。

この場合、雇用保険（基本手当等）を受給していないので、B社においても基本給付金を受給することはできるのでしょうか。

A できません。

雇用保険（基本手当等）を受給しないまま再就職していたとしても、A社での離職日（＝資格喪失届の離職年月日）とB社での就職日（＝資格取得届の被保険者となった年月日）の空白期間が1年を超える場合は、受給できなくなりますのでご注意ください。

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q 被保険者であった期間の通算は？

以前働いていたA社では、8年間雇用されていました。

このたびA社を退職し、約1か月後に、雇用保険を受給せずにB社で働くこととなりました。

この場合の被保険者であった期間の5年間の計算は、以前にA社で雇用されていた期間は含まれるのでしょうか。

A 被保険者であった期間は、同一の事業主の適用事業に継続して雇用された期間のみに限られず、離職した日の翌日から起算して1年後の応答日までに被保険者資格を再取得した場合には、その前後の被保険者として雇用された期間が通算されます。

したがって、今回のようなケースであれば、A社での被保険者であった期間を通算されることとなります。

ただし、雇用保険（基本手当等や再就職手当等を含む。）または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、これらの給付の受給資格等に係る離職の日以前の被保険者であった期間は通算の対象となりませんので、ご注意ください。

Q 賃金月額登録の上限は？

当社の社員で、このたび、60歳になる従業員がいるので、60歳到達時の賃金登録をしたいと考えています。

この従業員には現在60万円の賃金を支払っているのですが、60万円の賃金登録が行われるということで間違いはないのでしょうか。

A 賃金月額には上限金額が定められており、具体的には、算定した額522,000円（令和8年8月1日現在）を超える場合には、この金額以上の賃金登録をすることはできません。

したがって、今回のようなケースは、上限額での登録となります。事業主のみなさまから被保険者本人へ説明される場合には、特にご注意ください。

Q 60歳を超えた者を採用した場合は？

当社では、このたび、61歳になる男性を正社員として採用することとしました。この場合、何か届出は必要なのでしょうか。

A 60歳～65歳の方を採用した場合は、高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金の支給対象者であることが考えられます。

このため、採用した被保険者に対して、給付金の支給申請の有無等のご確認をいただき、申請を希望する場合には、「雇用保険被保険者資格取得届」の提出時等に、ハローワークの窓口へ必ず申し出てください。

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q みなし賃金は？

みなし賃金を算定する際の「賃金の減額のあった日数」（支給申請書 6、10、14 欄）とは、支給対象月中の日数をいうのでしょうか。

それとも、当該みなし賃金額の算定基礎となる賃金の支払対象期間中の日数をいうのでしょうか。

A みなし賃金額の算定基礎となる賃金の支払対象期間中の日数をいいます。

Q みなし賃金は？

日給者である建設労働者が、雨天により休業となる日については、みなし賃金の対象となりますか。

A 所定労働日が、雨天により休業となった場合は、「事業所の休業」に該当するので、その日を「賃金の減額のあった日」として、みなし賃金の計算を行います。

Q みなし賃金は？

サービス業・小売業等で時間給計算で就労する労働者の場合、業務の繁忙、顧客の多寡によって就業時間にかなり変化があります。この場合、シーズンオフにより就労時間が短縮されたことにより賃金が減少するのは、「事業所の休業」による減額と判断されますか。

A 「事業所の休業」には、相当しません。

所定の労働時間が短縮されたのであれば、みなし賃金の計算によらず、実際に支払われた賃金額で判断します。

Q 60 歳時における賃金登録は？

当社では、60 歳以降も継続して雇用している者については、退職するまで賃金が低下することはありません。

このような場合でも、60 歳時の賃金登録を行う必要がありますか。

A 平成 16 年 1 月の雇用保険法施行規則の改正により、登録の義務はなくなりました。

しかしながら、60 歳到達後においても、高年齢雇用継続給付の支給要件に該当する場合や被保険者が転職等により支給要件に該当する場合が増えています。

また、このような場合には、60 歳到達時点の事業主の皆様に対して、60 歳時点でさかのぼって賃金登録のお願いをすることとなります。

このようなことを避けるためにも、被保険者が 60 歳となった時点において、できるかぎり登録手続きをお願いいたします。

また、60 歳登録手続きを事前に行っておくことで、

- ① 事前に受給資格の確認や賃金月額を把握できる
- ② 初回の支給申請に係る事務処理が円滑になされる
- ③ 支給申請漏れの防止を図ることができる

などのメリットがありますので、登録手続きのご協力をお願いいたします。

○ 高年齢雇用継続給付に関する Q & A

Q 高年齢雇用継続給付と他の継続給付との併給は？

高年齢雇用継続給付と、育児休業給付または介護休業給付を同時に受けられるのでしょうか。

A 月の初日から末日まで引き続いて育児休業給付または介護休業給付の対象となる休業をした月は、高年齢雇用継続給付の支給対象月とはなりません。

ただし、月の一部が育児休業給付または介護休業給付の支給対象となる場合は、支給対象となります。

Q 申請手続先は？

自分の住所を管轄するハローワークと勤務先の事業所を管轄するハローワークとが異なるのですが、どちらのハローワークで支給申請手続を行えばよいのでしょうか。

A 高年齢雇用継続給付の支給申請手続は、育児休業給付及び介護休業給付とともに、その事業所の所在地を管轄するハローワークで行っていただくこととなります。

なお、高年齢雇用継続給付の延長手続については、本人の住所を管轄するハローワークで行うこととなります。

Q 課税は？

高年齢雇用継続給付（基本給付金・再就職給付金）は課税されますか？

A されません。（雇用保険法第 12 条）

Q 交通費の払い戻しがあった場合は？

公共交通機関を使わない通勤に変更した場合など、通勤手当の払い戻しがあった場合はどのような計算になるのでしょうか。

A 払い戻された月数で除して、払い戻しのあった月から計算した分についてマイナスして計算を行っていきます。

○ 「支給率早見表」と「支給額早見表」（令和7年4月1日以降に受給資格を満たす方）

「支給率早見表」 支給率算定の目安としてください

賃金の低下率	支給率	賃金の低下率	支給率
75%以上	0.00%	69.5%	4.60%
74.5%	0.39%	69.0%	5.06%
74.0%	0.79%	68.5%	5.52%
73.5%	1.19%	68.0%	5.99%
73.0%	1.59%	67.5%	6.46%
72.5%	2.01%	67.0%	6.95%
72.0%	2.42%	66.5%	7.44%
71.5%	2.85%	66.0%	7.93%
71.0%	3.28%	65.5%	8.44%
70.5%	3.71%	65.0%	8.95%
70.0%	4.16%	64.5%	9.47%
		64.0%以下	10.00%

「支給額早見表」（令和8年8月1日現在）支給額算定の目安としてください。

60歳以降 各月の賃金	60歳到達時等賃金月額（賃金日額×30日分）							
	522,000 円以上	50万	45万	40万	35万	30万	25万	20万
38万	6,688	0	0	0	0	0	0	0
37万	12,506	2,923	0	0	0	0	0	0
36万	18,324	8,712	0	0	0	0	0	0
35万	18,130	14,560	0	0	0	0	0	0
34万	23,936	20,366	0	0	0	0	0	0
33万	29,733	26,169	4,389	0	0	0	0	0
32万	32,000	32,000	10,176	0	0	0	0	0
31万	31,000	31,000	15,996	0	0	0	0	0
30万	30,000	30,000	21,810	0	0	0	0	0
29万	29,000	29,000	27,637	5,829	0	0	0	0
28万	28,000	28,000	28,000	11,648	0	0	0	0
27万	27,000	27,000	27,000	17,442	0	0	0	0
26万	26,000	26,000	26,000	23,270	0	0	0	0
25万	25,000	25,000	25,000	25,000	7,275	0	0	0
24万	24,000	24,000	24,000	24,000	13,104	0	0	0
23万	23,000	23,000	23,000	23,000	18,929	0	0	0
22万	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	2,926	0	0
21万	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	8,736	0	0
20万	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	14,540	0	0
19万	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	0	0
18万	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	4,356	0
17万	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	10,183	0
16万	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	0

○ 「支給率早見表」と「支給額早見表」（令和7年3月31日以前に受給資格を満たす方）

「支給率早見表」 支給率算定の目安としてください

賃金の低下率	支給率	賃金の低下率	支給率
75%以上	0.00%	68.0%	6.73%
74.5%	0.44%	67.5%	7.26%
74.0%	0.88%	67.0%	7.80%
73.5%	1.33%	66.5%	8.35%
73.0%	1.79%	66.0%	8.91%
72.5%	2.25%	65.5%	9.48%
72.0%	2.72%	65.0%	10.05%
71.5%	3.20%	64.5%	10.64%
71.0%	3.68%	64.0%	11.23%
70.5%	4.17%	63.5%	11.84%
70.0%	4.67%	63.0%	12.45%
69.5%	5.17%	62.5%	13.07%
69.0%	5.68%	62.0%	13.70%
68.5%	6.20%	61.5%	14.35%
		61.0%以下	15.00%

「支給額早見表」（令和8年8月1日現在） 支給額算定の目安としてください。

60歳以降 各月の賃金	60歳到達時等賃金月額（賃金日額×30日分）							
	522,000 円以上	50万	45万	40万	35万	30万	25万	20万
38万	7,524	0	0	0	0	0	0	0
37万	14,060	3,256	0	0	0	0	0	0
36万	20,556	9,792	0	0	0	0	0	0
35万	27,125	16,345	0	0	0	0	0	0
34万	33,660	22,882	0	0	0	0	0	0
33万	40,194	29,403	4,917	0	0	0	0	0
32万	46,752	35,936	11,456	0	0	0	0	0
31万	46,500	42,470	17,980	0	0	0	0	0
30万	45,000	45,000	24,510	0	0	0	0	0
29万	43,500	43,500	31,059	6,525	0	0	0	0
28万	42,000	42,000	37,576	13,076	0	0	0	0
27万	40,500	40,500	40,500	19,602	0	0	0	0
26万	39,000	39,000	39,000	26,130	0	0	0	0
25万	37,500	37,500	37,500	32,675	8,175	0	0	0
24万	36,000	36,000	36,000	36,000	14,712	0	0	0
23万	34,500	34,500	34,500	34,500	21,252	0	0	0
22万	33,000	33,000	33,000	33,000	27,764	3,278	0	0
21万	31,500	31,500	31,500	31,500	31,500	9,807	0	0
20万	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	16,340	0	0
19万	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	22,876	0	0
18万	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	4,896	0
17万	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	11,441	0
16万	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	17,968	0

参考１ 失業等給付について

失業等給付は、労働者が失業した場合及び雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、必要な給付を行うとともに、その生活及び雇用の安定を図るための給付です。

失業等給付は大別して、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付の４種類に分けられます。

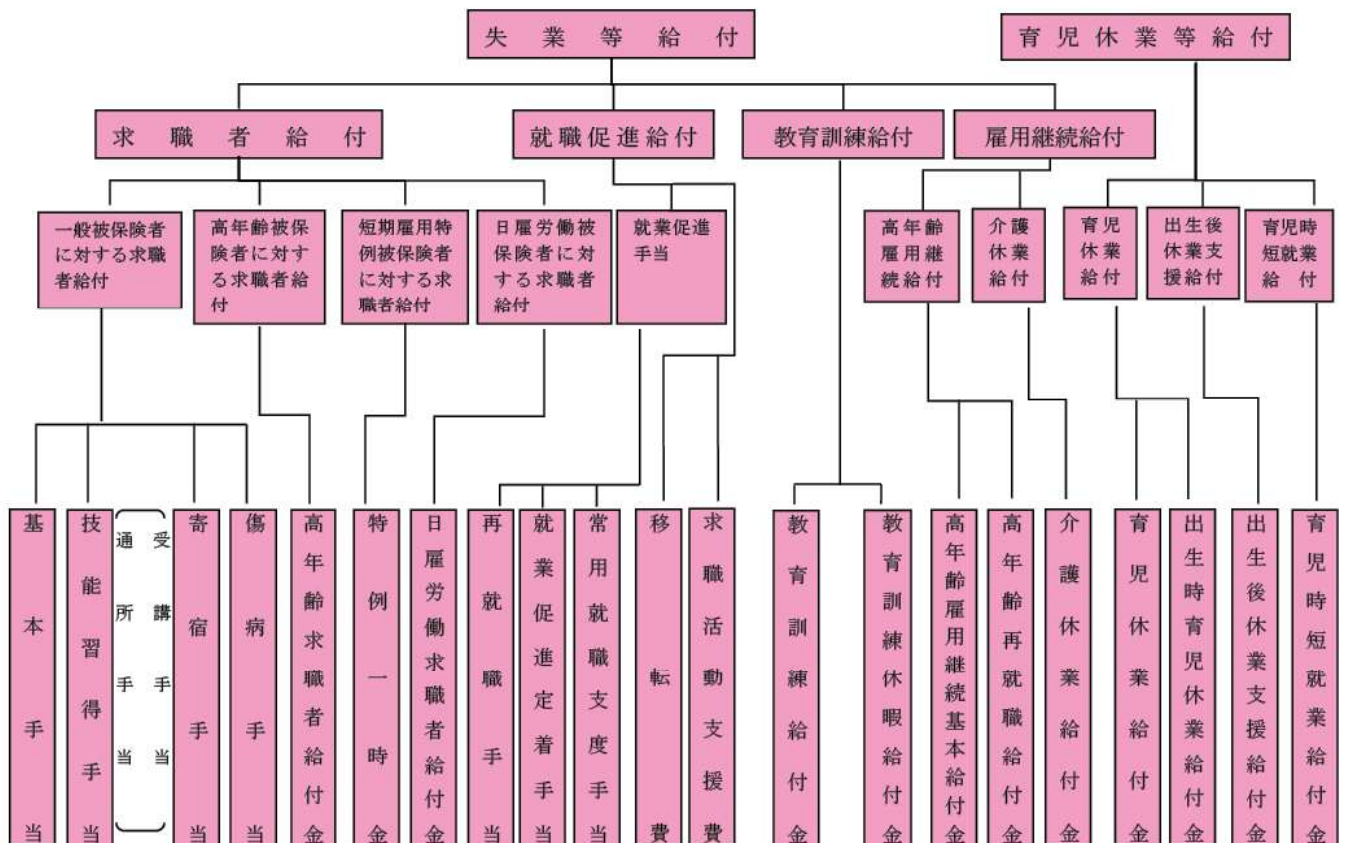
求職者給付は、被保険者が離職し、失業状態にある場合に、失業者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にすることを目的として支給するいわゆる失業補償機能をもった給付です。

就職促進給付は、失業者が再就職するのを援助、促進することを主目的とする給付です。

教育訓練給付は、働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を目的とする給付です。

雇用継続給付は、働く人の職業生活の円滑な継続を援助、促進することを目的とする給付です。

以上を分類し、図示すると次のとおりです。



1 求職者給付

(1) 一般求職者給付

【基本手当】

イ 受給資格及び被保険者期間

基本手当は、一般被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前2年間（※）に、被保険者期間が通算して12か月以上（特定受給資格者又は特定理由離職者（130～131 ページ参照）については、離職の日以前1年間（※）に、被保険者期間が通算して6か月以上ある場合でも可。）あったときに給付を受けることが可能です。

（※）この期間に疾病、負傷、出産、育児などの理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった場合は、これらの理由により賃金の支払いを受けることができなかった日数を加えた期間（加算後の期間が4年間を超えるときは4年間が最長）。

被保険者期間とは……

雇用保険に加入していた期間のうち、離職日から^{きなのぼ}遡った1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。なお、賃金支払基礎日数が11日以上の月が12か月ない場合は、完全月で賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として計算します。

ロ 受給期間

受給期間は、原則として離職の日の翌日から起算して1年間です。（その間に、後に述べる所定給付日数分を限度として基本手当が支給されます。）

ただし、以下の事情で今すぐ職業に就くことができない人は受給期間の延長が認められます。

なお、高年齢雇用継続給付や教育訓練給付の支給対象となる場合は、同時に適用対象期間延長の申請をしていただくこととなります。

（イ）妊娠、出産、育児、疾病、負傷、子の看護及び一定のボランティア等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日がある場合には、その日数を受給期間に加えることができます。ただし、受給期間に加えることのできる日数は**最大3年間**です。

→ 受給期間延長の手続は、離職後において、**その状態が30日を経過した日の翌日以降、早期に行っていただくことが原則**ですが、**延長後の受給期間の最後の日までの間であれば、申請は可能です**。ただし、申請期間内であっても、申請が遅い場合は、基本手当の所定給付日数の全てを受給できない可能性がありますので、ご注意ください。

→ 受給期間延長等申請書に離職票－2を添え、本人の住居所を管轄するハローワークに申請することになります。また、本人がハローワークに出頭

できないときは、代理人又は郵送でも手続きができます。代理人の方が手続きする場合には、委任状が必要ですのでご注意ください。

- (ロ) 定年退職者等で、一定期間求職の申込みをしないことを希望する場合には、その日数を受給期間に加えることができます。ただし、受給期間に加えることのできる日数は**最大1年間**です。

→ 受給期間延長の手続きは、**離職日の翌日から起算して2か月以内**に、受給期間延長等申請書に離職票－2を添え、本人の住居所を管轄するハローワークへ、本人自身が申し出てください。

- (ハ) 離職後、事業を開始等した方については、当該事業を行っている期間等の日数を受給期間に加える特例を利用できる場合があります。ただし、受給期間に加えることのできる日数は**最大で3年間**です。

→ 受給期間特例の手続きは、原則として**事業を開始等した日の翌日から2か月以内**に、受給期間延長等申請書に離職票－2及び事業を開始等した事実と開始日を確認できる書類を添え、本人の住居所を管轄するハローワークに申請することになります。また、本人がハローワークに出頭できないときは、代理人又は郵送でも手続きができます。代理人の方が手続きする場合には、委任状が必要ですのでご注意ください。

ハ 給付率及び日額

基本手当の日額は、原則として離職前6か月の賃金を平均した1日分の45%～80%を乗じて得られる額であり、以下の表のとおり下限額と、年齢区分により上限額が定められています。

《下限額》(令和8年8月1日現在)

賃金日額	基本手当日額
3,203 円	2,562 円

《上限額》

(令和8年8月1日現在)

年齢区分	賃金日額	基本手当日額
～30 歳未満	14,900 円	7,450 円
30 歳以上～45 歳未満	16,540 円	8,270 円
45 歳以上～60 歳未満	18,220 円	9,110 円
60 歳以上～65 歳未満	17,400 円	7,830 円

ニ 所定給付日数

受給資格がある方で、被保険者であった期間及び離職理由等により以下の表のとおりとなっています。

① 一般の受給資格者（定年・自己都合等）

	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
65 歳未満	90 日	120 日	150 日

② 障害者等の就職困難者

	1 年未満	1 年以上
45 歳未満	150 日	300 日
45 歳以上 65 歳未満		360 日

③ 特定受給資格者（倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた方）130～131 ページ参照。

一部の特定理由離職者（※）（期間の定めのある労働契約が更新されなかったことにより離職された方）131 ページの 1 参照。

※ 特定理由離職者は離職日が令和 9 年 3 月 31 日までの方が対象となります。

被保険者であった 年齢 期間	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	—
30 歳以上 35 歳未満		120 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満		150 日	180 日	240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満		180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満		150 日	180 日	210 日	240 日

【技能習得手当】

受給資格者が、ハローワーク（公共職業安定所長）の受講指示により公共職業訓練等を受講している間は、基本手当のほかに技能習得手当（受講手当・通所手当）及び寄宿手当を受給することができます。

【傷病手当】

受給資格者が、離職後ハローワークに出頭し、求職の申込みをした後において 15 日以上引き続いて傷病のため職業に就くことができない状態となった場合、基本手当の日額に相当する額の傷病手当が、所定給付日数の範囲内で支給されます。

- ◎ 特定受給資格者（倒産・解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた者）とは、具体的には、下記の類型に該当する方をいいます。

1 「倒産」等により離職した者

- ① 倒産（破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続の申立て又は手形取引の停止等）に伴い離職した者
- ② 事業所において大量雇用変動の場合（1か月に30人以上の離職を予定）の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者の3分の1を超える者が離職したため離職した者
- ③ 事業所の廃止（事業活動停止後再開の見込みのない場合を含む。）に伴い離職した者
- ④ 事業所の移転により、通勤することが困難となったため離職した者

2 「解雇」等により離職した者

- ① 解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）により離職した者
- ② 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者
- ③ 賃金（退職手当を除く。）の額の3分の1を超える額が支払期日までに支払われなかったことにより離職した者
- ④ 賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて85%未満に低下した（又は低下することとなった）ため離職した者（当該労働者が低下の事実について予見し得なかった場合に限る。）
- ⑤ 離職の日の属する月の前6か月間のうちに3月連続して45時間、1月で100時間又は2～6月平均で月80時間を超える時間外労働が行われたため、又は事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者
- ⑥ 事業主が法令に違反し、妊娠中若しくは出産後の労働者又は子の養育若しくは家族の介護を行う労働者を就業させ、若しくはそれらの者の雇用の継続等を図るための制度の利用を不当に制限したこと又は妊娠したこと、出産したこと若しくはそれらの制度の利用の申出をし、若しくは利用をしたこと等を理由として不利益な取扱いをしたため離職した者
- ⑦ 事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者
- ⑧ 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者（平成30年2月5日から令和9年3月31日までに契約更新上限の到来により離職した場合で、下記の①～③に該当する場合を含む。）（※）
 - （※）① 契約更新上限が当初の有期労働契約締結時に設けられておらず、当初の有期労働契約締結後に設定された場合又は不更新条項が追加された場合
 - ② 契約更新上限が当初の有期労働契約締結後に引き下げられた場合
 - ③ 基準日（平成24年8月10日）以後に締結された4年6か月以上5年以下の契約更新上限がある有期労働契約の契約更新上限の到来（定年後の再雇用に関し定められた雇用期限到来を除く。）により離職した場合。ただし、基準日前から、同一の事業所の有期雇用労働者に対して、一様に4年6か月以上5年以下の契約更新上限を設定していた場合を除く。）
- ⑨ 期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者（上記⑧に該当する者を除く。）
- ⑩ 事業主又は当該事業主に雇用される労働者から就業環境が著しく害されるような言動を受けたことによって離職した者

- ⑪ 事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者（従来から恒常的に設けられている「早期退職優遇制度」等に応募して離職した場合は、これに該当しない。）
- ⑫ 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3か月以上となったことにより離職した者
- ⑬ 事業所の業務が法令に違反したため離職した者

◎ 特定理由離職者とは、具体的には、下記の類型に該当する方をいいます。

- 1 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）（130 ページ「特定受給資格者」の2の⑧及び⑨に該当する場合を除く。）（※1）（※2）
 - （※1）労働契約において、契約更新条項が「契約を更新する場合がある」とされている場合など、契約の更新について明示はあるが契約更新の確約まではない場合がこの基準に該当します。
 - （※2）平成30年2月5日から令和9年3月31日までに契約更新上限の到来により離職した場合であって、次の①～②に該当する者もこの基準に該当します。
 - ① 契約更新上限が当初の有期労働契約締結時に設けられておらず、当初の有期労働契約締結後に設定された場合又は不更新条項が追加された場合
 - ② 契約更新上限が当初の有期労働契約締結後に引き下げられた場合
- 2 以下の正当な理由のある自己都合により離職した者
 - ① 体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
 - ② 妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者
 - ③ 父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した者
 - ④ 配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した者
 - ⑤ 次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
 - i) 結婚に伴う住所の変更
 - ii) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼
 - iii) 事業所の通勤困難な地への移転
 - iv) 自己の意思に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
 - v) 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
 - vi) 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避
 - vii) 配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避
 - ⑥ その他、本ページ上段「特定受給資格者」の2の⑪に該当しない企業整備による人員整理等で希望退職者の募集に応じて離職した者等

(2) 高年齢求職者給付（一時金）

この一時金は、高年齢被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前1年間のうちに被保険者期間が6か月（なお、賃金支払基礎日数が11日以上の方が6か月ない場合は、完全月で賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として算定します。）以上ある場合に、基本手当に代えて、高年齢求職者給付金として一時金が支給されます。

令和4年1月1日より新設された雇用保険マルチジョブホルダー制度により被保険者となったマルチ高年齢被保険者が離職した場合も、本給付の対象となります。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

(3) 短期雇用特例被保険者の求職者給付（特例一時金）

特例一時金は、短期雇用特例被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前1年間に被保険者期間6か月（当分の間、1暦月において賃金支払いの基礎となった日が11日以上あるものを1か月として計算（なお、賃金支払基礎日数が11日以上の方が6か月ない場合は、完全月で賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として算定します。））以上ある場合に、基本手当の30日分（当分の間、40日分）に相当する額が支給されます。

(4) 日雇労働求職者給付金

イ 受給要件

日雇労働求職者給付金は、失業の日の属する月前2か月間に26枚以上の印紙が貼付され、日雇労働被保険者が失業した場合に、ハローワークに出頭して求職申込みをしたうえ、その失業している日について認定を受け、失業の認定が行われた日数分が支給されることとなっています。

ただし、日雇労働被保険者が各週について就労しなかった最初の1日分は支給されません。

ロ 日額

前2か月間に26枚以上の印紙が貼付されているときに、級別貼付状況に応じて、次のとおり決定されます。

【第1級 7,500円】

【第2級 6,200円】

【第3級 4,100円】

ハ 給付日数

前2か月間に貼付された印紙の枚数（給付日数の決定に等級は関係ありません。）によって、右表のとおり計算されます。

印紙の貼付枚数	給付日数
26枚～31枚まで	13日
32枚～35枚まで	14日
36枚～39枚まで	15日
40枚～43枚まで	16日
44枚以上	17日

2 就職促進給付

(1) 再就職手当

受給資格者が、所定給付日数の3分の1以上を残して、安定した職業（1年を超えて引き続き雇用されることが確実と認められること。）に就いた場合に、一定の要件に基づき、**基本手当日額（ただし、上限あり）×所定給付日数の支給残日数×60%または70%**（支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合は「支給残日数の70%」、所定給付日数の3分の1以上3分の2未満の場合は「支給残日数の60%」）が、一時金として支給されます。

(2) 就業促進定着手当

再就職手当の支給を受けた方で、再就職手当の支給に係る再就職先に6か月以上雇用され、再就職先での6か月の賃金が、離職前の賃金よりも低い場合に、基本手当の支給残日数の20%を上限として、低下した賃金の6か月分が支給されます。

(3) 常用就職支度手当

障害のある方、45歳以上の方で労働施策総合推進法等に基づく再就職援助計画の対象者など、就職困難な受給資格者が、ハローワークまたは民間職業紹介事業者の紹介により、安定した職業に就いた場合に、一定の要件に基づき、基本手当日額（上限あり）×36日（支給残日数が90日未満の場合は、支給残日数もしくは45日のいずれか多い日数×40%）が支給されます。

(4) 移転費

受給資格者等が、ハローワーク、特定地方公共団体または職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、住居所を変更した等の場合に、ハローワーク（公共職業安定所長）が必要と認めたときに支給されます。

(5) 広域求職活動費

受給資格者等が、ハローワークの紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合であって、ハローワーク（公共職業安定所長）が必要と認めたときに支給されます。

(6) 短期訓練受講費

受給資格者等が、ハローワークの職業指導により再就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受け、当該短期訓練を修了した場合において、当該短期訓練の受講のために支払った費用について教育訓練給付金の支給を受けておらず、ハローワーク（公共職業安定所長）が必要と認めたときに支給されます。

(7) 求職活動関係役務利用費

受給資格者等が、求人者との面接等をしたり、教育訓練を受講するため、その子に関して保育等サービスを利用したりする場合に支給されます。

※ (1)から(7)の手当には、申請書等に事業主の方に証明していただく欄があります。労働者の方から申請書等の記入依頼を受けた場合には、速やかに対応していただきますようよろしくお願いいたします。

また就業促進定着手当につきましては、支給申請書に記載頂いた期間の分（賃金締切日で区切られた、完全な賃金支払対象期間6か月分に至るまでの期間）の出勤簿又はタイムカードの写しと給与明細又は賃金台帳の写しについて、雇い入れた方への提供をお願いします。

これらの写しは就業促進定着手当の支給要件に該当するか調査をするため、また当該手当の支給要件に該当する場合は支給額を計算するために必要となりますので、ご協力をお願いいたします。

3 教育訓練給付

(1) 教育訓練給付金

イ 一般教育訓練に係る教育訓練給付金

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（※１）（＝在職者）、または被保険者であった方（＝離職者）が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し、修了した場合に、教育訓練施設に支払った受講料等の一定の割合に相当する額が支給されます。

（※１）被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、参考１の３（１）において同じです。

【支給額】

一般教育訓練を修了した場合は、教育訓練経費（※２）の 20%に相当する額を支給します。（上限 10 万円。ただし、支給額が 4 千円を超えない場合は支給されません。）

（※２）教育訓練経費とは…

申請者自らが指定教育訓練実施者に対して支払った入学金及び受講料の合計額を指します。事業主等が申請者に対して教育訓練の受講に伴う手当等を支給する場合は、原則として教育訓練経費から差し引いて申請することとなります。

なお、一般教育訓練に係る教育訓練給付金においては、受講料は最大 1 年分であり、受講開始日前 1 年以内にキャリアコンサルタントが行うキャリアコンサルティングを受けた場合、その費用を教育訓練経費に加えることができます（ただし、その額が 2 万円を超える場合、教育訓練経費とできる額は 2 万円までとなります。）。

ロ 特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（＝在職者）、または被保険者であった方（＝離職者）が、厚生労働大臣の指定する特定一般教育訓練を受講し、修了した場合に、教育訓練施設に支払った受講料等の一定の割合に相当する額が支給されます。

【支給額】

①特定一般教育訓練を修了した場合は、教育訓練経費の 40%に相当する額を支給します。（上限 20 万円。ただし、支給額が 4 千円を超えない場合は支給されません。）

②特定一般教育訓練を修了し、資格を取得して就職等した場合は、教育訓練経費の 50%に相当する額を支給します。（上限 25 万円。①で既に支給した額との差額を支給します。ただし、支給額が 4 千円を超えない場合は支給されません。）

【特定一般教育訓練受講開始前の手続】

特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を希望する方は、原則として、訓練受講開始日 2 週間前までに、受給資格確認の手続を行う必要があります、この受給資格確認の手続の前に厚生労働大臣が定めるキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングを受け、当該キャリアコンサルティングを踏まえて記載されたジョブ・カードを提出する必要があります。

ハ 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（＝在職者）、または被保険者であった方（＝離職者）が、厚生労働大臣の指定した専門実践教育訓練を受講している場合に、教育訓練施設に支払った受講料等の一定の割合に相当する額が支給されます。

【支給額】

- ①専門実践教育訓練を受講中及び修了した場合は、教育訓練経費の 50%に相当する額を支給します。なお、受講中は6 か月ごとに支給します。（上限年間 40 万円。ただし、支給額が4 千円を超えない場合は支給されません。）
- ②専門実践教育訓練を修了し、資格を取得して就職等した場合は、教育訓練経費の 70%に相当する額を支給。（上限年間 56 万円。①で既に支給した額との差額を支給します。ただし、支給額が4 千円を超えない場合は支給されません。）
- ③上記の支給要件を満たした上で、訓練修了後の賃金が受講開始前と比較して 5 %以上上昇した場合は、教育訓練経費の 80%（上限年間 64 万円。①及び②で既に支給した額との差額を支給します。ただし、支給額が4 千円を超えない場合は支給されません。）

なお、法令上 4 年の専門実践教育訓練の 4 年課程（専門職大学等）を受講される方は、教育訓練給付金の支給上限額について、通常の 3 年分に加えて、4 年目受講相当分(上限 64 万円)が上乗せされることがあります。

【専門実践教育訓練受講開始前の手続】

専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を希望する方は、原則として、訓練受講開始日 2 週間前までに、受給資格確認の手続を行う必要があります、この受給資格確認の手続の前に厚生労働大臣が定めるキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングを受け、当該キャリアコンサルティングを踏まえて記載されたジョブ・カードを提出する必要があります。

ニ 教育訓練支援給付金

一定の要件を満たす専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けている方（受講開始時に 45 歳未満である方）が、当該専門実践教育訓練（通信制・夜間制の訓練を除く）を受けている日のうち失業している日について支給されます。

【支給額】

原則として、基本手当の日額に相当する額に 60% を乗じて得た額に支給日数を乗じて得た額が支給されます。

なお、令和 7 年 3 月 31 日以前に受講開始した方の教育訓練支援給付金の支給額は、基本手当日額に相当する額の 80% となります。

(2) 教育訓練休暇給付金

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（＝在職者）が、離職することなく、教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、その訓練・休暇期間中の生活費を保障するため、失業給付（基本手当）に相当する給付として、賃金の一定の割合に相当する額が支給されます。

イ 概要

①支給対象者：以下の 2 つの要件を満たすことが必要です。

- ・休暇開始前 2 年間に 12 か月以上の被保険者期間があること
(原則、11 日以上賃金支払いの基礎となった日数がある月が算定の対象)
- ・休暇開始前に 5 年以上、雇用保険に加入していた期間があること
(過去、基本手当（失業給付）や教育訓練休暇給付金、育児休業給付金、出生時育児休業給付金を受けたことがある場合、通算できない期間が生じる場合あり)

②給付日数：雇用保険に加入していた期間に応じて異なります。

加入期間	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
所定給付日数	90 日	120 日	150 日

③給付日額：原則休暇開始日前 6 か月の賃金日額に応じて算定されます。

(失業給付の算定方法と同じであり、休暇開始日の前日を離職日とみなして算定)

ロ 支給対象となる休暇

以下の全ての要件を満たす休暇が対象です。

- ①就業規則や労働協約等に規定された休暇制度に基づく休暇
- ②労働者本人が教育訓練を受講するため自発的に取得することを希望し、事業主の承認を得て取得する 30 日以上は無給の休暇
- ③次に定める教育訓練等を受けるための休暇
 - ・学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校又は各種学校が提供する教育訓練等
 - ・教育訓練給付金の指定講座を有する法人等が提供する教育訓練等
 - ・職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの
(司法修習、語学留学、海外大学院での修士号の取得等)

参考 2 日雇労働被保険者の給付について

1 雇用保険の適用を受ける日雇労働者とは

(1) 雇用保険法における日雇労働者とは、日々転々と異なる事業主に雇用され、極めて不安定な就労状態にある労働者で、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 日々雇用される者
- ② 30 日以内の期間を定めて雇用される者

ただし、連続する 2 月の各月において 18 日以上同一事業主の適用事業に雇用された場合、又は、同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用された場合は、以下の日から一般被保険者または短期雇用特例被保険者として取り扱われますので、雇用保険被保険者資格取得届に雇用保険日雇労働被保険者手帳を添えて届出をしてください。

- ① 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者についてはその翌月の最初の日
- ② 同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用された者については同一の事業主の下での雇用が 31 日以上継続するに至った日

(2) 日雇労働被保険者となるのは、日雇労働者のうち、次のいずれかに該当する者です。

- ① 適用区域内に居住し、適用事業に雇用される者
- ② 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者
- ③ 上記以外の者であってハローワーク（公共職業安定所長）の認可を受けた者

日雇労働被保険者となった日雇労働者には、日雇労働被保険者手帳が交付されます。

なお、ハローワーク（公共職業安定所長）の認可を受けて被保険者となった日雇労働者については、認可のあった日に、日雇労働被保険者手帳が交付されます。

2 日雇労働被保険者を雇い入れた場合の手続は

(1) 雇用保険印紙の購入

雇用保険印紙保険料は、雇用する日雇労働被保険者に賃金を払うつど、日雇労働被保険者手帳に雇用保険印紙を貼付し、あらかじめ届出済みの印影をもって消印することによって納付するものです。

したがって、事業主が日雇労働被保険者を雇い入れようとするときは、あらかじめ雇用保険印紙を購入しなければなりません。雇用保険印紙を購入するには、ハローワークに「雇用保険印紙購入通帳交付申請書」を提出し、通帳の交付を受けて、その通帳により郵便局から必要な枚数を購入しなければなりません。

(2) 雇用保険印紙の種類

等級	賃金日額	印紙保険料	負担割合	
			事業主	労働者
第1級	11,300 円以上	176 円	88 円	88 円
第2級	8,200 円以上 11,300 円未満	146 円	73 円	73 円
第3級	8,200 円未満	96 円	48 円	48 円

(3) 保険料の負担

日雇労働被保険者を雇用した場合は、雇用保険印紙保険料と一般保険料の納付の義務があります。したがって、事業主は日雇労働被保険者に賃金を払うつど、以下の計算方法で保険料を控除することができます。(令和8年度4月1日以降の料率で計算しています。)

- 一般事業 (雇用保険率 13.5/1000)
(雇用保険印紙料×1/2) + (賃金×5/1000)
- 特掲事業 (雇用保険率 15.5/1000 又は 16.5/1000)
(雇用保険印紙料×1/2) + (賃金×6/1000)

【例示】

賃金日額 9,000 円の日雇労働者を雇用した建設事業の事業主が、日雇労働者負担分の保険料を計算すると……

- ① 雇用保険印紙保険料
73 円……146 円 (第2級) ×1/2 (労働者負担分)
- ③ 一般保険料
54 円……9,000 円×6/1000 (建設事業：労働者負担分)

よって、事業主は、労働者から 127 円 (①73 円+③54 円) を徴収してください。

(4) 雇用保険印紙に消印する印影の届出

日雇労働被保険者手帳に雇用保険印紙を貼付し、消印する場合の印影をあらかじめ管轄ハローワークに届け出てください。

また、印影を変更しようとするときも届出が必要です。

(5) 雇用保険印紙の受払い及び印紙保険料納付状況の報告

事業主は、ハローワークから雇用保険印紙購入通帳の交付を受けた場合は、雇用保険印紙受払いのつど受払簿へ記入し、毎月、月末現在で集計したうえ、その翌月末までに雇用保険印紙の使用の有無にかかわらず、印紙保険料納付状況報告書を、管轄ハローワークへ報告してください。

(6) 日雇労働者が日雇労働被保険者手帳を所持していない場合の保険料納付

日雇労働被保険者手帳を持っていない日雇労働者を雇用した事業主は、居住地を管轄するハローワーク (公共職業安定所長) に日雇労働被保険者資格取得届等を提出して被保険者手帳の交付を受けるよう指導してください。

付録

記載内容に関する確認書
申請等に関する同意書
(高年齢雇用継続給付用)

令和 年 月 日

私は、下記の事業主が行う

記

- ☐ 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出について同意します。
- ☐ 高年齢雇用継続給付の受給資格の確認の申請について同意します。
- ☐ 雇用保険法施行規則第 101 条の 5・第 101 条の 7 の規定による高年齢雇用継続給付の支給申請について同意します（今回の申請に続く今後行う支給申請を含む。）。

（該当する項目にチェック。複数項目にチェック可）

※ 本同意書の保存期限は、雇用保険法施行規則第 143 条の規定により本継続給付に係る完結の日から 4 年間とします。

事業所名称 _____

事業主氏名 _____

被保険者番号 _____

被保険者氏名 _____

以上

記載内容に関する確認書
申請等に関する同意書
(介護休業給付用)

令和 年 月 日

私は、下記の事業主が行う

記

☐ 雇用保険法施行規則第 101 条の 19 の規定による介護休業給付金の支給申請について同意します。

(該当する項目にチェック。)

※ 本同意書の保存期限は、雇用保険法施行規則第 143 条の規定により本継続給付に係る完結の日から 4 年間とします。

事業所名称 _____

事業主氏名 _____

被保険者番号 _____

被保険者氏名 _____

以上

記載内容に関する確認書
申請等に関する同意書
(育児休業給付・出生後休業支援給付用)

令和 年 月 日

私は、下記の事業主が行う

記

- ☐ 育児休業給付の受給資格の確認の申請について同意します。
- ☐ 雇用保険法施行規則第 101 条の 30・第 101 条の 33・第 101 条の 42 の規定による育児休業給付・出生後休業支援給付の支給申請について同意します（今回の申請に続く今後行う支給申請を含む。）。

（該当する項目にチェック。複数項目にチェック可）

※ 本同意書の保存期限は、雇用保険法施行規則第 143 条の規定により本給付に係る完結の日から 4 年間とします。

事業所名称 _____

事業主氏名 _____

被保険者番号 _____

被保険者氏名 _____

以上

記載内容に関する確認書
申請等に関する同意書
(育児時短就業給付用)

令和 年 月 日

私は、下記の事業主が行う

記

- ☐ 育児時短就業給付の受給資格の確認の申請について同意します。
- ☐ 雇用保険法施行規則第 101 条の 48 の規定による育児時短就業給付の支給申請について同意します（今回の申請に続く今後行う支給申請を含む。）。

（該当する項目にチェック。複数項目にチェック可）

※ 本同意書の保存期限は、雇用保険法施行規則第 143 条の規定により本給付に係る完結の日から 4 年間とします。

事業所名称 _____

事業主氏名 _____

被保険者番号 _____

被保険者氏名 _____

以上

(参考) 産後休業後の育児休業開始日早見表

出産月 出産日	1月 (閏年の場合)	2月 (閏年の場合)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	2/27	3/30(3/29)	4/27	5/28	6/27	7/28	8/27	9/27	10/28	11/27	12/28	1/27
2	2/28	3/31(3/30)	4/28	5/29	6/28	7/29	8/28	9/28	10/29	11/28	12/29	1/28
3	3/1 (2/29)	4/1 (3/31)	4/29	5/30	6/29	7/30	8/29	9/29	10/30	11/29	12/30	1/29
4	3/2 (3/1)	4/2 (4/1)	4/30	5/31	6/30	7/31	8/30	9/30	10/31	11/30	12/31	1/30
5	3/3 (3/2)	4/3 (4/2)	5/1	6/1	7/1	8/1	8/31	10/1	11/1	12/1	1/1	1/31
6	3/4 (3/3)	4/4 (4/3)	5/2	6/2	7/2	8/2	9/1	10/2	11/2	12/2	1/2	2/1
7	3/5 (3/4)	4/5 (4/4)	5/3	6/3	7/3	8/3	9/2	10/3	11/3	12/3	1/3	2/2
8	3/6 (3/5)	4/6 (4/5)	5/4	6/4	7/4	8/4	9/3	10/4	11/4	12/4	1/4	2/3
9	3/7 (3/6)	4/7 (4/6)	5/5	6/5	7/5	8/5	9/4	10/5	11/5	12/5	1/5	2/4
10	3/8 (3/7)	4/8 (4/7)	5/6	6/6	7/6	8/6	9/5	10/6	11/6	12/6	1/6	2/5
11	3/9 (3/8)	4/9 (4/8)	5/7	6/7	7/7	8/7	9/6	10/7	11/7	12/7	1/7	2/6
12	3/10(3/9)	4/10(4/9)	5/8	6/8	7/8	8/8	9/7	10/8	11/8	12/8	1/8	2/7
13	3/11(3/10)	4/11(4/10)	5/9	6/9	7/9	8/9	9/8	10/9	11/9	12/9	1/9	2/8
14	3/12(3/11)	4/12(4/11)	5/10	6/10	7/10	8/10	9/9	10/10	11/10	12/10	1/10	2/9
15	3/13(3/12)	4/13(4/12)	5/11	6/11	7/11	8/11	9/10	10/11	11/11	12/11	1/11	2/10
16	3/14(3/13)	4/14(4/13)	5/12	6/12	7/12	8/12	9/11	10/12	11/12	12/12	1/12	2/11
17	3/15(3/14)	4/15(4/14)	5/13	6/13	7/13	8/13	9/12	10/13	11/13	12/13	1/13	2/12
18	3/16(3/15)	4/16(4/15)	5/14	6/14	7/14	8/14	9/13	10/14	11/14	12/14	1/14	2/13
19	3/17(3/16)	4/17(4/16)	5/15	6/15	7/15	8/15	9/14	10/15	11/15	12/15	1/15	2/14
20	3/18(3/17)	4/18(4/17)	5/16	6/16	7/16	8/16	9/15	10/16	11/16	12/16	1/16	2/15
21	3/19(3/18)	4/19(4/18)	5/17	6/17	7/17	8/17	9/16	10/17	11/17	12/17	1/17	2/16
22	3/20(3/19)	4/20(4/19)	5/18	6/18	7/18	8/18	9/17	10/18	11/18	12/18	1/18	2/17
23	3/21(3/20)	4/21(4/20)	5/19	6/19	7/19	8/19	9/18	10/19	11/19	12/19	1/19	2/18
24	3/22(3/21)	4/22(4/21)	5/20	6/20	7/20	8/20	9/19	10/20	11/20	12/20	1/20	2/19
25	3/23(3/22)	4/23(4/22)	5/21	6/21	7/21	8/21	9/20	10/21	11/21	12/21	1/21	2/20
26	3/24(3/23)	4/24(4/23)	5/22	6/22	7/22	8/22	9/21	10/22	11/22	12/22	1/22	2/21
27	3/25(3/24)	4/25(4/24)	5/23	6/23	7/23	8/23	9/22	10/23	11/23	12/23	1/23	2/22
28	3/26(3/25)	4/26(4/25)	5/24	6/24	7/24	8/24	9/23	10/24	11/24	12/24	1/24	2/23
29	3/27(3/26)	(4/26)	5/25	6/25	7/25	8/25	9/24	10/25	11/25	12/25	1/25	2/24
30	3/28(3/27)		5/26	6/26	7/26	8/26	9/25	10/26	11/26	12/26	1/26	2/25
31	3/29(3/28)		5/27		7/27		9/26	10/27		12/27		2/26

(注) 対象となる育児休業には、産後休業（産後8週間）は含まれませんので、出産の日から（出産日を含む）58日目から育児休業開始日になります。

育児時短就業期間等に係る証明書（様式例）

下記の者につきまして、育児時短就業期間及び育児時短就業前後の週所定労働時間等について、下記のとおり証明いたします。

記

- 1 被保険者番号 — —
- 2 被保険者氏名 _____
- 3 育児時短就業期間 開始日 令和 年 月 日
 終了（予定）日 令和 年 月 日
- 4 被保険者に適用されている労働時間制度
通常の労働時間制度 ・ フレックスタイム制 ・ 変形労働時間制
裁量労働制 ・ シフト制 ・ その他（ ）
- 5 本来の週所定労働時間（注1） 週 時間 分

- 6 支給対象月における週所定労働時間（注1、2）

支給対象月その1 令和 年 月 週 時間 分

支給対象月その2 令和 年 月 週 時間 分

(注1) フレックスタイム制、変形労働時間制、裁量労働制又はシフト制（シフトで具体的な労働日や労働時間が確定するような勤務形態）の場合は、別紙も併せて提出してください。

(注2) 支給対象月における週所定労働時間が20時間未満の場合は、次の7も記載してください。

- 7 育児時短就業に係る子が小学校就学の始期に達するまでに

1週間の所定労働時間が20時間以上となる見込み ☐ あり ☐ なし

上記の記載事実に誤りがないことを証明します。

令和 年 月 日

公共職業安定所長 殿

所在地

電話番号

事業所・事業主名

※この証明書（別紙を含む）は、育児時短就業給付金の支給要件の確認書類になりますので、正確に記入してください。偽りの証明をした場合は不正に受給した者と連帯して不正受給処分の対象となる場合があります。

※この証明書について、記載内容を確認できる書類の提出をお願いする場合があります。

1 フレックスタイム制の場合（一定期間の総労働時間の範囲内で労働者が1日の労働時間を決めて勤務する制度）

(1) 本来の週所定労働時間

清算期間	総労働時間の算出基礎となった1日の労働時間	所定勤務日数	週所定労働時間
月 ~ 月 か月	時間 分 日		0 時間 0 分

(2) 支給対象月における週所定労働時間

清算期間	総労働時間の算出基礎となった1日の労働時間	所定勤務日数	週所定労働時間
月 ~ 月 か月	時間 分 日		0 時間 0 分

2 変形労働時間制の場合（一定期間を平均して法定労働時間の範囲内となるよう勤務日や1日の労働時間を設定する制度）

(1) 本来の週所定労働時間

対象期間	1週間の平均労働時間
月 ~ 月 か月	時間 分

(2) 支給対象月における週所定労働時間

対象期間	1週間の平均労働時間
月 ~ 月 か月	時間 分

(※フレックスタイム制または変形労働時間制で総労働時間を定めている場合)

	清算期間・対象期間	期間中の総労働時間	週所定労働時間
①	月 ~ 月 か月	時間 分	0 時間 0 分
②	月 ~ 月 か月	時間 分	0 時間 0 分

3 裁量労働制の場合（特定の業務についてあらかじめ定めた労働時間働いたとみなす制度）

(1) 本来の週所定労働時間

みなし労働時間	週所定労働時間
時間 分	0 時間 0 分

(2) 支給対象月における週所定労働時間

みなし労働時間	週所定労働時間
時間 分	0 時間 0 分

4 シフト制の場合（シフトで具体的な労働日や労働時間が確定するような勤務形態）

(1) 本来の週所定労働時間

	対象期間	暦日数	実労働時間
①	令和 年 月 日 ~ 月 日	日	時間 分
②	令和 年 月 日 ~ 月 日	日	時間 分
③	令和 年 月 日 ~ 月 日	日	時間 分
計		0 日	0 時間 0 分

本来の週所定労働時間 → 0 時間 0 分

(2) 支給対象月における週所定労働時間

	支給対象月	暦日数	実労働時間	週所定労働時間
①	令和 年 月 日		時間 分	0 時間 0 分
②	令和 年 月 日		時間 分	0 時間 0 分

(注1) (1)の①~③は、育児時短就業を開始した日前3か月間（育児時短就業開始時賃金日額の算定に用いる賃金月の直近3か月分）について記載すること。

(注2) (1) (2)の実労働時間には、法定労働時間（1日8時間・1週40時間又は44時間）を超えない部分の実際の労働時間を記載すること。

＜参考＞週所定労働時間の計算方法（いずれも分単位未満切り捨て）

1 フレックスタイム制の場合 …清算期間における総労働時間の算出基礎となった1日の労働時間×所定勤務日数

2 変形労働時間制の場合 …対象期間中の1週間の平均労働時間

(※フレックスタイム制または変形労働時間制で総労働時間を定めている場合)

…清算期間（対象期間）の総労働時間÷清算期間（対象期間）の月数×12月÷52週

3 裁量労働制の場合 …みなし労働時間×5

4 シフト制の場合 …該当期間^{※1}の実際の労働時間^{※2}÷（該当期間の暦日数^{※1}÷7日）^{※3}

※1 本来の週所定労働時間を計算する場合は、育児時短就業を開始した日前3か月間（育児時短就業開始時賃金日額の算定に用いる賃金月の直近3か月分）、支給対象月における週所定労働時間を計算する場合は、その支給対象月に支払われた賃金の算定対象期間（賃金が月末締め・翌月払いの場合は、支給対象月）をいいます。

※2 法定労働時間（1日8時間・1週40時間又は44時間）を超えないものに限りです。

※3 括弧内に端数が生じた場合は小数点第3位を四捨五入してください。

ハローワーク（公共職業安定所）・労働基準監督署一覧

令和8年8月1日現在

ハローワーク (公共職業安定所)	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
仙 台	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 3・4F	022-299-8811	仙台市、名取市、岩沼市、亶理郡
(大和出張所)	〒981-3626 黒川郡大和町吉岡南2-3-15	022-345-2350	富谷市、黒川郡のうち大和町、大衡村
石 巻	〒986-0832 石巻市泉町4-1-18 石巻合同庁舎	0225-95-0158	石巻市、東松島市、牡鹿郡
塩 釜	〒985-0016 塩釜市港町1-4-1 マリングート塩釜 3F	022-362-3361	塩釜市、多賀城市、黒川郡のうち大郷町、宮城郡
古 川	〒989-6143 大崎市古川中里6-7-10 古川合同庁舎	0229-22-2305	大崎市、加美郡、遠田郡
大 河 原	〒989-1201 柴田郡大河原町大谷字町向 126-4 オーガ(O r g a) 1F	0224-53-1042	角田市、柴田郡、伊具郡
(白石出張所)	〒989-0229 白石市字銚子ヶ森37-8	0224-25-3107	白石市、刈田郡
築 館	〒987-2252 栗原市築館薬師2-2-1 築館合同庁舎	0228-22-2531	栗原市
迫	〒987-0511 登米市迫町佐沼字内町42-10	0220-22-8609	登米市
気 仙 沼	〒988-0077 気仙沼市古町3-3-8 気仙沼駅前プラザ 2F	0226-24-1716	気仙沼市、本吉郡
労働基準 監 督 署	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
仙 台	〒983-8507 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-9074	仙台市、塩釜市、名取市、岩沼市、多賀城市、富谷市、亶理郡、宮城郡
石 巻	〒986-0832 石巻市泉町4-1-18 石巻合同庁舎	0225-22-3365	石巻市、気仙沼市、東松島市、牡鹿郡、本吉郡
古 川	〒989-6161 大崎市古川駅南2-9-47	0229-22-2112	大崎市、黒川郡のうち大和町、大郷町、大衡村、加美郡、遠田郡
大 河 原	〒989-1246 柴田郡大河原町字新東24-25	0224-53-2154	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
瀬 峰	〒989-4521 栗原市瀬峰下田50-8	0228-38-3131	栗原市、登米市